

# 勝浦市一般廃棄物処理基本計画

令和 8(2026)年 3 月

勝 浦 市

## 目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1.1 計画策定の背景.....	1
1.2 計画の位置付け.....	2
1.3 計画の対象区域.....	3
1.4 計画の対象廃棄物.....	3
1.5 計画期間 .....	3
第2章 勝浦市の概況.....	4
2.1 自然的条件.....	4
2.1.1 地理的・地形的特性.....	4
2.1.2 気候的特性.....	5
2.1.3 河川の状況.....	6
2.2 人口動態 .....	7
2.2.1 人口及び世帯数.....	7
2.2.2 年齢(5歳階級)別・男女別人口.....	8
2.2.3 自然動態.....	8
2.3 産業の動向.....	9
2.3.1 産業別就業者数.....	9
2.3.2 産業別事業所数.....	10
2.3.3 観光客数.....	11
2.3.4 土地利用状況.....	11
第3章 ごみ処理の現況及び課題.....	12
3.1 ごみ処理の現状.....	12
3.1.1 ごみ処理体制.....	12
3.1.2 ごみ排出量等の推移.....	16
3.2 ごみ処理状況の評価と課題の整理.....	24
3.2.1 ごみ処理状況の評価.....	24
3.2.2 課題の整理.....	27
3.2.3 ごみ処理に関する国・県の動向.....	31
第4章 ごみ処理基本計画.....	34
4.1 ごみの排出量等の予測.....	34
4.1.1 計画収集人口の予測.....	34
4.1.2 ごみの排出量等の予測.....	34
4.2 基本理念・基本方針.....	36
4.2.1 基本理念.....	36
4.2.2 基本方針.....	36
4.3 数値目標.....	37
4.3.1 本計画における数値目標.....	37

4.4 目標達成に向けた取り組み.....	39
4.4.1 施策の体系.....	39
4.4.2 具体的な施策の展開.....	40
4.4.3 目標達成のための各主体の役割.....	50
4.4.4 数値目標を達成した場合のごみ排出量等の見込み.....	52
4.5 計画の進行管理.....	54
第5章 食品ロス削減推進計画.....	55
5.1 基本的事項.....	55
5.2 食品ロスに関する現状と課題.....	55
5.3 基本理念.....	56
5.4 計画の目標.....	56
5.5 目標達成に向けた取り組み.....	57
5.6 各主体に求められる役割と行動.....	58
5.7 推進体制.....	58
第6章 生活排水処理基本計画.....	59
6.1 生活排水処理の現状及び課題.....	59
6.1.1 生活排水処理の現状.....	59
6.1.2 生活排水処理状況の評価と課題の整理.....	63
6.2 基本方針及び数値目標.....	64
6.2.1 基本方針.....	64
6.2.2 数値目標.....	64
6.3 目標達成に向けた取り組み.....	65
6.3.1 具体的な施策の展開.....	65
6.3.2 将来推計.....	66
第7章 用語集.....	68
第8章 資料集.....	73
8.1 ごみ処理の実績及び将来予測.....	73
8.1.1 ごみ処理の実績.....	73
8.1.2 推計に当たって.....	73
8.1.3 ごみ排出量の見込み(現状の傾向が継続した場合).....	74
8.1.4 ごみ排出量の見込み(目標を達成した場合).....	75
8.2 生活排水処理の実績及び将来予測.....	76
8.2.1 将来予測の方法.....	76
8.2.2 生活排水処理の実績及び将来予測.....	77

※文中で下線が引かれている用語は、第7章で説明しています。  
(記載例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律<sup>1)</sup>)

# 第1章 計画の基本的事項

## 1.1 計画策定の背景

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式は、豊かさをもたらした半面、廃棄物の大量発生、温室効果ガス<sup>1</sup>の排出、天然資源の消費など、環境負荷の増大を招いてきました。

こうした状況から脱却し、天然資源の消費抑制等、環境負荷をできる限り低減する「循環型社会<sup>2</sup>」の形成を目指し、我が国では平成12(2000)年に「循環型社会形成推進基本法<sup>3</sup>」を制定し、3R<sup>4</sup>(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再資源化))の推進と廃棄物の適正処理等に係る各種施策を推進してきました。

国際的にも、平成27(2015)年に開催された国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、食品ロス<sup>5</sup>やマイクロプラスチック<sup>6</sup>による海洋汚染など、先進国と開発途上国がともに取り組むべき問題解決に向けた普遍的な目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が設定され、目標達成に向けた取り組みを推進することが求められています。

本市では、平成22(2010)年に「勝浦市一般廃棄物処理基本計画(以下「前回基本計画」という。)」を策定し、「勝浦の山、川、海を明日へつなぐ循環型社会の推進」を基本理念に、ごみの減量化・再資源化等について取り組むとともに、「海や川がきれいなまち 勝浦」の基本理念のもと、適切な生活排水処理の推進等について取り組んできました。

また、令和6(2024)年には、市民・事業者・行政が一丸となって地球温暖化対策に取り組み、郷土の豊かで美しい自然や気候を次の世代に引き継ぎ、快適度日本一を実現するべく「勝浦市ゼロカーボンシティ<sup>7</sup>宣言」を行い、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。

前回基本計画の策定から15年が経過し、その間社会情勢の変化及び国・県における法制度や目標値の見直し等、本市を取り巻くごみ処理・生活排水処理行政の状況が大きく変化しました。加えて、本市における一般廃棄物処理施設である勝浦市クリーンセンター(以下「クリーンセンター」という。)及び勝浦市衛生処理場(以下「衛生処理場」という。)は、稼働開始から40年以上が経過し老朽化が見られる中、今後いかに安定的なごみ処理・生活排水処理システムを構築していくかという課題に直面しています。

このようなことから、改めて本市の今後における一般廃棄物処理に係る方向性を示すこととしました。



### 持続可能な開発目標(SDGs)とは

SDGsとは、平成27(2015)年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12(2030)年までの世界目標のことで、貧困・ジェンダー平等・気候変動・エネルギー・経済成長など、環境・経済・社会に関する17の世界共通の目標(ゴール)と169のターゲットが設定されています。

これらのゴールやターゲットには一般廃棄物処理との関わりが深いものが複数含まれており、持続可能な消費と生産の形態の確保を目指す「ゴール12 つくる責任、つかう責任」などが目標となっています。

本計画に係るゴールは次の8つです。



## 1.2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律<sup>8</sup>(以下「廃棄物処理法」という。)」第6条第1項の規定に基づき、市町村における一般廃棄物<sup>9</sup>の処理に係る長期的な視点に立った基本方針について定めるものであり、国や県の計画等を踏まえるとともに、勝浦市総合計画<sup>10</sup>や勝浦市環境基本計画<sup>11</sup>など本市の上位計画との整合を図りながら、総合的な推進を目指し策定するものです。

また、本計画はごみに関する部分である「ごみ処理基本計画」、生活排水に関する部分である「生活排水処理基本計画」、さらに食品ロス削減推進法に基づく「食品ロス削減推進計画<sup>12</sup>」から構成されています。

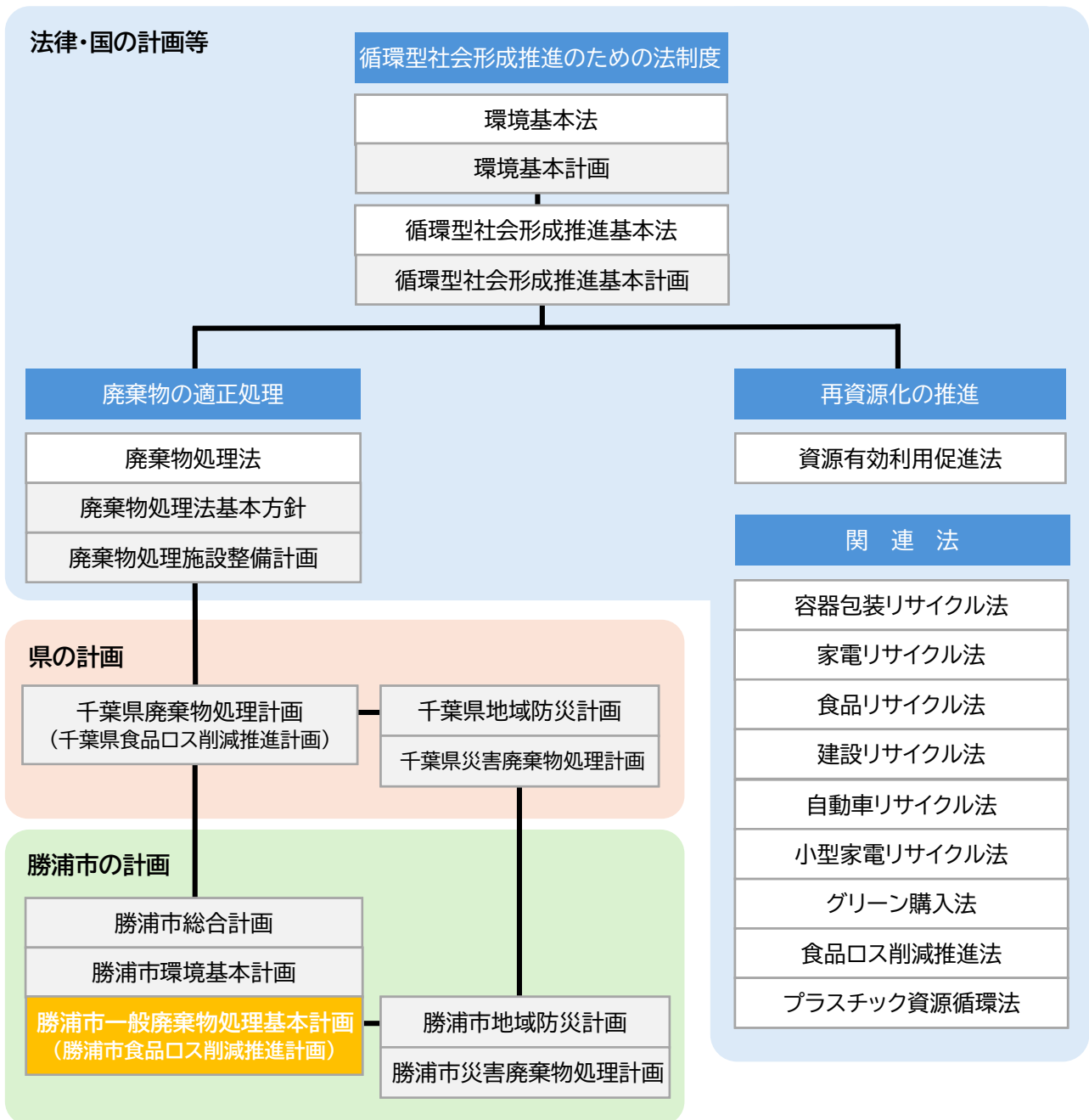


図 1-2-1 計画の位置づけ

### 1.3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

### 1.4 計画の対象廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、市内で発生するすべての一般廃棄物とします。

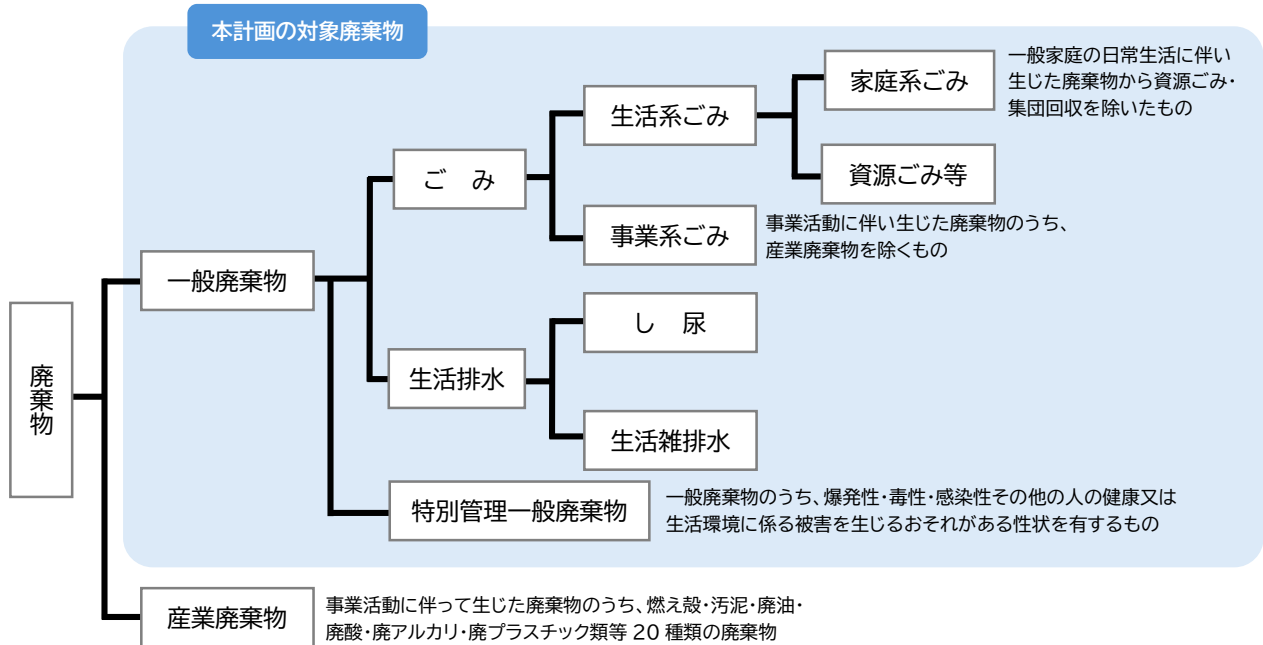


図 1-4-1 対象となる一般廃棄物

### 1.5 計画期間

本計画の対象期間は、令和8(2026)年度から令和22(2040)年度までの15年間とします。

また、食品ロス削減推進計画についても同様とします。

本計画の内容について、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、適宜見直すこととします。

令和 (年度)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
西暦 (年度)	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	
勝浦市一般廃棄物 処理基本計画	計画 開始 年度									中間 目標 年度						目標 年度

図 1-5-1 計画期間

## 第2章 勝浦市の概況

### 2.1 自然的条件

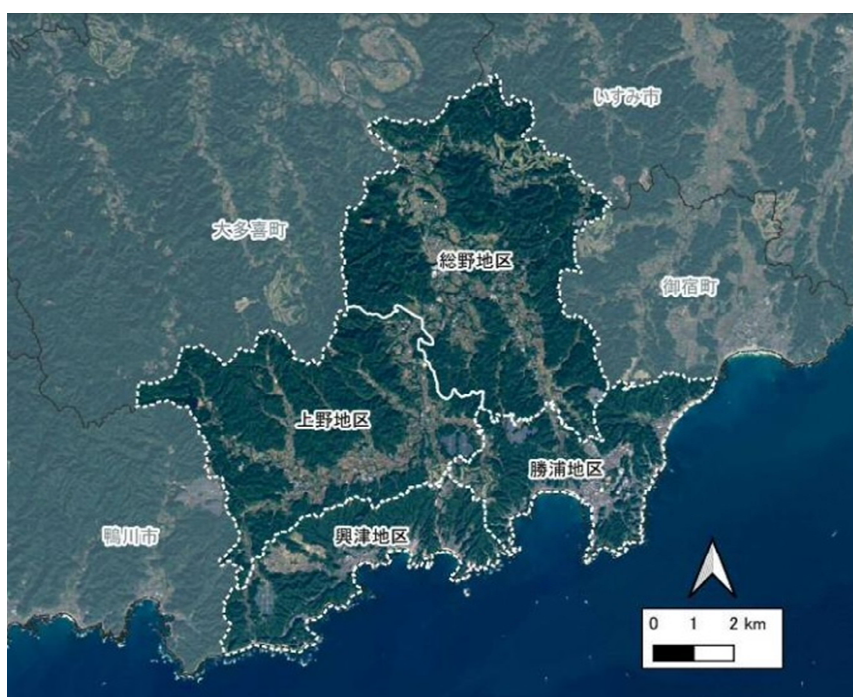
#### 2.1.1 地理的・地形的特性

本市は、千葉県の南東部、千葉市から南へ約 50km、都心から約 75km圏内に位置し、市域は東西に 14km、南北に 12.5km、周囲 67km で、面積は 93.96km<sup>2</sup> です。

内陸部は海拔 150m～250mの房総丘陵に属する丘陵性の山地が広がり、市域のおよそ 3分の2を山地が占め、平坦地が少ない地形です。

一方、市の南部は黒潮が北上する太平洋に面し、30km にわたる海岸線は変化に富むリアス式海岸や海食崖が連続した風光明媚な地形となり、南房総国定公園に指定されています。

市街地や集落は内陸部から沿岸部にかけて伸びる谷あいの平地や斜面に形成されており、沿岸部の勝浦地区と興津地区に市内人口のおよそ 70%が住んでいます。



出典：勝浦市地球温暖化防止対策実行計画(区域施策編)

図 2-1-1 本市の位置

## 2.1.2 気候的特性

勝浦特別地域気象観測所における気象概況を表 2-1-1 及び図 2-1-2 に示します。

過去 10 年間の平均値を見ると、日平均気温は 16.8℃で、最高気温は 33.0℃、最低気温は-1.4℃、降水量は 2,127mm、平均風速は 3.6m/s、日照時間は 2,077 時間です。

平坦地の少ない地形の沿岸部は黒潮の影響を受けやすく、真夏日・真冬日の少ない海岸性気候で、夏季に日中の最高気温が 35℃を超える猛暑日を記録した日が観測史上 1 度もないことから、年間を通じて過ごしやすく居住性に優れていると言えます。

表 2-1-1 本市の気象概況

年/区分	日平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	降水量の合計 (mm)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
H27(2015)	16.3	32.3	-1.1	2,224	3.6	2,004
H28(2016)	16.8	32.4	-1.4	2,295	3.6	1,867
H29(2017)	16.1	34.2	-1.9	1,912	3.7	2,081
H30(2018)	16.9	32.7	-2.5	2,007	3.8	2,098
R1(2019)	16.7	32.0	0.4	2,396	3.6	1,987
R2(2020)	16.7	33.6	-0.8	2,002	3.6	1,954
R3(2021)	16.9	31.6	-1.7	2,647	3.6	2,168
R4(2022)	16.3	32.1	-2.1	1,936	3.7	2,068
R5(2023)	17.6	34.5	-2.2	1,500	3.6	2,344
R6(2024)	17.6	34.2	-0.9	2,352	3.7	2,199
10年間平均	16.8	33.0	-1.4	2,127	3.6	2,077

出典：勝浦特別地域気象観測所データ(気象庁)

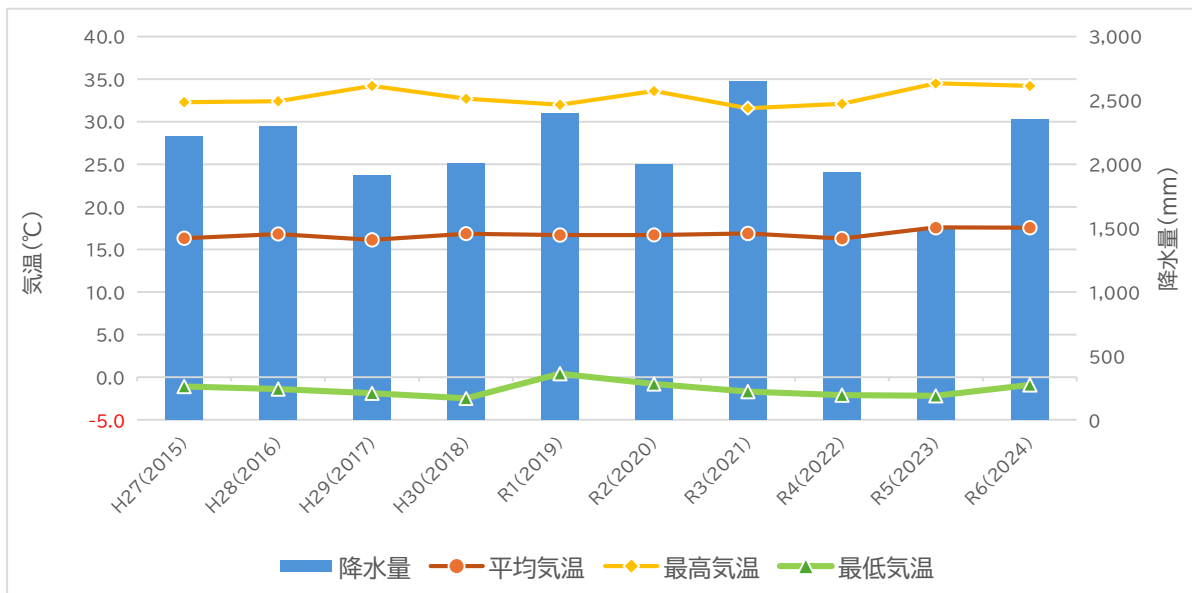


図 2-1-2 本市の気象概況

### 2.1.3 河川の状況

本市には表 2-1-2 のとおり、二級河川<sup>13</sup>と準用河川<sup>14</sup>が流れています。

夷隅川は指定延長 65.1km、流域面積は 299.4 km<sup>2</sup>の二級河川で、流域は本市・大多喜町・御宿町を経由しいすみ市にまたがり、県内最大の流域面積を有しています。これらの水は、農業用水・水道用水・工業用水として利用されています。

本市内の河川の水質を見てみると、夷隅川上流の水質は、環境基準<sup>15</sup>を概ね達成しており、水質は良好な状態が保たれています。市街地を流れる浜勝浦川には確たる水源がなく、各家庭からの生活排水や事業排水が流れ込む影響で、BOD<sup>16</sup>は 10mg/ℓ前後と高い水準で推移しています。

夷隅川及び浜勝浦川の水質を図 2-1-3 及び図 2-1-4 に示します。

表 2-1-2 河川の状況

区分	水系	河川名	区域		指定延長 (m)
			上流端	下流端	
二級河川	夷隅川	夷隅川	左右岸 勝浦市上植野県道天津小湊 夷隅線仲川橋下流端	海に至る	65,063
二級河川	夷隅川	古新田川	左右岸 夷隅郡大多喜町筒森国有林 第7林班水源	夷隅川への合流点	5,000
二級河川	墨名川	墨名川	左岸 勝浦市墨名字下645番1地先 右岸 勝浦市墨名字屋津281番1地先 鉄道橋上流端	海に至る	830
準用河川	浜勝浦川	浜勝浦川	左岸 勝浦市勝浦字上本町29番 右岸 勝浦市浜勝浦字寺谷7番 (公道接点)	左岸 勝浦市墨名字小家名801番の4 (墨名川合流点) 右岸 勝浦市浜勝浦字北497番 (墨名川合流点)	513

出典:都市建設課

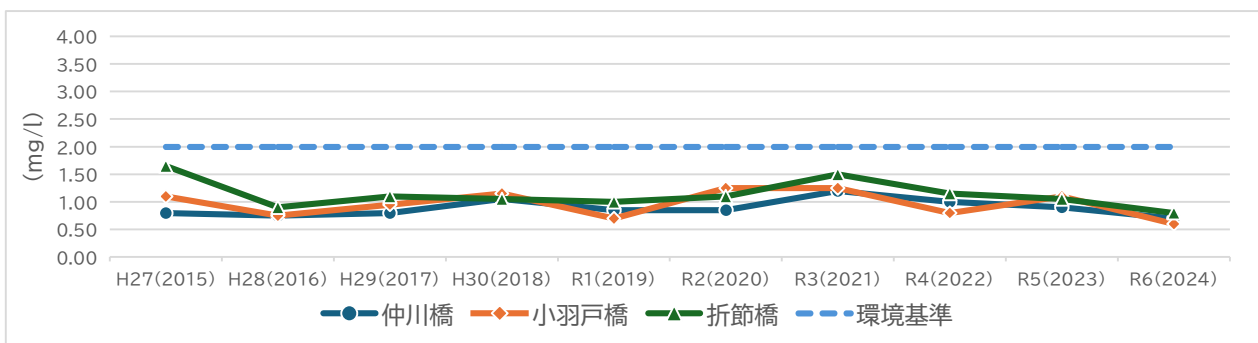


図 2-1-3 夷隅川の水質(BOD 年度平均値)

出典:生活環境課

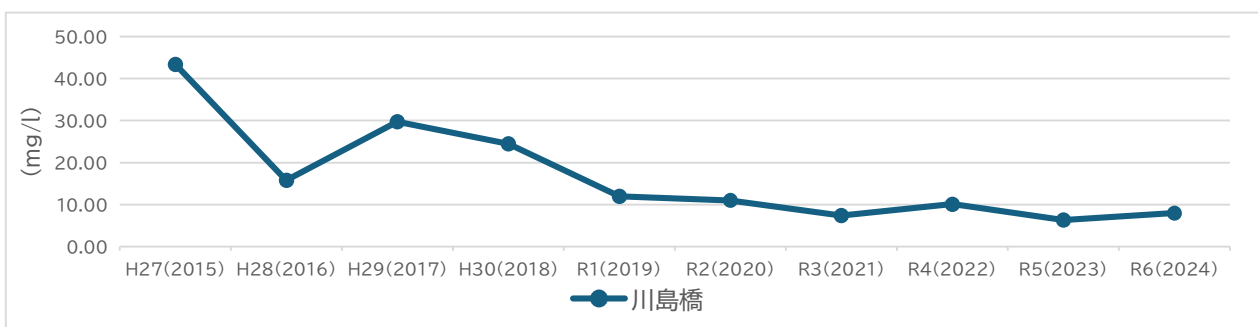


図 2-1-4 浜勝浦川の水質(BOD 年度平均値)

出典:生活環境課

## 2.2 人口動態

### 2.2.1 人口及び世帯数

令和6(2024)年9月末時点における人口は15,323人、世帯数は8,075世帯です。

平成27(2015)年と比較すると、人口については3,888人(約20%)減少、世帯数は1,181世帯(約13%)減少しており、1世帯当たりの人口についても減少しています。

表 2-2-1 人口及び世帯数の推移

年/区分	世帯数 (戸)	人口(人)			1世帯当たり 人口(人/戸)
		総数	男	女	
H27(2015)	9,256	19,211	9,701	9,510	2.08
H28(2016)	8,970	18,625	9,387	9,238	2.08
H29(2017)	8,847	18,182	9,156	9,026	2.06
H30(2018)	8,749	17,744	8,928	8,816	2.03
R1(2019)	8,645	17,287	8,693	8,594	2.00
R2(2020)	8,591	16,924	8,544	8,380	1.97
R3(2021)	8,435	16,490	8,260	8,230	1.95
R4(2022)	8,323	16,160	8,065	8,095	1.94
R5(2023)	8,217	15,758	7,864	7,894	1.92
R6(2024)	8,075	15,323	7,640	7,683	1.90
10年間増減	-1,181	-3,888	-2,061	-1,827	-0.18

注)人口及び世帯数は、各年9月末日時点の数値です。

出典:市民課

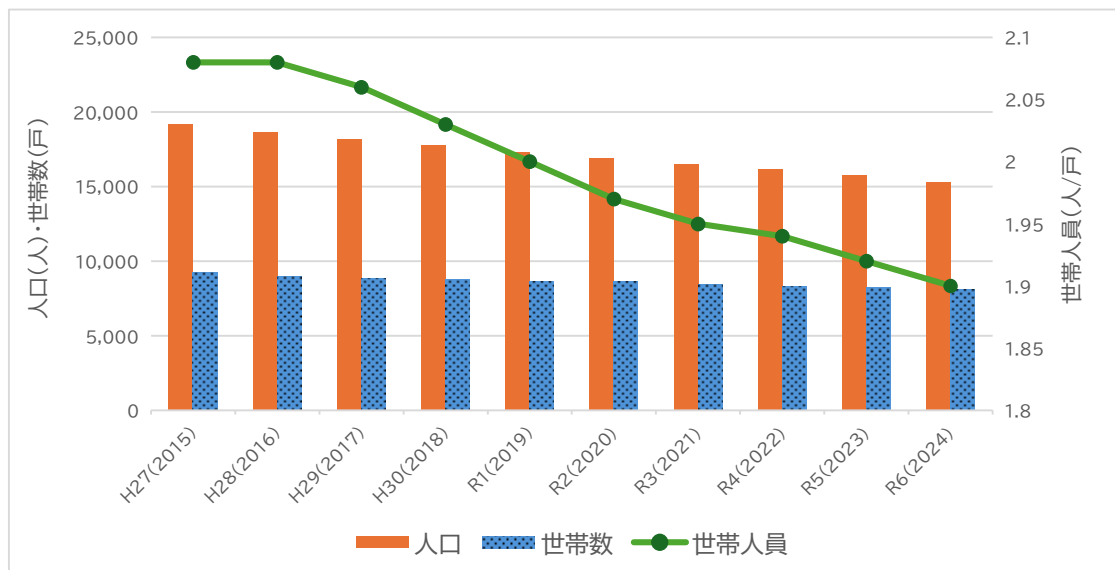


図 2-2-1 人口及び世帯数の推移

### 2.2.2 年齢(5歳階級)別・男女別人口

令和6(2024)年9月末時点における年齢(5歳階級)別人口構成は、男性は70~74歳、女性は75~79歳が最も多くなっており、65歳以上の割合(高齢化率)は46.8%と非常に高くなっています。  
また、男女とも15~24歳の割合が高くなっていますが、これは国際武道大学の学生によるものです。

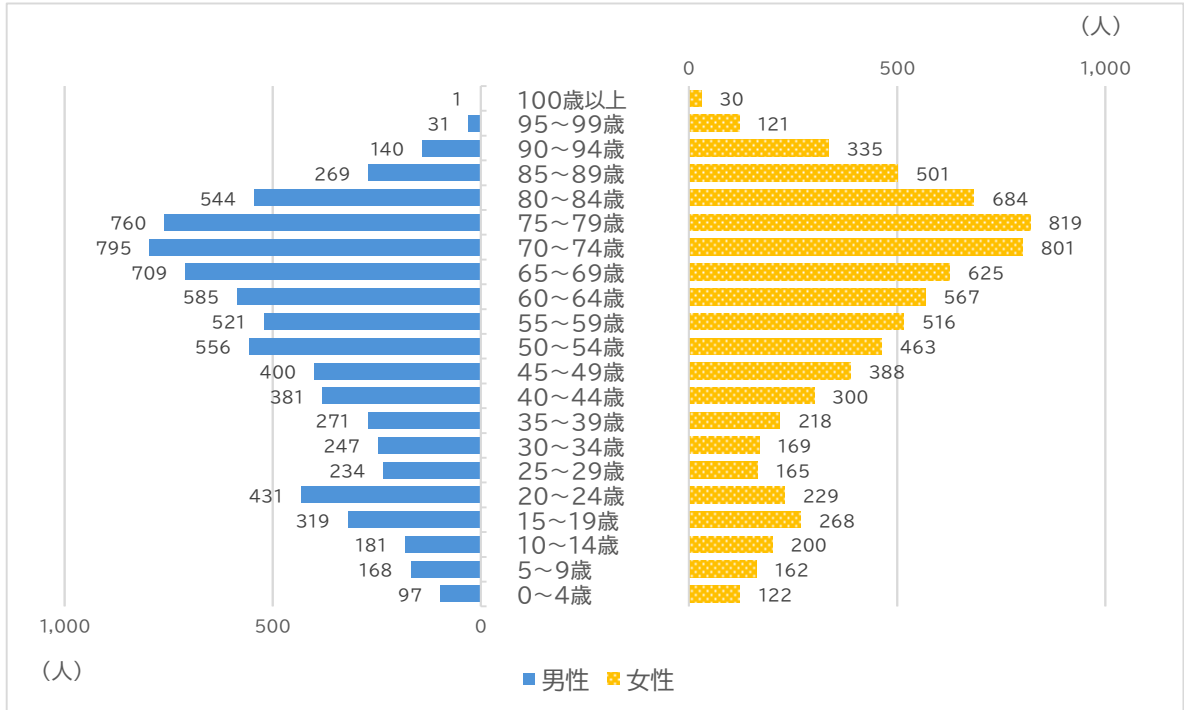


図 2-2-2 年齢(5歳階級)別・男女別人口構成

出典:市民課

### 2.2.3 自然動態

出生数は近年、減少傾向が顕著となっています。令和6(2024)年は36人となり、平成27(2015)年の6割以下の水準にとどまりました。一方、年間の死亡数は概ね300~360人で推移しています。

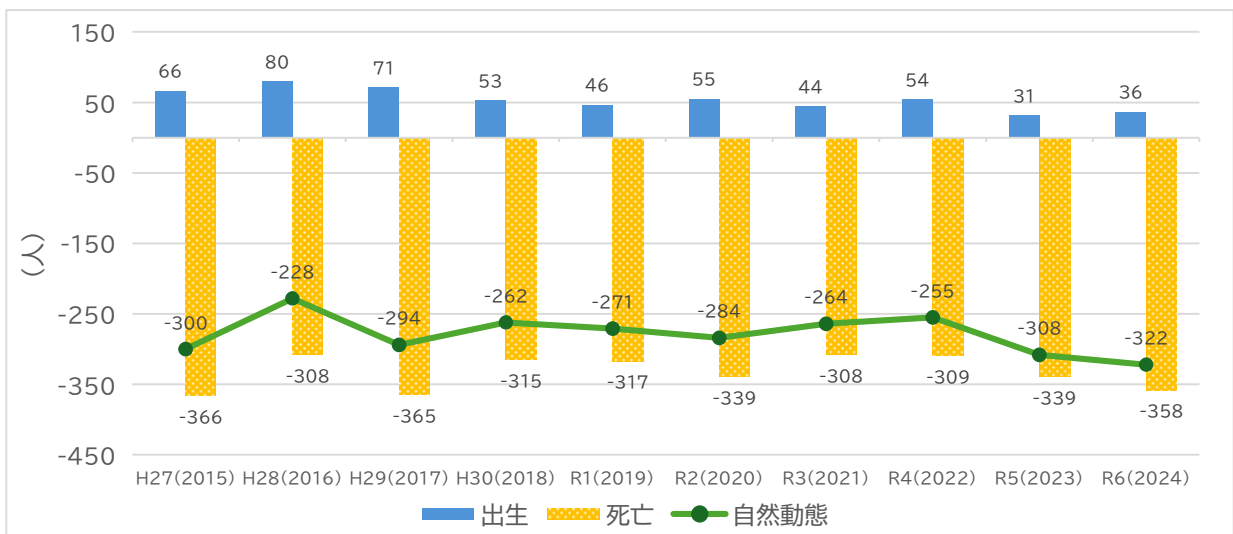


図 2-2-3 出生数・死亡数の推移

出典:観光商工課

## 2.3 産業の動向

### 2.3.1 産業別就業者数

令和2(2020)年度の国勢調査における就業者数は7,595人で、平成22(2010)年度の調査と比較すると約15.8%減少しています。

いずれの産業も減少傾向にあります。第1次産業では農業や漁業、第2次産業では建設業や製造業、第3次産業では運輸業・郵便業や卸売業・小売業の減少率が特に高い状況です。

一方で、第3次産業のうち情報通信業、医療・福祉、サービス業は増加しています。

表 2-3-1 産業別就業者数の推移

区分	就業者数(人)			就業者数 構成比(%)
	H22(2010)	H27(2015)	R2(2020)	R2(2020)
合計	9,018	8,538	7,595	100.0
<b>第1次産業</b>	891	830	670	8.8
農業	430	428	303	4.0
林業	8	8	15	0.2
漁業	453	394	352	4.6
<b>第2次産業</b>	1,551	1,413	1,218	16.0
鉱業・砕石業・砂利採取業	6	1	2	0.0
建設業	740	633	603	7.9
製造業	805	779	613	8.1
<b>第3次産業</b>	6,412	6,205	5,707	75.1
電気・ガス・熱供給・水道業	35	28	26	0.3
情報通信業	43	47	45	0.6
運輸業・郵便業	460	384	349	4.6
卸売業・小売業	1,483	1,267	1,170	15.4
金融業・保険業	136	124	122	1.6
不動産業・物品賃貸業	143	119	113	1.5
学術研究、専門・技術サービス業	114	112	107	1.4
宿泊業・飲食サービス業	1,166	1,237	996	13.1
生活関連サービス業・娯楽業	548	515	469	6.2
教育・学習支援業	372	350	352	4.6
医療・福祉	1,000	1,092	1,082	14.2
複合サービス事業	127	179	146	1.9
サービス業	439	451	450	5.9
公務	346	300	280	3.7
分類不能の産業	164	90	0	0.0

注)端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

出典:国勢調査

## 2.3.2 産業別事業所数

令和3(2021)年度に実施した経済センサスにおける事業所数は1,028事業所で、平成24(2012)年度から約17.0%減少しています。

特に、第2次産業の建設業や製造業、第3次産業の卸売業・小売業、不動産業・物品賃貸業などが大きく減少しています。

表 2-3-2 産業別事業所数の推移

区分	事業所数(事業所)			事業所数 構成比(%)
	H24(2012)	H28(2016)	R3(2021)	R3(2021)
合計	1,239	1,123	1,028	100.0
<b>第1次産業</b>	3	4	9	0.9
農業	3	2	6	0.6
林業	0	1	1	0.1
漁業	0	1	2	0.2
<b>第2次産業</b>	227	190	164	16.0
鉱業・砕石業・砂利採取業	0	0	0	0.0
建設業	154	128	116	11.3
製造業	73	62	48	4.7
<b>第3次産業</b>	1,001	929	855	83.2
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	3	0.3
情報通信業	3	1	2	0.2
運輸業・郵便業	24	22	17	1.7
卸売業・小売業	294	277	243	23.6
金融業・保険業	15	14	15	1.5
不動産業・物品賃貸業	135	106	81	7.9
学術研究、専門・技術サービス業	19	21	19	1.8
宿泊業・飲食サービス業	222	219	196	19.1
生活関連サービス業・娯楽業	114	114	98	9.5
教育・学習支援業	25	22	29	2.8
医療・福祉	44	44	46	4.5
複合サービス事業	9	8	7	0.7
サービス業	96	81	99	9.6
分類不能の産業	8	0	0	0.0

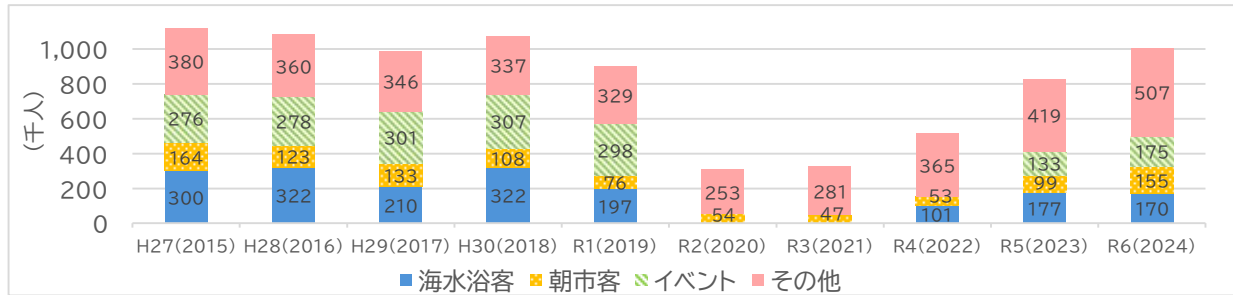
注)端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

出典:経済センサス

### 2.3.3 観光客数

本市は、海や里山などの美しい自然、歴史のある朝市に加え、海中公園や海の博物館等の多彩な施設、「かつらビッグひな祭り」をはじめとした特徴あるイベントなど、豊富な観光資源を有しています。

観光客数は増減を繰り返しながら減少傾向にあり、近年では新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しましたが、令和4(2022)年度以降は順調に回復しています。目的別に見ると、朝市客はコロナ禍以前の水準に戻つつあります。



出典：観光商工課

図 2-3-1 観光客数の推移

### 2.3.4 土地利用状況

令和6(2024)年における土地利用構成は、山林と原野が60%以上を占め、田が約16.4%、宅地が約8.6%、畑が約7.4%を占めています。

土地利用の分布状況を見ると、沿岸部の狭い平坦地に市街地と集落地が形成され、勝浦地区の勝浦駅東側と興津地区の興津駅南側に市街地の集積が見られます。

商業地は、主に勝浦地区の勝浦駅東側の平坦地と、興津地区の国道128号沿道に形成され、工業地は、勝浦漁港周辺と総野地区に分布が見られます。

住宅地は、用途地域内を中心に集積が見られるほか、用途地域外の国道297号及び国道128号沿道も比較的多く、分散しています。

そのほかは、ほとんどが自然的土地利用となっており、夷隅川及び支川に沿って農地が細長く分布しているほかは山林となっています。

表 2-3-3 土地利用状況の推移

各年1月1日現在(単位:㎡・千円)

種別/年度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
宅地	5,239,365	5,235,486	5,237,057	5,239,685	5,248,865	5,250,819	5,247,194	5,245,514	5,204,837	5,214,795
田	10,189,592	10,169,535	10,149,113	10,099,094	10,072,783	10,079,302	9,980,565	9,951,437	9,937,635	9,922,431
畑	4,694,284	4,680,078	4,658,795	4,604,689	4,582,056	4,543,358	4,523,001	4,510,062	4,509,730	4,499,075
山林	28,500,903	28,510,466	28,531,767	28,513,477	28,494,085	28,389,461	28,349,280	28,360,796	28,437,650	28,455,645
原野	9,026,538	9,026,561	9,031,319	8,876,287	8,868,079	8,673,333	8,628,710	8,638,339	8,641,810	8,628,225
池沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑種地	2,753,825	2,780,246	2,793,118	3,091,785	3,147,852	3,458,264	3,662,371	3,677,618	3,764,140	3,764,008
その他	19,355	19,355	19,355	19,355	19,355	19,355	19,355	19,355	19,355	22,968
計	60,423,862	60,421,727	60,420,524	60,444,372	60,433,075	60,413,892	60,410,476	60,403,121	60,515,157	60,507,147

注)非課税地は含めない数値

出典：税務課

### 第3章 ごみ処理の現況及び課題

#### 3.1 ごみ処理の現状

##### 3.1.1 ごみ処理体制

###### (1) ごみの分別区分と排出方法

市内で排出される生活系ごみは、可燃ごみ(生ごみ・紙くず類・草等の燃やせるごみ)、不燃ごみ(空き缶類・ガラス類・金物類)、資源ごみ(ペットボトル・プラスチック製容器包装・衣類・古紙類・びん類・その他製品プラスチック)、粗大金物(指定された7品目)の4種類に分別し、約880ヶ所にごみ集積所を設け収集しています。

また、申し込みによる粗大ごみの戸別収集(有料)を行っています。

小売店や飲食店などの事業活動から排出される事業系ごみは事業者の責任で処理することになっていますが、生ごみ・空き缶類・ガラス類・びん類・ダンボールなどといった事業系の一般廃棄物については、自らもしくは許可業者の搬入(有料)によりクリーンセンターで受け入れています。

本市におけるごみの分別区分と排出方法等を表3-1-1及び表3-1-2に示します。

表 3-1-1 ごみの分別区分

区分		主な品目
可燃ごみ	燃やせるごみ	生ごみ・草・その他生活ごみ
不燃ごみ	空き缶類・ガラス類	アルミ缶・スチール缶・セトモノ類・割れたビン
	金物類	やかん・鍋・傘のほね・針金ハンガー・調理器具
資源ごみ	ペットボトル	飲料品・酒類・調味料
	プラスチック製容器包装	レジ袋・ポリ袋・ラップ・発泡スチロール
	衣類	古着・シーツ・タオル
	古紙類	新聞紙・雑誌・ダンボール・雑がみ
	びん類	ジュース類・酒類・食料品類
	その他製品プラスチック	植木鉢・バケツ・ポリタンク・衣装ケース
粗大ごみ	金物7品目	ファンヒーター・ストーブ・トタン・自転車・電子レンジ・ガスレンジ・扇風機
	その他粗大ごみ	カーペット類・布団・タンス・いす・ベッド
有害ごみ	廃乾電池	マンガン乾電池・アルカリ乾電池・リチウム電池
	蛍光管類	蛍光管

表 3-1-2 ごみの排出方法等

区分		処理主体	排出方法	場所	収集頻度	収集車両	運搬先
委託業者	燃やせるごみ	市	指定袋	集積所	週2回	パッカー車	クリーンセンター
	空き缶類・ガラス類				月2回		
	金物類				月2回		
	蛍光灯類				月2回		
	ペットボトル				月2回		
	プラスチック製容器包装				概ね月3回		
	その他製品プラスチック				年3回		
	金物7品目				年3回		
	衣類				月2回		
	古紙類				月2回		
	その他粗大ごみ				戸別		
	廃乾電池		-	拠点回収	随時		
	許可業者		燃やせるごみ	許可業者	-	戸別	
缶類							
資源ごみ							

(2) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図 3-1-1 に示します。

クリーンセンターに収集された可燃ごみは焼却処理します。焼却により発生する灰はセメントで固化し、最終処分場<sup>17</sup>で埋立処分しています。

空き缶類は鉄とアルミに分類しプレス処理した後、再資源化します。ガラス類は破碎した後、最終処分場で埋立処分します。

ペットボトル・衣類・古紙類・びん類は再資源化します。

プラスチック製容器包装は(公財)日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化を行っています。

その他タン・パイプ類・廃家電・廃プラスチックなどの不燃性粗大ごみについては、資源となるものを回収した後、残さを最終処分場で埋立処分します。

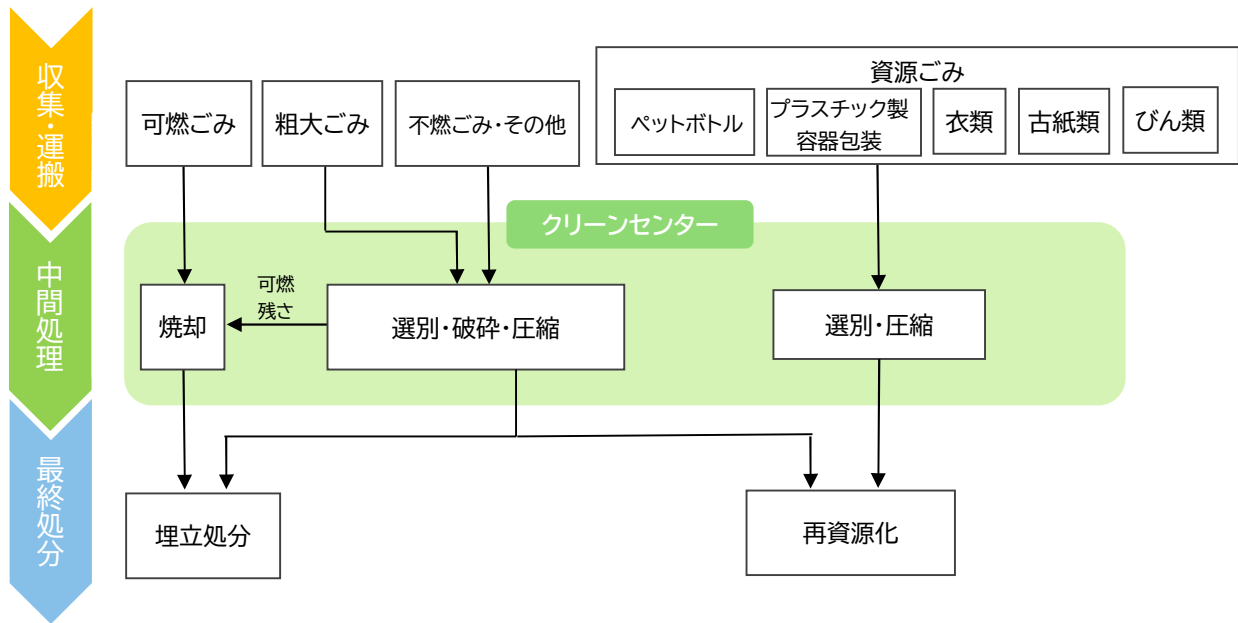


図 3-1-1 ごみ処理フロー

(3) 中間処理の状況

1) 中間処理の概要

ごみの中間処理<sup>18</sup>の方法は表 3-1-3 のとおりです。

表 3-1-3 中間処理の概要

廃棄物の種類	搬入先施設名	処理内容
燃やせるごみ	クリーンセンター	焼却
粗大ごみ(可燃)		破碎・焼却
空き缶類		選別・圧縮したものを有価物として売却し、再資源化
金物類		選別・圧縮したものを有価物として売却し、再資源化
金物7品目		選別したものを有価物として売却し、再資源化
ペットボトル		選別したものを有価物として売却し、再資源化
古紙類		選別したものを有価物として売却し、再資源化
ガラス類		選別・圧縮したものを埋立処分
蛍光管類		選別したものを専門業者へ委託し、再資源化及び一部埋め立て処分
衣類		選別したものを有価物として売却し、再資源化
プラスチック製容器包装 (発泡スチロール)		選別したものを専門業者へ委託し、再資源化 (減容・固化したものを有価物として売却し、再資源化)
その他製品プラスチック		破碎・選別したものを焼却、一部処理困難物として埋め立て処分
廃乾電池		選別したものを専門業者へ委託し、再資源化及び一部埋め立て処分

## 2) ごみ処理施設の概要

本市のごみは、図 3-1-1 で示したとおりクリーンセンターで処理しています。

クリーンセンターの施設概要は表 3-1-4 及び図 3-1-2 のとおりです。

表 3-1-4 クリーンセンター施設概要

施設名称	勝浦市クリーンセンター
所在地	勝浦市串浜1936番地の18
敷地面積	10,145㎡
建設年度	着工 昭和58(1983)年10月 ~ 竣工 昭和60(1985)年3月
改造工事	着工 平成13(2001)年7月 ~ 竣工 平成14(2002)年9月
処理能力	ごみ焼却施設 35t/日(35t/16h×1基)
	不燃物処理施設 10t/日(10t/5h×1基)
処理方式	ごみ焼却施設 准連続燃焼式流動床炉(流動床炉 <sup>19</sup> )
	不燃物処理施設 機械式破碎・選別設備による4種選別
施設全体配置	施設全体配置 図3-1-2のとおり

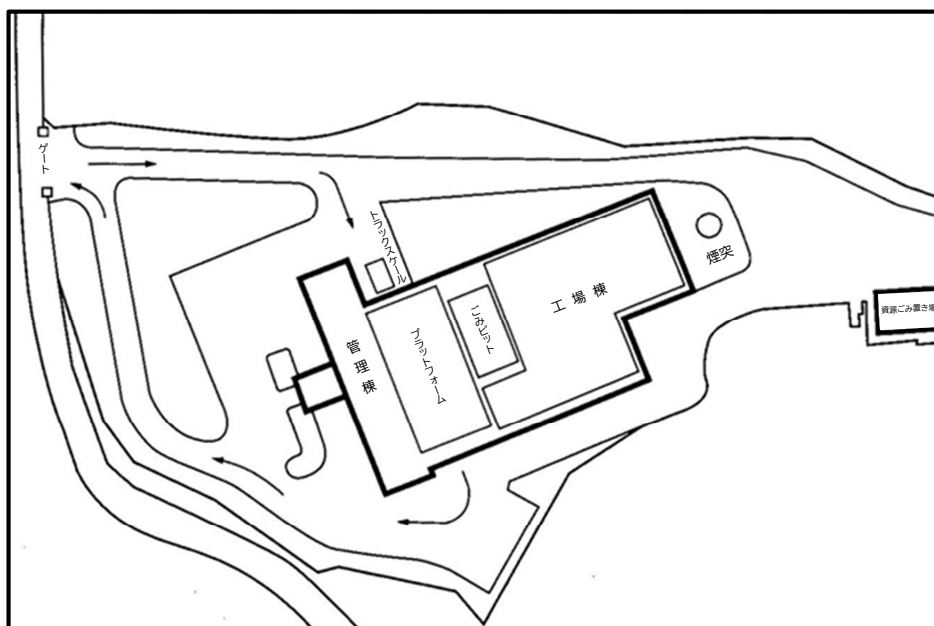


図 3-1-2 クリーンセンター施設全体配置図

## (4) 最終処分の状況

焼却後の灰や不燃残さ<sup>20</sup>については、埋め立て処分しています。

本市では、市内に最終処分場を有していないことから、埋立処分は県内の他市及び県外の民間事業者  
に委託しています。

### 3.1.2 ごみ排出量等の推移

#### (1) 生活系ごみの排出量

生活系ごみの排出量は表 3-1-5 及び図 3-1-3 のとおりです。

人口減少に伴い排出量は減少傾向にあります。

生活系ごみは可燃ごみの割合が全体の約 75%と最も多く、次いで資源ごみが約 21%を占めています。

表 3-1-5 生活系ごみ排出量の推移

(単位:t)

区分/年度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
可燃ごみ	3,598	3,811	3,837	3,612	3,427	3,487	3,739	3,346	3,451	3,403
不燃ごみ	59	62	62	56	52	48	47	45	43	44
その他ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	145	138	157	149	176	197	152	146	119	116
資源ごみ	1,260	1,146	1,109	1,041	1,040	1,016	996	989	983	934
びん	206	211	199	185	172	156	146	160	161	150
ペットボトル	172	141	143	134	144	141	130	137	130	126
古紙類	690	577	560	529	520	505	512	493	497	461
プラスチック製 容器包装	154	172	164	153	157	162	167	162	164	159
その他製品 プラスチック	38	45	43	40	47	52	41	37	31	38
集団回収 <sup>21</sup>	149	97	80	81	54	39	28	49	33	32
総排出量	5,211	5,254	5,245	4,939	4,749	4,787	4,962	4,575	4,629	4,529

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

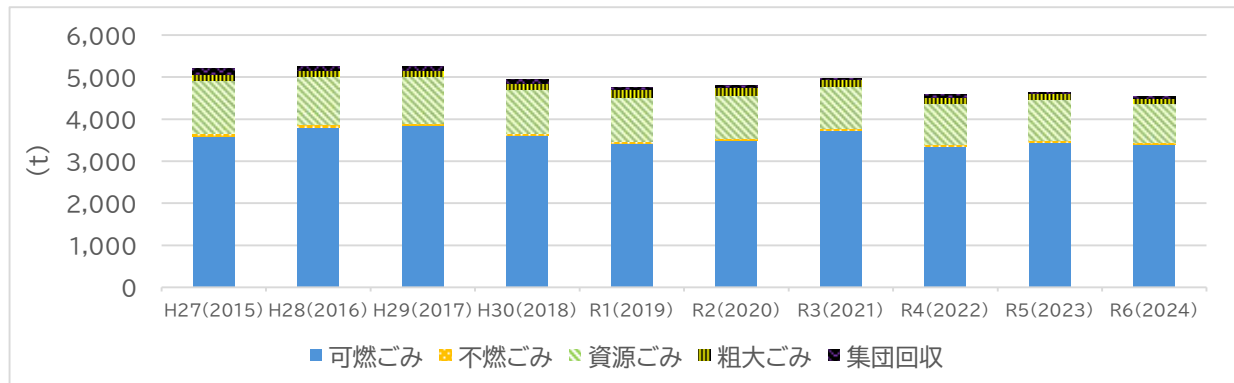


図 3-1-3 生活系ごみ排出量の推移

## (2) 事業系ごみの排出量

事業系ごみの排出量は表 3-1-6 及び図 3-1-4 のとおりです。

事業系ごみは可燃ごみの割合が全体の約 98%を占めています。

表 3-1-6 事業系ごみ排出量の推移

(単位:t)

区分/年度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
可燃ごみ	2,205	2,238	2,253	2,214	2,012	1,714	1,920	1,800	1,975	1,902
不燃ごみ	18	19	13	12	16	11	9	9	9	10
その他ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	41	35	15	18	17	13	11	10	7	7
資源ごみ	66	100	84	90	55	59	41	38	24	29
総排出量	2,330	2,392	2,365	2,334	2,100	1,797	1,981	1,857	2,015	1,948

出典:一般廃棄物処理事業実態調査

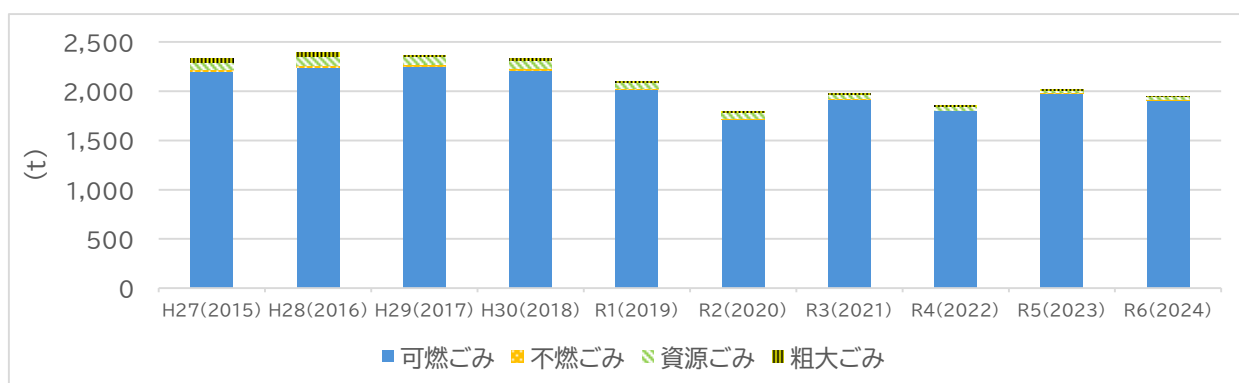


図 3-1-4 事業系ごみ排出量の推移

## (3) 1人1日当たりごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量は「原単位」とも呼ばれ、本市の住民1人が1日に排出するごみの量を計算したものです。算出方法は以下のとおりです。

$$1人1日当たりごみ排出量(g/人・日) = 年間排出量(t) \div 人口 \div 年間日数(365日 \times 閏年は366日) \times 10^6$$

本市の1人1日当たりごみ排出量は表 3-1-7 及び図 3-1-5 のとおりです。

ごみ総排出量は、減少と増加を繰り返しながら、1,100g前後を推移しており、家庭系ごみ排出量は増加傾向にあります。

表 3-1-7 1人1日当たりごみ排出量の推移

(単位:g/人・日)

区分/年度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
ごみ総排出量	1,073	1,126	1,147	1,123	1,082	1,066	1,154	1,090	1,152	1,158
家庭系ごみ排出量	541	591	611	589	578	604	654	600	626	637

出典:一般廃棄物処理事業実態調査

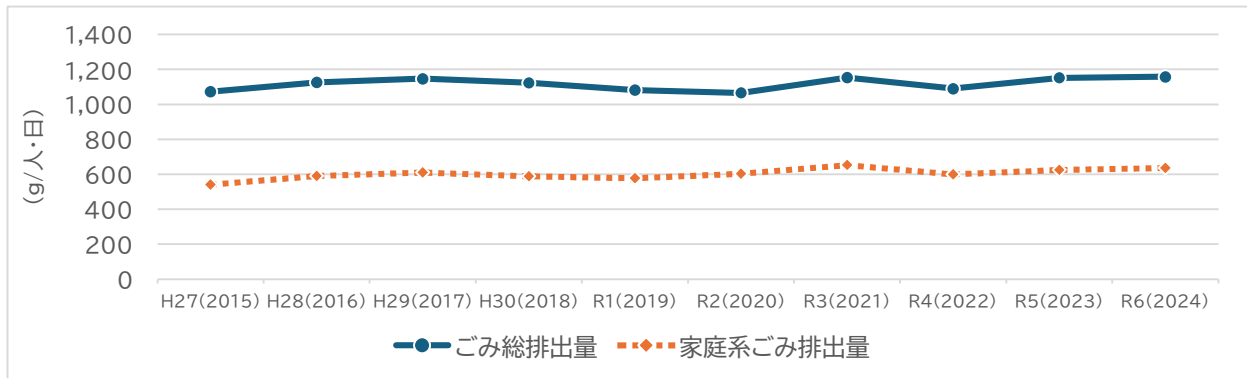


図 3-1-5 1人1日当たりごみ排出量の推移

(4) ごみの再資源化量

ごみの再資源化量とリサイクル率(ごみ総排出量に占める再資源化量の割合)の推移は表 3-1-8 及び図 3-1-6 のとおりです。

再資源化量・リサイクル率いずれも減少傾向にあり、千葉県平均及び全国平均と比較しても低い状況です。

表 3-1-8 ごみの再資源化量とリサイクル率の推移

区分/年度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	
再資源化量(t)	1,740	1,597	1,520	1,448	1,411	1,338	1,248	1,286	1,218	1,172	
リサイクル率(%)	勝浦市	23.1	20.9	20.0	19.9	20.6	20.3	18.0	20.0	18.3	18.1
	千葉県平均	22.7	22.7	22.4	22.4	21.3	22.0	22.7	22.6	22.6	-
	全国平均	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6	20.0	19.9	19.6	19.5	-

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

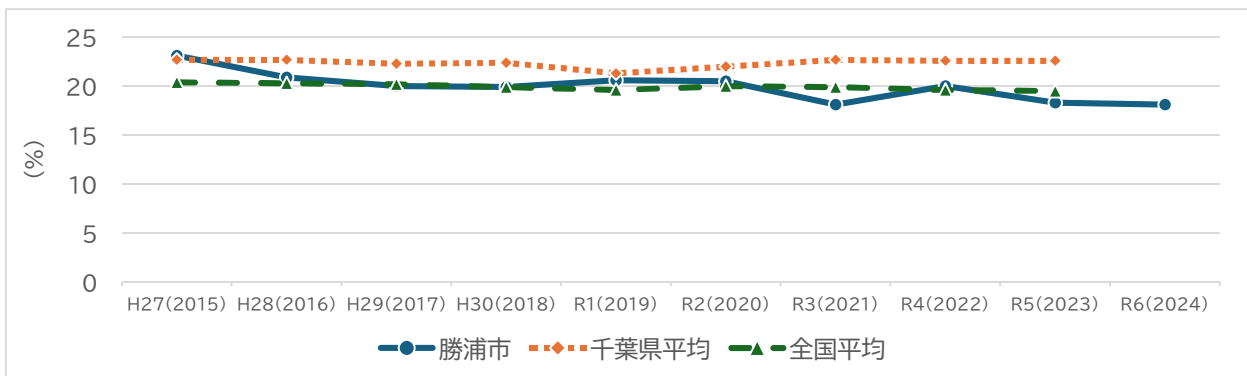


図 3-1-6 ごみの再資源化量とリサイクル率の推移

### (5) 最終処分量

焼却後の灰や不燃残さについては、最終処分場で埋立処分しています。

ごみの最終処分量と最終処分率(ごみ総排出量に占める最終処分量の割合)の推移については表 3-1-9 及び図 3-1-7 のとおりです。

最終処分率は 10%程度で推移していますが、千葉県平均及び全国平均と比較すると高くなっています。

表 3-1-9 最終処分量と最終処分率の推移

区分/年度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	
最終処分量(t)	773	754	760	703	743	742	726	691	725	645	
最終処分率(%)	勝浦市	10.3	9.9	10.0	9.7	10.8	11.3	10.5	10.7	10.9	10.0
	千葉県平均	7.8	7.4	7.1	6.9	6.7	6.8	6.0	5.8	5.5	-
	全国平均	9.5	9.2	9.0	9.0	8.9	8.7	8.4	8.4	8.1	-

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

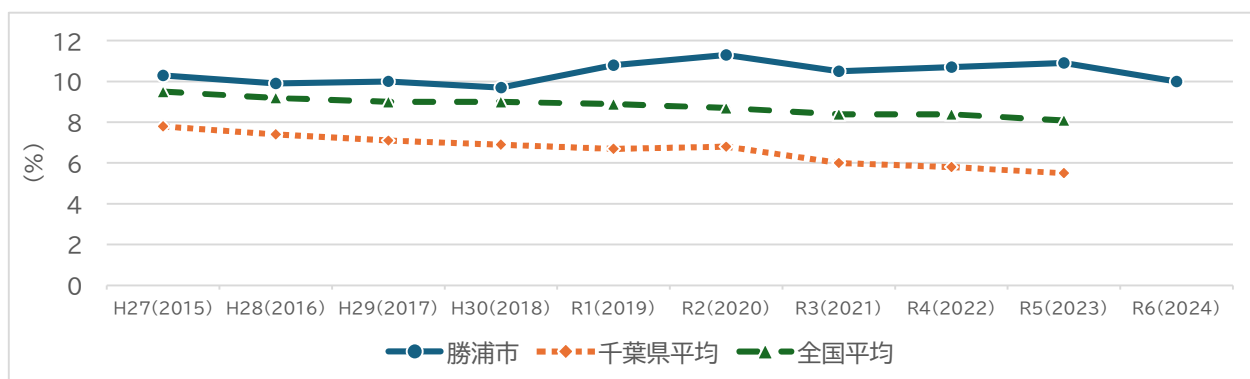


図 3-1-7 最終処分量と最終処分率の推移

### (6) ごみ質の分析

可燃ごみ(生活系ごみ・事業系ごみを含む)の乾燥重量による法定のごみ質の分析結果は表 3-1-10、図 3-1-8、表 3-1-11 及び図 3-1-9 のとおりです。

分析結果から、ごみの 3 成分<sup>22</sup>では可燃物の割合が高いこと、ごみの種類組成では紙・布類の割合が高いことがわかります。

また、紙・布類の割合は減少傾向にあり、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類(プラスチックを含む)の割合は増加傾向にあります。

表 3-1-10 ごみの 3 成分の推移

(単位:%)

区分/年度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
水分	43.9	47.9	45.5	47.4	48.3	43.1	41.9	39.9	39.5	38.7
灰分	6.5	8.2	6.6	7.9	7.4	8.2	9.8	14.8	9.5	7.2
可燃物	49.6	44.0	47.9	44.7	44.3	48.7	48.3	45.4	51.1	54.1

注)数値は 1 年度に 4 回検査する測定値の平均値  
端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

出典：ごみ処理施設維持管理報告書

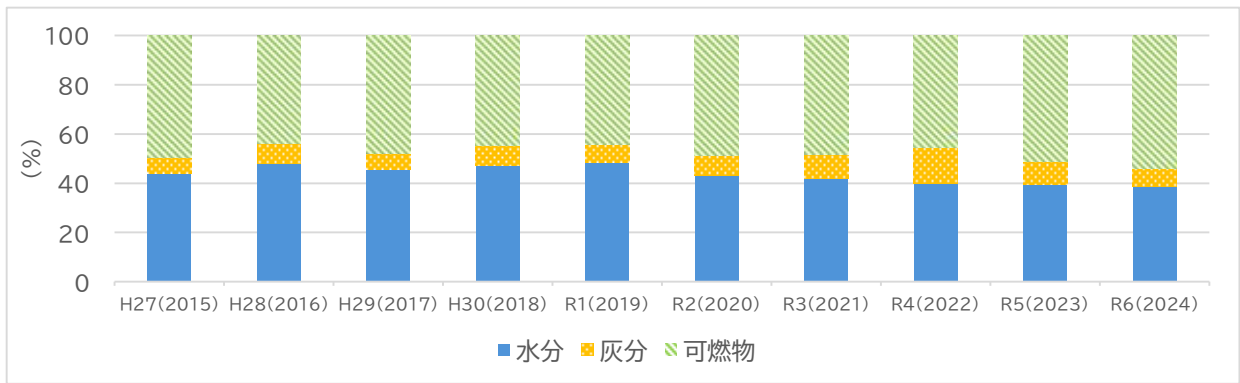


図 3-1-8 ごみの3成分の推移

表 3-1-11 ごみの種類組成の推移

(単位:%)

区分/年度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
紙・布類	45.3	36.9	45.3	41.1	46.6	47.6	46.9	38.4	38.3	37.7
ビニール・合成樹脂 ゴム・皮革類	23.2	26.2	23.5	22.9	22.2	23.8	21.0	26.9	25.5	27.0
木・竹・わら類	17.6	23.0	9.2	12.3	9.0	9.9	12.3	15.7	4.7	16.9
ちゅう芥類	6.3	10.2	15.5	17.9	14.0	11.3	10.8	10.3	26.6	14.2
不燃物類	3.1	0.9	2.3	3.8	3.6	2.0	2.1	6.7	0.9	1.3
その他	4.5	2.7	4.3	2.0	4.7	5.5	6.9	2.1	4.0	3.0

注) 数値は1年度に4回検査する測定値の平均値  
端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

出典: ごみ処理施設維持管理報告書

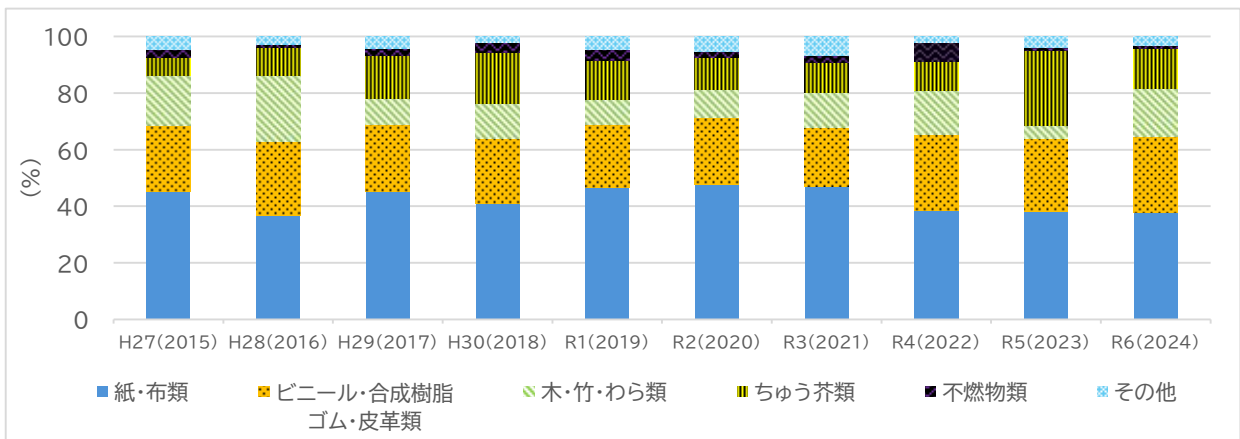


図 3-1-9 ごみの種類組成の推移

(7) ごみの発生抑制・再資源化等のための取り組み

1) 発生抑制・再使用のための取り組み

(a) 生活系可燃ごみの有料化、事業系ごみ処理料金の改定

平成 20(2008)年 7 月より、生活系可燃ごみの有料化を実施しています。また、生活系可燃ごみの有料化に合わせ、プラスチック製容器包装<sup>23</sup>の分別再資源化を開始しました。

さらに、事業系ごみ処理料金の改定も併せて行い、事業系ごみの削減にも努めています。

ごみ処理手数料は表 3-1-12 のとおりです。

表 3-1-12 本市の有料化の状況

区分		金額
可燃ごみ	市が収集・運搬するとき	20L 1枚につき20円 30L 1枚につき30円 40L 1枚につき40円
	市の処理施設に直接搬入するとき	・破碎を要するごみが含まれるごみ ・事業活動に伴って生じるごみ ・市の許可業者が搬入するごみ
		上欄以外のごみ
粗大ごみ	市が収集・運搬するとき	1点につき500円
	市の処理施設に直接搬入するとき	10kgにつき60円 (1点につき500円を限度)

(b) 生ごみの堆肥化

平成 5(1993)年9月より、家庭の生ごみ減量化対策の一環として、生ごみを堆肥化させるコンポスト容器<sup>24</sup>等を購入し、かつ設置した市民を対象に助成を行っています。

本制度の申請件数の推移を表 3-1-13 に示します。

表 3-1-13 生ごみ堆肥化容器等購入費補助制度 申請件数の推移

(単位:基)

区分/年度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
コンポスト容器	3	2	0	2	4	14	7	10	4	3
EM生ごみ処理容器	0	0	0	0	1	2	0	3	0	0
機械式生ごみ処理機	1	2	2	1	1	8	2	5	11	6

(c) 民間事業者とのリユース連携協定締結

ごみの発生抑制・再使用を通じた温室効果ガスの削減及び循環型社会の形成のため、リユース活動を促進する取り組みとして、令和 6(2024)年 11 月に株式会社ジモティーと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定書」を締結しました。

(d) フードドライブ<sup>25</sup>の実施

家庭における食品ロスの削減を通じ、ごみの発生抑制や焼却処分する際の二酸化炭素排出量の削減に向けた機運の上昇を目指し、令和6(2024)年度よりフードドライブを定期的に行っています。

表 3-1-14 フードドライブの実績

区分	令和6(2024)年度	
	数量(個)	重量(g)
米	3	25,000
乾麺	21	7,490
防災食	24	2,600
缶詰・瓶詰	20	4,510
飲料	67	12,910
インスタント食品	38	2,071
お菓子	40	2,267
調味料	22	10,558
合計	235	67,405

注)端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

出典:生活環境課

(e) 教育・啓発活動の実施

環境ポスター・標語コンクール、市内小学校社会科見学、市民環境学習会等を実施し、環境に対する意識の向上に向けた啓発を行っています。

表 3-1-15 市民環境学習会の実施状況

年度/区分	内容	開催日
H27(2015)	キョンについて知ろう!	H27(2015)年12月13日
H28(2016)	勝浦の自然と生命の魅力～生物多様性の保全と課題について～	H29(2017)年2月4日
H29(2017)	海と川のつながる所にすむカニの観察会～夏休みの自由研究に～	H29(2017)年6月24日
H30(2018)	ホテル再生への取組～鶴原 苗代川～	R1(2019)年1月26日
R1(2019)	バイオ資材による浜勝浦川の浄化の試み	R2(2020)年2月1日
R2(2020)	新型コロナウイルス感染症対策のため開催中止	
R3(2021)		
R4(2022)		
R5(2023)	脱炭素社会の実現に向けて～二酸化炭素の排出を減らそう～	R6(2024)年3月4日
R6(2024)	クサフグの産卵観察会	R6(2024)年6月24日
	勝浦市の外来生物について	R7(2025)年3月21日

出典:生活環境課

## 2) 再資源化のための取り組み

### (a) 集団回収

市内の小学校 5 校、中学校 1 校において、家庭や地域から排出される資源物の集団回収を行い、回収した資源物は民間の再資源化事業者に売却しています。

主な回収品目の回収実績を表 3-1-16 に示します。

表 3-1-16 集団回収の実績

(単位:kg)

区分/年度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
新聞	64,140	40,975	30,640	19,740	18,930	13,090	9,970	15,580	7,580	7,250
雑誌	23,925	15,505	11,580	8,190	8,890	6,756	4,490	5,605	5,920	6,510
ダンボール	22,320	15,820	15,800	13,900	15,390	8,340	7,360	16,210	11,810	9,540
紙パック	408	275	180	185	162	100	110	90	18	16
アルミ缶	9,918	7,995	7,818	21,022	6,488	4,877	4,130	6,625	5,036	4,735
スチール缶	1,510	850	760	430	390	300	405	505	565	105
びん	18,948	10,760	8,715	18,154	3,255	3,929	1,273	2,843	1,495	2,016
衣類	6,880	4,700	2,910	100	1,060	370	0	250	260	0
ビールケース	156	98	512	384	214	1,061	93	58	52	50
草刈機	230	140	30	36	10	160	50	260	170	240
鉄類	82	110	0	10	282	50	120	690	105	1,160

### (b) 廃食用油の拠点回収

可燃ごみの発生抑制や資源循環、海や川の環境保全の一環として、家庭から出た廃食用油の拠点回収<sup>26</sup>を行っています。

表 3-1-17 廃食用油の回収実績

(単位:ℓ)

区分/年度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
フードプラザハヤシ 勝浦店	610	557	576	620	800	780	820	380	-	-
ベイシア勝浦店	-	-	-	-	-	-	-	300	960	980
御門	296	364	345	360	440	380	260	320	320	320
JAいすみ勝浦支所	175	364	770	580	520	200	240	300	380	380
JAいすみ 勝浦地区購買店舗	227	272	376	480	420	300	300	320	420	400
ファミリーレストラン こだま	-	-	-	-	100	220	200	220	280	300
合計	1,307	1,557	2,067	2,040	2,280	1,880	1,820	1,840	2,360	2,380

注)端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

出典:生活環境課

### (c) 広報・啓発活動の実施

ごみの分別排出方法を記載した「分別収集ごみの分け方・出し方」及びごみ収集日等を記載した「ごみ分別収集カレンダー」を各戸に配布し、適正な排出を住民及び事業者呼びかけています。また、広報誌やホームページ等にごみの減量や分別に関する情報を掲載し、住民に対する啓発活動を行っています。

### 3.2 ごみ処理状況の評価と課題の整理

#### 3.2.1 ごみ処理状況の評価

##### (1) 本市におけるごみ処理状況の評価

市町村が自らの一般廃棄物処理の仕組みについて客観的な評価を行い、廃棄物の減量その他適正な処理を確保するための取り組みを円滑に実施できるよう、環境省において「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(以下「評価支援ツール」という。)」を運用しています。

評価支援ツールを用いた環境負荷面・経済面等分析結果の推移を表 3-2-2 及び図 3-2-1 に示します。

1人1日当たりごみ総排出量については、大きな変化は見られません。

リサイクル率(廃棄物からの資源回収率)については、減少傾向にあります。

最終処分率(廃棄物のうち最終処分される割合)については、平成 26(2014)年度と比較すると増加しています。

1人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用についても増加傾向にあります。

表 3-2-1 指標の概要

標準的な指標		算出式	単位
廃棄物の発生	1人1日当たりごみ総排出量	ごみ総排出量÷365(or 366)÷計画収集人口×10 <sup>6</sup>	g/人・日
廃棄物の再資源化	リサイクル率 (廃棄物からの資源回収率)	再資源化量÷ごみ総排出量	%
最終処分	最終処分率 (廃棄物のうち最終処分される割合)	最終処分量÷ごみ総排出量	%
費用対効果	1人当たり年間処理経費	処理及び維持管理費÷計画収集人口	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	(処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費)÷(ごみ総排出量－最終処分量)	円/t

表 3-2-2 指標の推移

区分/年度	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
1人1日当たり ごみ総排出量(g/人・日)	1,082	1,073	1,126	1,147	1,123	1,082	1,066	1,154	1,090	1,152
リサイクル率(%)	23.0	23.1	20.9	20.0	19.9	20.6	20.5	18.1	20.0	18.3
最終処分率(%)	9.8	10.3	9.9	10.0	9.7	10.8	11.3	10.5	10.7	10.9
1人当たり 年間処理経費(円/人・年)	16,482	16,721	17,186	17,215	18,593	20,253	23,850	18,137	27,510	27,937
最終処分減量に 要する費用(円/t)	42,219	43,102	42,805	41,494	46,168	52,639	64,185	43,407	72,451	80,129

出典:市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール  
(一般廃棄物処理事業実態調査結果)

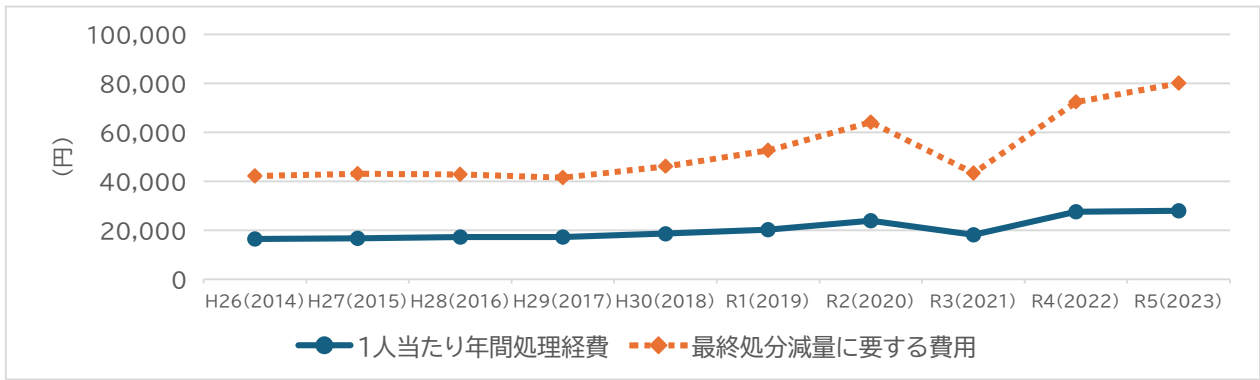


図 3-2-1 指標の推移

(2) 類似自治体との比較

評価支援ツールを用いた、全国の人口規模や産業構造の類似した自治体との比較を表 3-2-3 及び図 3-2-2 に示します。

全ての項目において類似自治体平均よりも大きな値となっていますが、偏差値を見るとリサイクル率以外の項目は平均(偏差値 50)を下回っており、特に、1人1日当たりごみ総排出量と1人当たり年間処理経費については大幅に下回っています。

表 3-2-3 類似自治体との比較(令和 5(2023)年度)

区分	1人1日当たりごみ総排出量 (g/人・日)	リサイクル率 (%)	最終処分率 (%)	1人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
類似自治体平均	914	16.8	10.6	18,019	61,182
勝浦市	1,152	18.3	10.9	27,937	80,129
偏差値	35.3	51.8	49.8	34.0	46.3

出典:市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール (一般廃棄物処理事業実態調査結果)

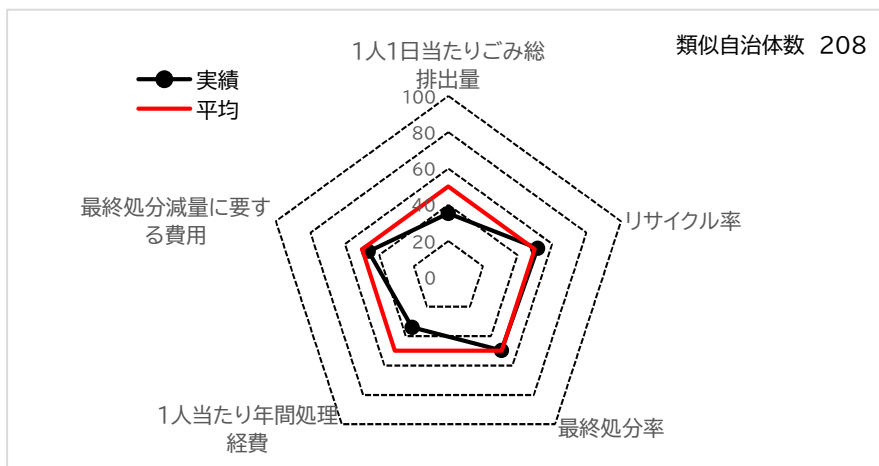


図 3-2-2 類似自治体との比較(令和 5(2023)年度)

1人1日当たりごみ排出量についての詳細な比較を表3-2-4に示します。

生活系ごみ及び事業系ごみの排出量いずれも類似自治体平均よりも多く、生活系ごみのうち可燃ごみ及び資源ごみの排出量が多くなっています。

資源ごみや集団回収を除いた家庭系ごみの排出量は、生活系ごみほどの乖離はありません。

表 3-2-4 類似自治体との詳細比較(令和5(2023)年度)

(単位:g/人・日)

区分	1人1日当たり生活系ごみ排出量	1人1日当たり家庭系ごみ排出量	1人1日当たり生活系可燃ごみ排出量	1人1日当たり生活系資源ごみ排出量	1人1日当たり事業系ごみ排出量
類似自治体平均	651	543	483	95	264
勝浦市	803	626	598	170	349
偏差値	35.2	42.3	39.6	37.6	43.2

出典:市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール  
(一般廃棄物処理事業実態調査結果)

### (3) 近隣自治体との比較

次に、本市の近隣かつ沿岸部に位置する自治体(夷隅地域(いすみ市・御宿町)、安房地域(館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町))との比較を表3-2-5及び図3-2-3に示します。

全ての項目において近隣自治体平均よりも大きな値となっています。偏差値はリサイクル率以外の項目は平均(偏差値50)を下回っているものの、1人1日当たりごみ総排出量と1人当たり年間処理経費については類似自治体ほどの乖離は見られません。

最終処分率は類似自治体よりも乖離が広がっています。

表 3-2-5 近隣自治体との比較(令和5(2023)年度)

区分	1人1日当たりごみ総排出量(g/人・日)	リサイクル率(%)	最終処分率(%)	1人当たり年間処理経費(円/人・年)	最終処分減量に要する費用(円/t)
近隣自治体平均	1,086	18.1	6.3	26,890	70,475
勝浦市	1,152	18.3	10.9	27,937	80,129
偏差値	41.6	50.4	39.8	49.1	46.4

出典:市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール  
(一般廃棄物処理事業実態調査結果)

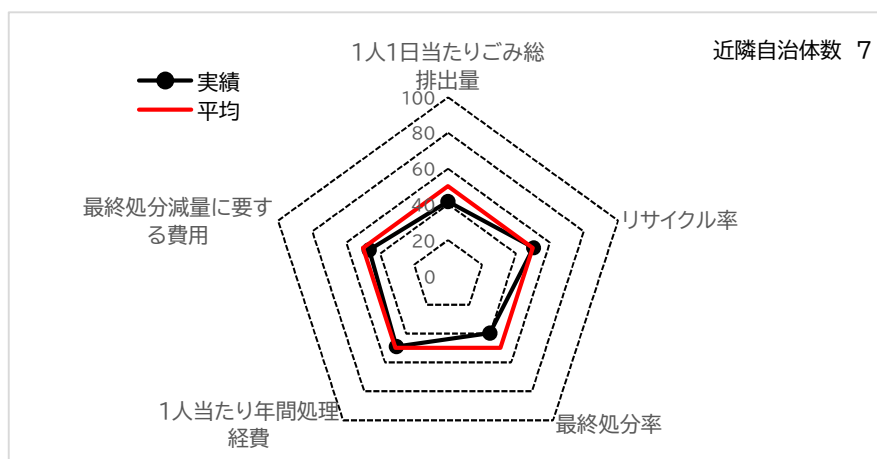


図 3-2-3 近隣自治体との比較(令和5(2023)年度)

1人1日当たりごみ排出量についての詳細な比較を表3-2-6に示します。

生活系ごみの排出量は近隣自治体平均よりも少なく、事業系ごみは多くなっています。

生活系ごみのうち、可燃ごみの排出量は少なく、資源ごみの排出量は多くなっています。

表 3-2-6 近隣自治体との詳細比較(令和5(2023)年度)

(単位:g/人・日)

区分	1人1日当たり生活系ごみ排出量	1人1日当たり家庭系ごみ排出量	1人1日当たり生活系可燃ごみ排出量	1人1日当たり生活系資源ごみ排出量	1人1日当たり事業系ごみ排出量
近隣自治体平均	828	685	646	143	257
勝浦市	803	626	598	170	349
偏差値	51.9	55.2	54.8	42.8	42.8

出典:市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール  
(一般廃棄物処理事業実態調査結果)

#### (4) 前回基本計画における数値目標の達成状況

前回基本計画において示されている数値目標の達成状況について確認します。

令和7(2025)年度を最終年度とした目標値に対し、令和6(2024)年度の実績はいずれも未達成です。

表 3-2-7 前回基本計画における数値目標の達成状況

区分	1人1日当たりごみ総排出量(g/人・日)	リサイクル率(%)	最終処分量(t)
前回基本計画目標値	1,080以下	24.0以上	491(半量以上減)
R6(2024)実績	1,158	18.1	645

出典:一般廃棄物処理事業実態調査

### 3.2.2 課題の整理

#### (1) 発生抑制に関する課題

平成20(2008)年7月より開始した生活系可燃ごみの有料化に伴い、本市における1人1日当たりごみ総排出量は大きく減少しましたが、直近10年間では大きな変化がなく、1,100g/人・日前後で推移しています。

令和5(2023)年度における本市と類似自治体及び近隣自治体の1人1日当たり家庭系ごみ排出量を比較すると、類似自治体平均よりも83g多く、近隣自治体平均よりも59g少なくなっています。

家庭系ごみのうち、可燃ごみが類似自治体よりも多い原因として、本市が観光地及び別荘地である点や、高齢者や1人暮らしの学生の割合が多いなどの地域特性による影響が考えられます。

図3-2-4に示すクリーンセンターへの生活系可燃ごみの月別搬入量を見ると、ゴールデンウィーク期間に当たる5月、夏季休業や海水浴場開設期間に当たる7月から8月に、より多くの可燃ごみが搬入されていることがわかります。

勝浦市民だけでなく、観光客や別荘利用者など非居住者に対しても、適正な分別の徹底や再資源化の推進に努めるよう啓発を行うとともに、具体的な減量施策の検討を進めることが必要です。

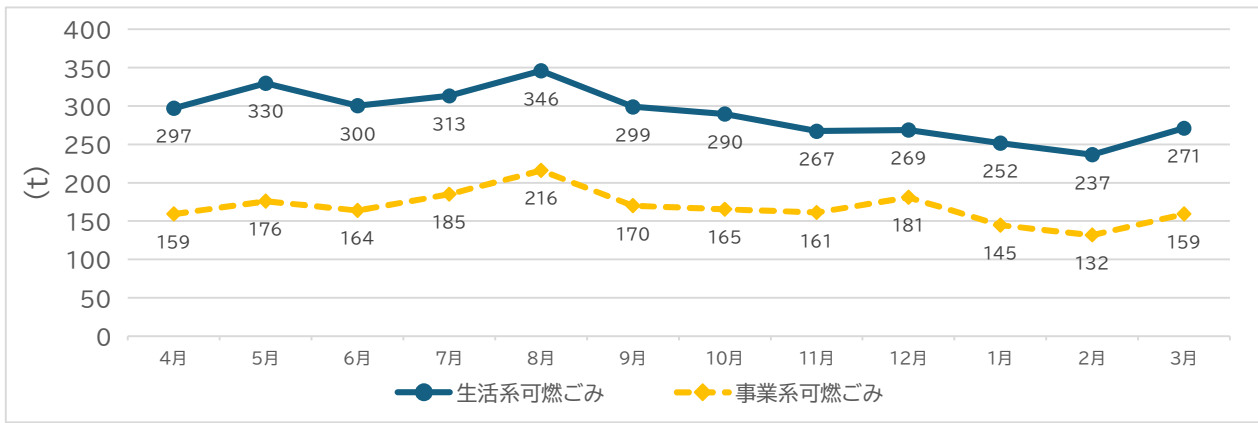


図 3-2-4 月別可燃ごみ搬入量(平成 27(2015)年度から令和 6(2024)年度の平均値)

また、生活系ごみのうち、クリーンセンターに直接持ち込まれる可燃ごみの量が年々増加しています。これは、人口減少に伴う空家の増加により、家財の整理のために搬入するケースや、剪定枝等の搬入量の増加などが考えられます。

表 3-2-8 生活系可燃ごみ(持ち込み)の排出量の推移

区分/年度	単位	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
排出量	t	468	495	499	506	548	593	613	560	688	702
1人1日当たりごみ量	g/人・日	67	73	75	78	87	96	102	95	119	126

出典:一般廃棄物処理事業実態調査

生活系ごみのうち、資源ごみ排出量が類似自治体よりも多い原因として、本市がプラスチック製容器包装の分別回収を行っていることから、市民の分別意識が高いこと、民間事業者による店頭回収の実施店舗が限られており、市の分別制度に依存せざるを得ない状況であることなどが考えられます。

今後は分別の徹底に加え、マイバッグやマイボトル、パーパーレスなど、資源ごみの発生抑制にも取り組んでいく必要があります。

事業系ごみ排出量については、類似自治体及び近隣自治体よりも多い状況ですが、人口に対する事業所数、特に宿泊施設や飲食店の割合が高い傾向にあることが原因として考えられます。

経済センサス(令和3(2021)年度実施)における本市の事業所数は全産業で1,028事業所、宿泊業及び飲食店で183事業所あり、人口に対する宿泊業及び飲食店の事業所数の割合は類似自治体中3番目に高く、近隣自治体では最も高くなっています。

宿泊業及び飲食店の事業所数と1人1日当たり事業系ごみ排出量は、図 3-2-5 のとおり相関関係が見られることや、図 3-2-4 で示したとおり、事業系可燃ごみの搬入量が夏季に増加傾向にあることから、事業所から出る食品ロスなどの食品廃棄物が影響しているものと考えられます。また、ごみ総排出量についても同様の相関が見られます。

事業系ごみの約 98%を可燃ごみが占めていることから、生ごみや食品ロスの削減、分別の徹底などについて、排出事業者と協力しながら推進していく必要があります。

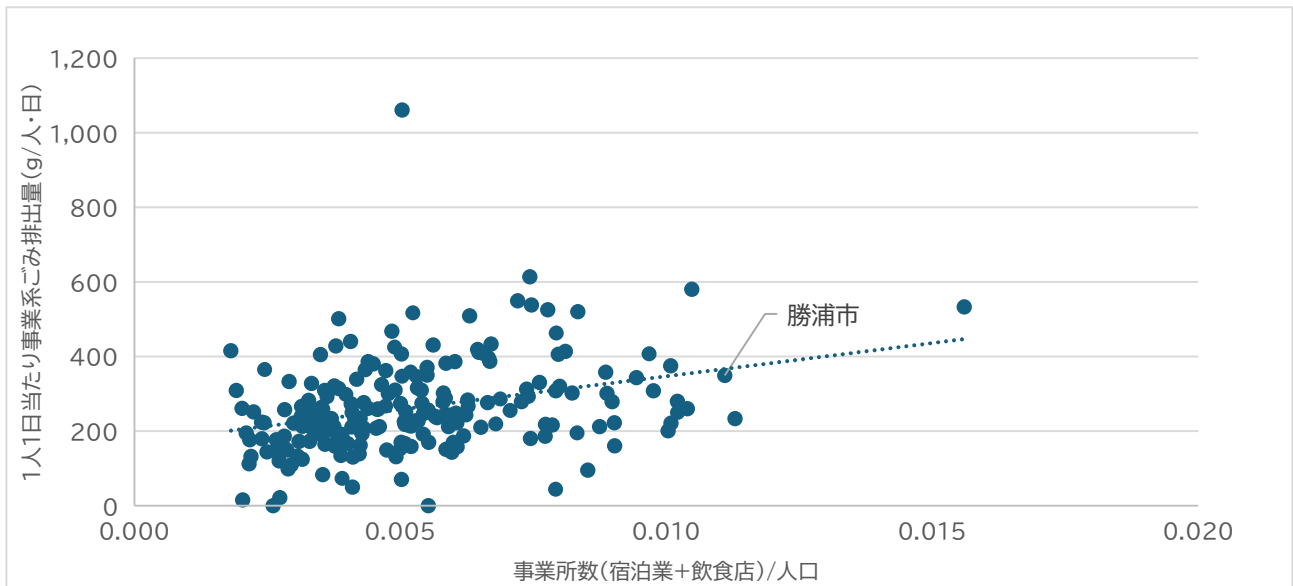


図 3-2-5 類似自治体における人口に対する事業所数(宿泊業・飲食店)と  
1人1日当たり事業系ごみ排出量の相関(令和3(2021)年度)

(2) 再資源化(リサイクル)に関する課題

令和 5(2023)年度の本市のリサイクル率は 18.3%と、平成 26(2014)年度よりも 4 ポイント以上低くなっています。

また類似自治体平均及び近隣自治体平均よりも高いものの、全国平均(19.5%)、県平均(22.6%)と比較するといずれも低くなっています。

リサイクル率は全国的にやや減少傾向にあり、要因としてはペーパーレス化に伴う古紙類の減少や、スーパーなど民間事業者による資源物の拠点回収の普及などが考えられます。

今後は、再資源化のさらなる促進のため、再資源化に対する意識の向上、新たな分別品目の追加、拠点回収サービスなどの取り組みについて検討する必要があります。

(3) 収集・運搬に関する課題

本市には約 880 ケ所のごみ集積所があり、収集・運搬については民間事業者に委託しています。

人口の減少等によりごみの排出量が減少している中、より効率的な収集・運搬システムについて検討する必要があります。

また、高齢化に伴い、適正な分別やごみ集積所への排出が困難なお年寄りが増加することも考えられるため、関係機関と連携して高齢者ごみ出し支援制度などの対策についても検討が必要です。

(4) 中間処理に関する課題

クリーンセンターは竣工から40年が経過しており、施設の老朽化が著しく、施設更新は急務です。

クリーンセンターの維持管理を適切に行い処理能力を維持するとともに、施設更新に当たっては、持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、災害対策の強化等の観点からごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について検討が必要です。

第10期千葉県廃棄物処理計画(千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画)において、本市のほか市原市・いすみ市・大多喜町・御宿町がごみ処理施設の集約化検討対象に挙げられています。

上記を踏まえ、令和5(2023)年5月に夷隅郡市2市2町(本市・いすみ市・大多喜町・御宿町)からごみ焼却施設の更新事業を進める市原市に対し広域処理の申し入れを行い、令和7(2025)年7月に市原市及び2市2町において、「一般廃棄物(燃やすごみ)の焼却処理に関する事務の委託に関する協議書」を締結しました。

新焼却施設については令和14(2032)年度に供用開始を予定しており、今後は各市町との連携を推進し、また可燃ごみを市原市へ効率的に搬入するため、中継施設<sup>27</sup>等の施設整備について検討が必要です。

(5) 最終処分に関する課題

最終処分率は、令和5(2023)年度は10.9%と概ね横ばいの状態にあり、類似団体(10.6%)、全国平均(8.1%)、県平均(5.5%)よりも高くなっています。

市では最終処分場を保有しておらず、市外の最終処分場に委託している状況であることから、上記(1)(2)で挙げた項目について対策を講じることにより処分量を削減するとともに、残さの活用方法などを検討していく必要があります。

(6) ごみ処理経費に関する課題

1人当たり年間処理経費が高額である主な原因について、表3-2-9に示すとおり、主にごみの焼却など中間処理に係る経費が類似自治体よりも過大であることがわかります。

中間処理経費が過大となっている主な要因は、老朽化が進むクリーンセンターの維持補修工事費や、焼却炉設備の故障に伴う中間処理業務委託料などです。

限られた財源で効率的なごみ処理を行うため、市原市及び2市2町での可燃ごみの広域処理や中継施設の整備など、廃棄物処理システムの最適化について検討が必要です。

表 3-2-9 類似自治体との処理経費比較(令和5(2023)年度)

区分	過程別1人当たり年間処理経費			
	1人当たり収集経費 (円/人)	1人当たり中間処理経費 (円/人)	1人当たり最終処分経費 (円/人)	1人当たりその他経費 (円/人)
類似自治体平均	5,530	10,802	1,205	482
勝浦市	5,611	20,082	1,699	545
偏差値	49.7	32.5	46.7	49.6

出典:市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール  
(一般廃棄物処理事業実態調査結果)

### 3.2.3 ごみ処理に関する国・県の動向

#### (1) 第六次環境基本計画

第六次環境基本計画は令和6(2024)年5月21日に閣議決定されました。

環境保全を通じた、現在および将来の国民1人1人の「ウェルビーイング／高い生活の質<sup>28</sup>」を目指す持続可能な社会の姿として掲げ、環境収容力<sup>29</sup>を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すこととしています。

#### (2) 第五次循環型社会形成推進基本計画

第五次循環型社会形成推進基本計画は令和6(2024)年8月2日に閣議決定されました。

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式から循環経済(サーキュラーエコノミー)<sup>30</sup>への移行により循環型社会を形成し、日本が直面する環境・経済・社会の課題を解決しながら新たな市場を作り、国民の暮らしを改善して現在および将来の国民1人1人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を高めることを目的に、将来世代につなげる国家戦略として策定されました。

計画目標を表3-2-10に示します。

表 3-2-10 第五次循環型社会形成推進基本計画の計画目標(抜粋)

区分	目標(令和12(2030)年度)
入口側の循環利用率	約19%
出口側の循環利用率	約44%
最終処分量	約1,100万t/年
廃棄物の減量化や循環利用、 グリーン購入の意識	90%
具体的な3R行動の実施率	50%

注)入口側の循環利用率とは、資源全体のうち循環利用された資源の割合を示す指標です。  
出口側の循環利用率とは、廃棄物全体のうち循環利用された資源の割合を示す指標です。  
グリーン購入とは、品質や価格だけでなく、環境のことを考えて環境負荷が小さい製品やサービスを購入することです。

#### (3) 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法基本方針(廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針)は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の推進を図るために定められるものです。

この方針では、①廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向、②廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項、③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項、④廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項、⑤非常災害時における③、④に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項、⑥その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項が定められており、市町村はこの方針を踏まえて一般廃棄物処理計画を策定することが適当とされています。

主な計画目標を表3-2-11に示します。

表 3-2-11 廃棄物処理法基本方針の計画目標(抜粋)

区分	目標(令和12(2030)年度)
一般廃棄物の排出量	令和4(2022)年度比約9%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約478g
一般廃棄物の出口側の循環利用率	約26%
1人1日当たりごみ焼却量	約580g
一般廃棄物の最終処分量	令和4(2022)年度比約5%削減

(4) プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針

世界的に大きな問題として指摘されている、プラスチック資源の有効利用、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等の幅広い課題に対処し、持続可能な社会の実現に向けた我が国の方向性を示すものとして、令和元(2019)年5月にプラスチック資源循環戦略が策定され、3R+Renewable<sup>31</sup>の基本原則と、表3-2-12に示す6つのマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。その後、これを具体化するため、プラスチック資源循環法(プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)が令和4(2022)年4月に施行され、同日、プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針が施行されました。

これは、多様な物品に使用されているプラスチックについて、包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計・製造から廃棄・再利用までのライフサイクル全体におけるあらゆる主体によるプラスチック資源循環等の取り組みを促進するための措置を講じようとするもので、ワンウェイプラスチック<sup>32</sup>等回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすとともに、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源(紙・バイオマスプラスチック<sup>33</sup>等)に適切に切り替えた上で、できる限り長い期間プラスチック製品を使用しつつ、使用後は、効果的・効率的な再資源化システムを通じて分別回収及び熱回収によるエネルギー利用を図り、循環利用を図ることとしています。

表 3-2-12 プラスチック資源循環戦略のマイルストーン

区分	マイルストーン
リデュース	①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
リユース・リサイクル	②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
	③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
	④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用
再生利用・ バイオマスプラスチック	⑤2030年までに再生利用を倍増
	⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

(5) 第2次食品ロス削減の推進に関する基本的な方針

令和元(2019)年10月1日、食品ロス削減推進法(食品ロスの削減の推進に関する法律)が施行され、また第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が令和7(2025)年3月25日に閣議決定されました。

食品ロスを削減していくための基本的な視点として、国民各層がこの問題を「他人事」でなく「我が事」として捉え、食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロス削減の必要性について認識したうえで、生産・製造・販売の各段階及び家庭での買物・保存・調理の各場面において食品ロスが発生していることや、消費者・事業者等それぞれに期待される役割と具体的な行動を理解し、可能なものから具体的な行動に移すこととしています。計画目標は表3-2-13のとおりです。

表 3-2-13 第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の計画目標

区分	目標(令和12(2030)年度)
家庭系食品ロス量	平成12(2000)年度比で半減
事業系食品ロス量	平成12(2000)年度比で60%削減
食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	80%以上

(6) 第10次千葉県廃棄物処理計画

千葉県は令和3(2021)年3月、持続可能な循環型社会の構築に向け、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする第10次千葉県廃棄物処理計画を策定しました。

この計画は、千葉県食品ロス削減推進計画としても位置付けられており、またごみ処理の広域化やごみ処理施設の集約化を促進するための千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画としても位置付けられています。計画目標は表3-2-14のとおりです。

計画の基本方針として、以下を挙げています。

・みんなでつくる『持続可能な循環型社会』の構築

『持続可能な循環型社会』の構築を目指し、県民・事業者・国・県・市町村等の各主体が取り組みを進めるとともに、相互に連携し、さらなる廃棄物の排出抑制と資源の適正な循環的利用を推進する。

・多様化する新たな課題への対応

ごみの排出量の削減、不法投棄の防止といった従来からの問題に加え、食品ロスの削減、廃プラスチック問題への対応等、新たな課題に対し実効性のある施策の展開を図る。

・県民の安全・安心の確保に向けた体制強化

自然災害により、大量に発生する災害廃棄物について、国や県内市町村、事業者等と連携し、迅速な処理体制の強化を図る。

表 3-2-14 第10次千葉県廃棄物処理計画の計画目標(一般廃棄物)

区分	基準年度 (平成30(2018)年度)	目標年度 (令和7(2025)年度)
排出量	206万t	183万t以下
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	507g/人・日	440g/人・日以下
出口側の循環利用率	22.4%	30%以上
最終処分量	14.3万t	12万t以下

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 4.1 ごみの排出量等の予測

#### 4.1.1 計画収集人口の予測

本計画における計画収集人口の将来予測は、表 4-1-1 のとおりです。勝浦市総合計画の将来人口推計を採用することとします。

表 4-1-1 計画収集人口の予測 (単位:人)

区分	R2(2020)	R7(2025)	R12(2030)	R17(2035)	R22(2040)
総合計画推計値	16,927	15,015	13,155	11,320	9,666

出典:勝浦市総合計画

#### 4.1.2 ごみの排出量等の予測

##### (1) ごみ排出量の推計

ここでは、循環型社会の形成に向けたごみの発生抑制・再資源化等の取り組みを行わない場合、ごみの排出量が将来的にどのように変化するかについての推計を行います。

生活系ごみと事業系ごみに分けて、表 4-1-2 及び図 4-1-1 のとおり推計しました。推計方法は、過去 10 年間の 1 人 1 日当たりごみ排出量の実績を基に、「ごみ処理施設構造指針解説」に示されている 5 種類の推計式によって予測値を算出し、このうち過去の実績の傾向を良好に反映しているものを採用しました。

人口の減少とともに排出量は減少する見込みですが、1 人 1 日当たりごみ排出量については、生活系(家庭系)ごみは増加し、事業系ごみは概ね横ばいで推移する見込みです。

表 4-1-2 ごみ排出量の推計

区分/年度	実績	推計	
	R6(2024)	R17(2035)	R22(2040)
総排出量(t)	6,477	4,857	4,159
生活系ごみ排出量(t)	4,529	3,471	2,974
家庭系ごみ排出量(t)	3,563	2,797	2,416
可燃ごみ排出量(t)	3,403	2,667	2,304
不燃ごみ排出量(t)	44	25	20
粗大ごみ排出量(t)	116	105	92
資源ごみ排出量(t)	934	647	535
集団回収量(t)	32	27	23
事業系ごみ排出量(t)	1,948	1,386	1,185
可燃ごみ排出量(t)	1,902	1,351	1,155
不燃ごみ排出量(t)	10	7	6
粗大ごみ排出量(t)	7	6	5
資源ごみ排出量(t)	29	22	19
1人1日当たりごみ総排出量(g/人・日)	1,158	1,172	1,179
1人1日当たり生活系ごみ排出量(g/人・日)	810	838	843
1人1日当たり家庭系ごみ排出量(g/人・日)	637	675	685
1人1日当たり事業系ごみ排出量(g/人・日)	348	335	336

注)端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

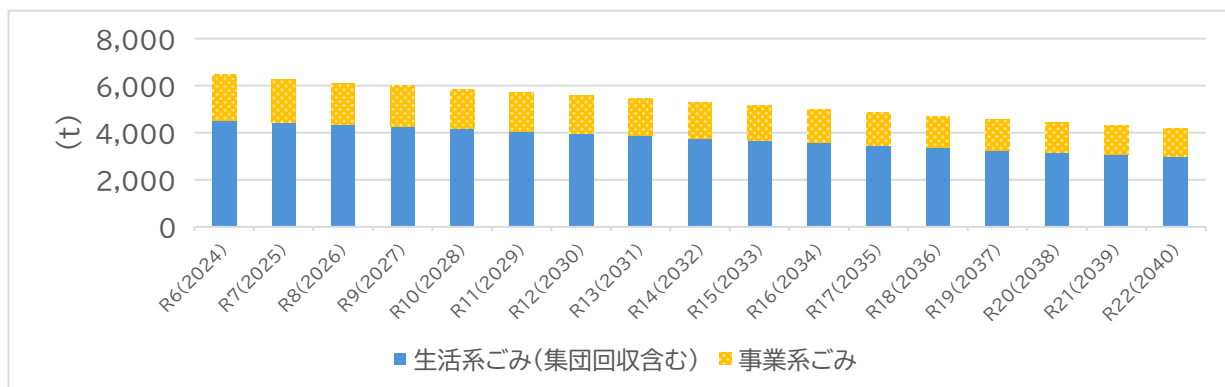


図 4-1-1 ごみ排出量の推計

(2) ごみの再資源化量の推計

再資源化に関する推計を行った結果は、表 4-1-3 のとおりです。

推計方法については、(1)で予測したごみ排出量により再資源化量及びリサイクル率を求めます。

再資源化量についても人口減少とともに減少し、またリサイクル率についても減少する見込みです。

表 4-1-3 ごみの再資源化量とリサイクル率の推計

区分/年度	実績	推計	
	R6(2024)	R17(2035)	R22(2040)
再資源化量(t)	1,172	839	700
リサイクル率(%)	18.1	17.3	16.8

(3) 最終処分量の推計

最終処分量に関する推計を行った結果は、表 4-1-4 のとおりです。

推計方法については、まず最終処分率について、過去 3 年間の実績の平均値が将来も継続すると仮定して推計し、(1)で予測した総排出量の推計値を乗じ最終処分量を求めます。

最終処分量についても人口減少に伴い減少する見込みです。

表 4-1-4 最終処分量と最終処分率の推計

区分/年度	実績	推計	
	R6(2024)	R17(2035)	R22(2040)
最終処分量(t)	645	510	437
最終処分率(%)	10.0	10.5	10.5

## 4.2 基本理念・基本方針

### 4.2.1 基本理念

前回基本計画では、基本理念として、「勝浦の山、川、海を明日へつなぐ循環型社会の推進」と定め、市民・事業者・市がお互いの立場を尊重しながら、協力して3Rや資源・エネルギーの回収及び有効利用を推進し、資源の循環的利用と地球環境保全に向け積極的に行動していくものとなりました。

しかし、前回計画の数値目標である1人1日当たりごみ総排出量、リサイクル率及び最終処分量については、目標の達成が厳しい状況です。

このような本市の状況や社会情勢の変化に対し、ごみ減量施策だけではなく持続可能な循環型社会の実現に向けた新たな施策を推進していく必要があることから、以下のとおり基本理念を定め、取り組みを進めていきます。

勝浦市 ごみ処理基本計画  
**基本理念**

**豊かな自然と調和した、協働で未来へつなぐ  
資源循環のまちづくり**

この理念は、市が目指すごみ処理のあり方を、地域の宝である豊かな自然環境との共生を基盤とし、市民・事業者・市それぞれの主体的な行動によって協働し、持続可能な循環型の社会を未来に向けて築き上げていく決意を示すものです。

### 4.2.2 基本方針

基本理念を達成するための、取り組みの柱となる基本方針は次のとおりです。

#### **基本方針Ⅰ 発生抑制を中心とした4Rの推進**

ごみの発生を回避すること(Refuse:リフューズ)と、ごみの発生を減らすこと(Reduce:リデュース)に優先して取り組み、不要となったものは他の人に譲るなどして繰り返し使い(Reuse:リユース)、やむを得ずごみとなったものについては再資源化すること(Recycle:リサイクル)を市民・事業者・市が一体となって取り組むことで、循環型社会の形成を目指します。

#### **基本方針Ⅱ 多様な主体による協働の推進**

持続可能なごみ処理体制を構築するためには、市民・事業者・市等多様な主体がそれぞれ正しい知識を持ち自ら行動することが重要です。このため、自ら行動できる人や組織づくりを進めるとともに、多様な主体がともに行動できるような仕組みづくりを進めます。

#### **基本方針Ⅲ 持続可能なごみ処理体制の構築**

安定的なごみ処理体制の確保は、生活環境の保全、公衆衛生の維持において不可欠です。ごみの種類や排出方法に応じ、効率的かつ適正な処理体制の構築を図るべく、近隣市町村との広域連携を視野に検討を進めていきます。

## 4.3 数値目標

### 4.3.1 本計画における数値目標

#### (1) 基本的な考え方

ごみの減量・再資源化を検討するにあたり、ごみの発生及び処理処分を概念図 4-3-1 に示します。

循環型社会の基本理念に従いごみの減量・再資源化を推進するために、発生抑制に重点を置いた 4R を推進していくことが重要な目標です。

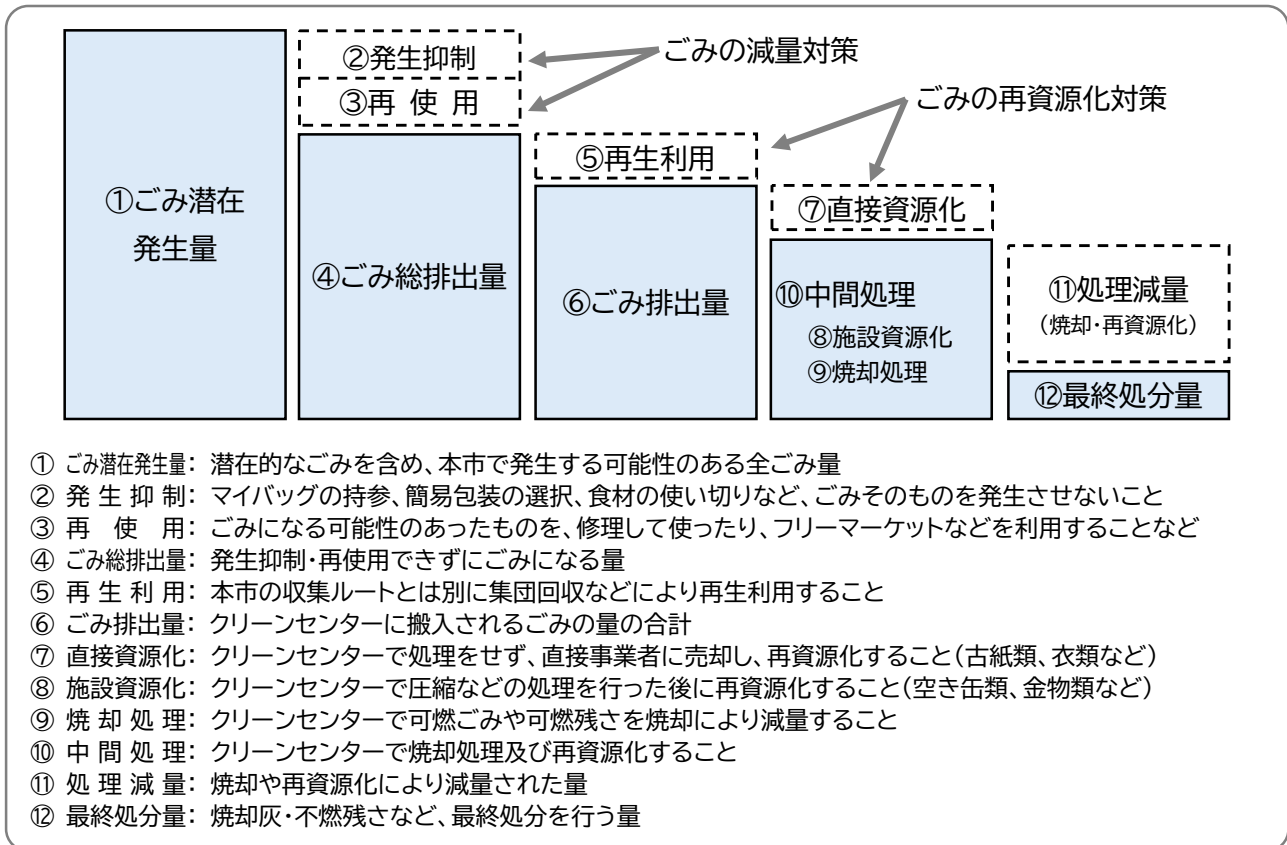


図 4-3-1 ごみの発生及び処理処分の概念

#### (2) 数値目標

本市におけるごみの発生抑制等に関する数値目標は、国及び県の数値目標を参考として設定します。

しかし、いずれの目標についても現在国及び県の数値を下回っていることから、将来的に国及び県の水準に追いつくこととし、実現可能な数値目標として以下の目標を設定します。

表 4-3-2 数値目標

区分/年度	令和6(2024)年度 (実績)	令和17(2035)年度 (中間目標)	令和22(2040)年度 (最終目標)
1人1日当たり家庭系ごみ排出量(g/人・日)	637	574	550
1人1日当たりごみ総排出量(g/人・日)	1,158	1,082	1,058
リサイクル率(%)	18.1	22.2	23.5
最終処分量(t)	645.0	171.0	153.0



## 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の削減目標について

本計画では、「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」について、目標値を設定しています。

家庭系ごみの9割以上を占める可燃ごみには、紙類、容器包装等のプラスチック、食べ残し等のちゅう芥類やその中に含まれる水分など、より一層減量化することができるものが多く含まれています。

各家庭において排出量の削減や分別の徹底などに取り組むことにより、家庭系可燃ごみの1人1日当たり排出量を、令和22(2040)年度には令和6(2024)年度と比べて91g減らすことを目標とします。

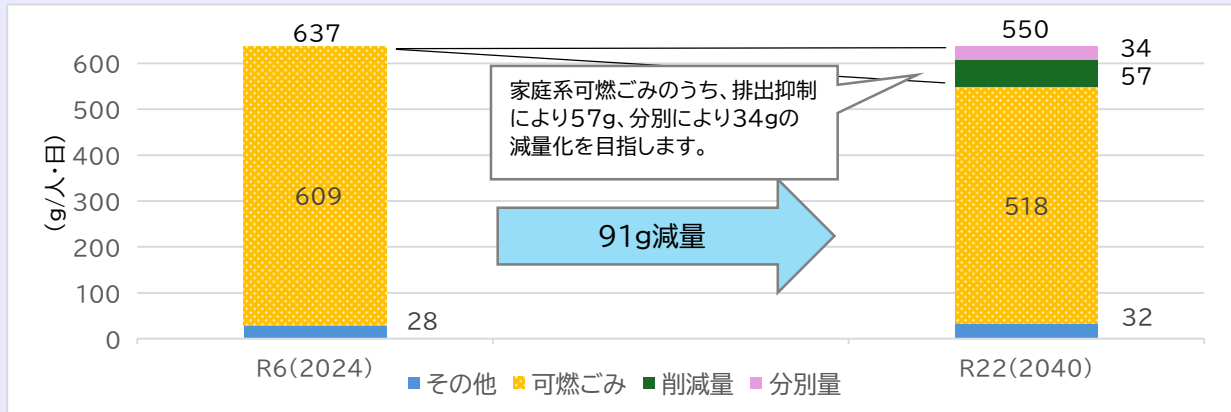


図 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の実績値と目標値

表 家庭系可燃ごみ排出量の内訳と令和22(2040)年度における削減目標

区分/年度	(参考)ごみ組成 (乾燥前) ※R5年度平均	R6(2024)実績		R22(2040)目標		備考 (取り組み例)	
	%	家庭系可燃 ごみ排出量 t	原単位 g/人・日	削減目標 g/人・日	削減割合 %		
家庭系 可燃ごみ 組成	紙、布類	29.8%	1,015	181.5	25	13.8%	
	排出抑制	—	—	—	5	2.8%	ペーパーレス化の推進
	分別	—	—	—	20	11.0%	資源物としての分別排出の徹底
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革	19.2%	653	116.8	24	20.5%	
	排出抑制	—	—	—	10	8.6%	マイバッグ利用によるレジ袋の削減
	分別	—	—	—	14	12.0%	容器包装プラスチックの分別
	木、竹類	3.8%	129	23.1	0	0.0%	
	ちゅう芥類	43.4%	1,477	264.1	40	15.1%	
	水分	—	—	—	23	8.7%	水切りの徹底
	食品ロス	—	—	—	17	6.4%	食べきり・使い切り等の徹底
不燃物	0.6%	20	3.6	0	0.0%		
その他	3.2%	109	19.5	2	10.3%	リユースの推進	
合計	100.0%	3,403	609	91	15.0%		

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

## 4.4 目標達成に向けた取り組み

### 4.4.1 施策の体系

目標達成に向けた施策の体系は図 4-4-1 のとおりです。

基本理念	基本方針	基本施策	取り組み内容	
豊かな自然と調和した、協働で未来へつなぐ資源循環のまちづくり	<b>基本方針Ⅰ</b> 発生抑制を中心とした4Rの推進 	<b>基本施策1</b> リフューズ・リデュースの推進	1-1 生ごみの減量、食品ロスの削減 <b>重点</b>	
			1-2 使い捨てプラスチックの削減 <b>重点</b>	
			1-3 ごみ処理料金の検証・見直し	
			1-4 事業系ごみの発生抑制と適正排出の推進	
		<b>基本施策2</b> リユース・リサイクルの推進	2-1 分別の徹底 <b>重点</b>	
			2-2 リユースの推進	
	<b>基本方針Ⅱ</b> 多様な主体による協働の推進 	<b>基本施策3</b> 普及啓発・環境教育の推進	3-1 情報発信・環境教育の充実 <b>重点</b>	
			<b>基本施策4</b> 市民・事業者による自主的なごみ減量化・リサイクル行動の推進	4-1 適正排出指導の強化
				4-2 市民・事業者との連携による再資源化の推進
				4-3 排出困難者等への対応
		4-4 環境美化の推進		
		<b>基本施策5</b> 効率的な収集運搬体制の構築	5-1 効率的かつ安定的な分別収集運搬体制の検討	
	5-2 有害ごみ等の適正な処理体制の整備			
	<b>基本方針Ⅲ</b> 持続可能なごみ処理体制の構築 	<b>基本施策6</b> 安定的なごみ処理体制の構築	6-1 安定的な中間処理体制の検討	
			6-2 持続可能な最終処分体制の検討	
			6-3 災害時及び緊急時の廃棄物処理体制の構築	

図 4-4-1 目標達成に向けた施策の体系

## 4.4.2 具体的な施策の展開

### 基本方針 I 発生抑制を中心とした 4R の推進



#### 基本施策 1 リフューズ・リデュースの推進

循環型社会の形成に向けて 4R を推進していくにあたり、リフューズ(ごみの発生を回避する)とリデュース(ごみの発生を減らす)に優先的に取り組みます。特に近年の食品ロス削減推進法の施行や、プラスチック資源循環戦略の策定など、食品ロスとプラスチックごみの削減が持続可能な社会づくりを進めるうえでの課題であることから、これらへの対応に重点を置いた取り組みを進めます。

#### 1-1 生ごみの減量、食品ロスの削減 **重点**

生ごみは 80%が水分と言われています。排出前に水切りや乾燥をすることで、ごみの減量だけでなく、悪臭の防止、収集車の燃費の向上、焼却時の燃焼効率の向上による温室効果ガス排出量の削減など様々なメリットがあります。

また、食品ロスの発生は、食品そのものが無駄になるだけでなく、その生産から廃棄までの工程に用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながっており、市町村にも食品ロス削減の取り組みが求められています。

生ごみ減量や食品ロス削減の重要性について啓発し、食べ残しや余分な食材の購入をしないように呼びかけ、生ごみや食品ロスの発生を抑制します。また生ごみ処理機等の購入費用を一部助成することで、生ごみを肥料として再資源化することを引き続き推進します。

#### 実施・検討する取り組み

- 生ごみの減量に関する積極的な情報発信
- 3切り(使い切り・食べきり・水切り)の推進
- 生ごみ堆肥化容器等購入費補助制度の継続
- 食品ロス削減推進計画の取り組み推進(第5章 食品ロス削減推進計画に記載)



### ちょっとした工夫で、生ごみを減量しましょう！

- 1. 濡らさない** ・野菜の皮むきは、洗う前に行いましょう。  
・むいた野菜のへた・わた・皮や果物の芯は、ざるなどに入れ、水に濡れないようにしましょう。
- 2. 水を切る** ・生ごみを水切りネットや水切り器などに入れ、絞りましょう。
- 3. 乾燥させる** ・野菜くずや果物の皮などは、風通しの良いところで乾燥させましょう。  
・お茶がらやコーヒー、ティーバッグはひと晩おいて乾かしましょう。
- 4. 堆肥化する** ・コンポストなどにより生ごみを堆肥化し、家庭菜園などに活用しましょう。



## 1-2 使い捨てプラスチックの削減 **重点**

脱炭素社会の実現や、近年社会的課題となっている海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた対策として、使い捨てプラスチックの削減に取り組み、不要になったものは適正に分別・再資源化するなど、プラスチックの4Rの取り組みを推進し、市民のライフスタイル及び事業者のビジネススタイルの変革を促します。

### 実施・検討する取り組み

#### ● 家庭でのプラスチック削減に向けた取り組み

- マイバッグ・マイボトル・マイカトラリー<sup>34</sup>等の使用推進
- 過剰包装<sup>35</sup>や使い捨てプラスチック製容器包装・製品等の提供辞退の呼びかけ
- はかり売り、詰め替え商品、レンタル・シェアサービス等の利用推進

#### ● 事業所でのプラスチック削減に向けた取り組み

- はかり売り、詰め替え商品、レンタル・シェアサービス等の取り組み推進
- 容器包装の簡易化の推進
- 使い捨てカトラリーの使用見直しの推進
- 再生利用が容易な商品、再生素材を原料とした商品等の製造・販売の推進

#### ● 市によるプラスチック削減の取り組み

- 使い捨てプラスチック削減や資源物の分別の徹底に向けた啓発
- 市の率先行動(発生抑制・グリーン購入・代替素材使用等)
- 指定ごみ袋へのバイオマスプラスチック使用についての検討
- 「ちばプラごみ削減エコスタイル<sup>36</sup>」の推進

#### ● 海洋プラスチックごみ問題に関する啓発

- 海洋プラスチックごみ流出防止に向けた広報・啓発
- 海洋プラスチックごみ流出防止に向けた美化活動の推進



## 「プラスチック・スマート」キャンペーン

食品トレーやペットボトルなどの容器包装から、家電製品やおもちゃまで、あらゆる製品で使用されているプラスチックは、軽くて丈夫、加工がしやすいなど便利な反面、ポイ捨てなど不適切に処分されたプラスチックごみが雨や風によって海に流れ出ると、海洋環境や海洋生物に深刻な影響を与えます。

この「海洋プラスチックごみ問題」は、海の生態系を含めた海洋環境への影響、観光・漁業への影響など様々な分野に悪影響を及ぼす喫緊の課題となっており、このままでは令和 32(2050)年に海洋プラスチックごみが魚の量を上回ると予測されています。

持続可能な開発目標(SDGs)においても、海洋ごみや富栄養化などあらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減することが目標の 1 つとなっています。

こうした中、日本国内でも企業におけるプラスチック製ストローの廃止や代替素材の開発、行政やボランティア団体における海岸の清掃活動やプラスチックごみ削減運動など、それぞれの立場で取り組みを始めています。

環境省では、そうした様々な取り組みを応援し、さらに広げていくために、「プラスチック・スマート」キャンペーンを実施しています。

「マイボトルを持参して、使い捨ての容器を控えた」、「海岸清掃イベントに参加した」など、プラスチックごみを減らし、プラスチックと賢く付き合うための取り組みやアイデアを広げていきましょう。



「プラスチック・スマート」キャンペーンのロゴマーク

### 1-3 ごみ処理料金の検証・見直し

ごみの発生抑制や再資源化における意識改革、負担の公平化を図るため、料金の検証を行い、必要に応じて見直しを図ります。

また、今後市原市への可燃ごみ焼却処理の委託を行うにあたり、構成市町のごみ処理料金との整合についても併せて検討します。

#### 実施・検討する取り組み

- ごみ処理料金の検証・見直し
- ごみ排出量減量に向けた市民・事業者にとってインセンティブが働く仕組みづくりの検討

### 1-4 事業系ごみの発生抑制と適正排出の推進

事業系ごみの減量を進めるためには、事業者による自主的な取り組みを推進することが必要です。事業系ごみのうち可燃ごみが 9 割以上を占めることから、生ごみの減量や食品ロスの削減について啓発するとともに、適正排出と分別の徹底を促します。

#### 実施・検討する取り組み

- 食品ロス削減推進計画の取り組み推進(第5章 食品ロス削減推進計画に記載)
- 事業系ごみの減量化・再資源化に関する情報提供
- 事業系ごみの減量化・再資源化に取り組む事業者の市ホームページ等での事例紹介
- 搬入物確認等による事業者の分別状況の確認・指導

## 基本施策2 リユース・リサイクルの推進

ごみの発生抑制に努め、不要になったものや使い終わったものについては修理をしたり、リユースに取り組むことで、ものを大切に、長く使うというライフスタイルを推進するとともに、ごみの減量化を図ります。

リユースが困難となり、廃棄せざるを得ないものについては、分別を徹底したうえで資源としてリサイクルに取り組み、ごみとして排出する量を極限まで減らすことで資源の循環を促進します。

### 2-1 分別の徹底 **重点**

可燃ごみの中には、再資源化可能な資源の混入が多く見られます。特に可燃ごみの重量において大きな割合を占める古紙類の回収強化は、再資源化促進における効果的施策です。資源循環を一層進めていくため、資源物の分別推進に向けた周知啓発や適正排出指導等に取り組めます。

#### 実施・検討する取り組み

- 「分別収集ごみの分け方・出し方」・「ごみ分別一覧」の充実化
- 不適正排出に関する事例紹介など情報発信の強化
- 地域や集合住宅管理会社等との連携による適正排出に関する周知
- 若年層・集合住宅入居者・転入者・別荘利用者等ターゲットに応じた情報発信
- 事業者による拠点回収実施店舗の周知
- 古紙回収庫等による拠点回収の検討

### 2-2 リユースの推進

市民のリユースに関する意識や利用状況、民間事業者の実施状況などの現状把握に努め、フリーマーケットやリユースアプリに関する情報提供、飲食店等におけるリユース食器の利用促進など、リユースに関する市民への情報発信を進め、市民が利用しやすいリユース環境の整備を進めます。

#### 実施・検討する取り組み

- 市民のリユースに関する意識や市域内におけるリユースに関する取り組みの実態把握
- フリーマーケット・リユースアプリ等提供事業者との連携(情報共有、情報発信)
- 市内飲食店等に向けたリユース食器利用促進に関する情報発信

### 2-3 生ごみ・剪定枝等の再資源化の検討

生ごみや樹木の剪定枝等について、民間事業者による再資源化の可能性を検討します。

また、廃食用油についても引き続き拠点回収を行い、再資源化します。

#### 実施・検討する取り組み

- 生ごみや樹木の剪定枝等の分別収集及び再資源化の検討
- 学校給食から発生する食品廃棄物等の再資源化の検討
- 廃食用油の拠点回収の継続

基本施策 3 普及啓発・環境教育の推進

持続可能な循環型社会の実現のため、市が行うごみ処理行政について、多様な主体の協力が必要です。そのために、市民や事業者に分別収集方法、ごみの減量化・再資源化施策などについて広く情報発信していきます。

3-1 情報発信・環境教育の充実 **重点**

本市ではこれまで「分別収集ごみの分け方・出し方」・「ごみ分別一覧」等により情報発信を行ってまいりましたが、内容の充実化について検討するとともに、市ホームページや SNS 等多様なツールを活用して、年代を問わず市民が情報を受け取ることができる環境の構築に努めます。

また、SDGsの推進や循環型社会形成のための具体的な取り組みを進めていくためには、市民や事業者の理解と関心を高めることが重要ですが、特に次代を担う子どもたちや若年層への環境学習や啓発の推進は、ごみ減量や再資源化へのきっかけづくりに繋がることから、若年層向けの啓発についても充実を図ります。

実施・検討する取り組み

- 「分別収集ごみの分け方・出し方」・「ごみ分別一覧」の充実化(再掲)
- 「広報かつら」・市ホームページ・SNS等多様な媒体での情報発信方法の検討
- 事業系ごみの減量化・再資源化に取り組む事業者の市ホームページ等での事例紹介(再掲)
- 小中学生向けの環境学習会の実施
- 市内小中学校における環境標語コンクール及び環境ポスターコンクールの実施
- 社会科見学でのクリーンセンター見学の実施



分別収集ごみの分け方・出し方



市民環境学習会の様子

## 基本施策 4 市民・事業者による自主的なごみ減量化・リサイクル行動の推進

ごみに関わる多様な主体による自主的・主体的な取り組みが進められるよう、必要な体制整備の確保や、ごみの減量化・再資源化に関する情報の共有を行います。

### 4-1 適正排出指導の強化

家庭系ごみについては、町内自治会等の地域住民と連携し、ごみ集積所でのごみ排出ルールに対する啓発に取り組みます。また、悪質な違反ごみに対しては、排出者を調査し戸別訪問などの指導等についても検討します。

事業系ごみについては、クリーンセンターでの搬入物の確認等により分別指導を強化します。

#### 実施・検討する取り組み

- 地域との連携によるごみ集積所における不適正排出に対する指導
- ごみ集積所の適切な維持管理に係る支援策の検討
- 資源物の持ち去り防止のための周知徹底、市職員によるパトロールの実施
- 若年層・集合住宅入居者・転入者・別荘利用者等ターゲットに応じた情報発信(再掲)
- ごみ集積所への事業系ごみの排出抑止の啓発
- 搬入物確認等による事業者の分別状況の確認・指導(再掲)

### 4-2 市民・事業者との連携による再資源化の推進

資源回収への市民の自主的な行動を支援し、資源回収量の増加を図るため、集団回収実施団体の増加など推進策について検討するとともに、事業者の自主的な再資源化や拠点回収等の取り組み状況について周知することで、事業者の自主的な取り組みを支援します。

#### 実施・検討する取り組み

- 集団回収の推進施策の検討
- 事業系ごみの減量化・再資源化に取り組む事業者の市ホームページ等での事例紹介(再掲)
- 事業者による拠点回収実施店舗の周知(再掲)

### 4-3 排出困難者等への対応

高齢化や核家族化の進展等に伴い、高齢や障がいなどにより家庭からの日々のごみ出しに対し支援が必要な世帯が今後増加するものと予想されます。

排出困難者等へのごみ出し支援についてニーズを把握し、福祉部門とも情報交換・連携しながら、本市の実情に沿った施策を検討します。

#### 実施・検討する取り組み

- 排出困難者等ごみ出し支援のニーズ把握
- 福祉部門と連携した、高齢者等の見守りにも配慮したごみ出し支援制度の検討

#### 4-4 環境美化の推進

地域の公衆衛生を守り、美しい景観を保つためにも、環境美化推進は重要な取り組みであり、集積所の美化対策、ごみゼロ運動、ポイ捨てや不法投棄<sup>37</sup>防止対策など、まちの美化に取り組んでいきます。

##### 実施・検討する取り組み

- 地域清掃等に対する支援(ボランティア清掃用ごみ袋の配布等)
- ごみ集積所の適切な維持管理に係る支援策の検討(再掲)
- 不法投棄監視員<sup>38</sup>の委嘱、不法投棄監視カメラの設置等不法投棄防止対策の推進
- ごみゼロ運動等市民参加型の美化活動の推進
- 観光客へ向けたポイ捨て防止の啓発
- 海洋プラスチックごみ流出防止に向けた美化活動の推進(再掲)



### ゴミゼロ運動でまちをきれいに！

国の「ごみ減量・リサイクル推進週間」(5月30日:ごみゼロの日から6月5日:環境の日)に合わせ、ごみの散乱防止と再資源化促進のための普及啓発を目的として、市民や事業者、各種団体等との協力のもと、市内の道路周辺や観光地等における散乱空き缶等の一斉清掃(ゴミゼロ運動)を実施しています。



ゴミゼロ運動の様子

#### ゴミゼロ運動参加者数及び回収量

年度	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
実施日		5/30~6/5	5/27~6/5	5/26~6/5	5/27~6/7
参加人数	中止	431人	267人	247人	212人
ごみ収集総量		320kg	390kg	450kg	510kg

基本施策 5 効率的な収集運搬体制の構築

人口減少、少子高齢化や感染症の流行など、社会情勢や市民・事業者のニーズの変化を踏まえ、将来にわたる安定的な収集運搬についての在り方を検討していきます。また、今後のごみ量や、市原市への可燃ごみ焼却処理の委託に伴う中継施設の整備に対応した収集方法や運搬ルートの効率化を図ります。

5-1 効率的かつ安定的な分別収集運搬体制の検討

社会情勢の変化や地域ごとのごみ排出量、新焼却施設の整備、再資源化の推進等を考慮し、分別区分の見直しを図ります。また、中継施設の整備、市民の利便性・適正処理の確保、収集コスト等を考慮し、収集運搬体制の見直しを図ります。

今後のごみの分別収集体制について表 4-4-1 に示します。

表 4-4-1 今後の分別収集区分

	区分	収集主体	収集場所
委託業者	燃やせるごみ	市	集積所
	空き缶類・ガラス類		
	金物類		
	蛍光管類		
	ペットボトル		
	プラスチック製容器包装		
	その他製品プラスチック		
	金物7品目		
	衣類		
	古紙類		
	その他粗大ごみ		
	廃乾電池		
許可業者	燃やせるごみ	許可業者	戸別
	缶類		
	資源ごみ		

実施・検討する取り組み

- 将来のごみ分別区分のあり方についての検討
- 生活系ごみの効率的な収集方法や運搬ルートの検討
- 福祉部門と連携した、高齢者等の見守りにも配慮したごみ出し支援制度の検討(再掲)
- 災害時における収集運搬のバックアップ体制の検討

5-2 有害ごみ等の適正な処理体制の整備

乾電池・蛍光管等の有害ごみを引き続き適正に処理するとともに、有害ごみや適正処理困難物について、国・県・近隣市の状況を把握しつつ、適正な排出方法について周知します。

特にリチウムイオン電池<sup>39</sup>については収集・処理時の火災事故が増加していることから、拠点回収やリチウムイオン電池使用製品の分別収集について周知徹底します。

実施・検討する取り組み

- 有害ごみ・適正処理困難物等の適正排出に関する周知
- リチウムイオン電池の拠点回収・分別収集の実施及び周知徹底

## 基本施策 6 安定的なごみ処理体制の構築

安全・安心で安定的なごみ処理のために、関係法令に基づく環境基準等を遵守し、適正なごみ処理を行うとともに、クリーンセンターの維持管理を適切に行い延命化を図ります。

また今後予定している可燃ごみの広域処理に伴い、可燃ごみの効率的な運搬のための中継施設の整備について検討します。

### 6-1 安定的な中間処理体制の検討

市原市における新焼却施設の供用開始予定が令和 14(2032)年度であることから、供用開始までは引き続きクリーンセンターにおいて適切な運転及び維持管理を行い、本市内から発生するごみの適正処理が滞ることのないようにします。

また、今後は各市町との連携を推進し、可燃ごみ中継施設等の整備手法についても検討します。

広域処理開始後の中間処理体制を表 4-4-2 に示します。

表 4-4-2 広域処理開始後の中間処理体制

処理対象物	搬入先施設名	中間処理内容
燃やせるごみ 粗大ごみ(可燃)	(市原市) 新焼却施設	焼却、熱回収後、焼却残さを専門業者へ委託し、再資源化及び埋め立て処分
空き缶類	クリーンセンター	選別・圧縮したものを有価物として売却し、再資源化
金物類		選別・圧縮したものを有価物として売却し、再資源化
金物7品目		選別したものを有価物として売却し、再資源化
ペットボトル		選別したものを有価物として売却し、再資源化
古紙類		選別したものを有価物として売却し、再資源化
ガラス類		選別・圧縮したものを埋め立て処分
蛍光管類		選別したものを専門業者へ委託し、再資源化及び一部埋め立て処分
衣類		選別したものを有価物として売却し、再資源化
プラスチック製容器包装 (発泡スチロール)		選別したものを専門業者へ委託し、再資源化 (減容・固化したものを有価物として売却し、再資源化)
その他製品プラスチック		破碎・選別したものを有価物として売却し、再資源化
廃乾電池		選別したものを専門業者へ委託し、再資源化及び一部埋め立て処分

#### 実施・検討する取り組み

- 広域処理開始までのクリーンセンターの適切な運転及び維持管理
- 中継施設及びストックヤード等の整備手法の検討
- 再資源化委託業者の適正処理に係るモニタリングの継続

### 6-2 持続可能な最終処分体制の検討

本市は最終処分を民間に委託し、市外の最終処分場にて埋め立て処分を行っていることから、4Rの取り組みにより最終処分量の減量を図るとともに、焼却残さ及び不燃残さの再資源化について検討します。

また、最終処分委託先において適切に処分されているか、モニタリングを継続します。

最終処分体制を表 4-4-3 に示します。

表 4-4-3 最終処分体制

処理対象物	最終処分内容
焼却残さ	再資源化委託・埋め立て処分委託
不燃残さ	埋め立て処分委託

実施・検討する取り組み

- 焼却残さ及び不燃残さの再資源化の検討
- 最終処分委託先の確保及び適切な処分に係るモニタリングの継続

### 6-3 災害時及び緊急時の廃棄物処理体制の構築

地震・台風・大雨等の災害時に、初動で職員が迅速な現場状況の把握を行い、生活系ごみの収集を速やかに再開するとともに、大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理するため、「勝浦市災害廃棄物処理計画」に基づき適正かつ円滑な処理を実施できるよう、災害への備えを進めます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行の経験を踏まえ、感染症の蔓延時など緊急時に対応した処理体制の確立に向けた取り組みを進めます。

実施・検討する取り組み

- 災害廃棄物処理マニュアル・災害時のごみの出し方ガイドの作成検討
- 災害廃棄物処理における図上訓練等の実施
- 関係団体との協定締結等連携の強化
- 広域的な災害廃棄物処理体制の検討
- 清掃センター内における感染防止対策及び事業継続計画策定の検討



## 災害時の備えを進めましょう

令和元(2019)年の台風15号・19号では、本市においても家屋が壊れたり、防波堤が倒壊するなど多くの被害が発生しました。

また、勝浦市地域防災計画における首都直下地震(東京湾北部地震)による被害想定(想定ケース マグニチュード7.3、冬18時、風速9m/s)は、市全体での災害廃棄物発生量として約10万tと想定しています。

市では、勝浦市災害廃棄物処理計画により大規模災害が発生した場合でも安全・安心で安定したごみ処理を確保するための備えを進めていきますが、災害対策は各家庭での備えや取り組みも重要です。防災と食品ロス削減の観点から、ローリングストックの取り組みや簡易トイレ等の備蓄を呼びかけるとともに、分別の協力や決められた時期、場所への排出など、災害時のごみ出しへの理解を深めていただけるよう、様々な機会を通じて情報提供を行っていきます。



出典：環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」

#### 4.4.3 目標達成のための各主体の役割

目標を達成するため、市民・事業者・市はそれぞれの立場において、それぞれの役割を認識してごみの減量化・再資源化に取り組み、協働・連携して行動することが重要です。表 4-4-4 に各主体の役割を示します。

表 4-4-4 各主体の役割

役割内容	
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らがごみの排出者であると同時に、循環型社会を推進する担い手であることを自覚し、自らのライフスタイルの見直しを行う。</li> <li>・ 商品購入前にはレンタル、リース制度やリサイクルショップ等不用品の再使用制度の活用を検討する。</li> <li>・ マイバッグ・マイボトル・マイカトラリーを持参し、使い捨てのものは受け取らない。</li> <li>・ 商品購入時には、本当に必要なものだけを購入し、過剰包装の製品を選ばず、再生品や詰め替え可能な製品を積極的に使用する。すぐに使う食材は「てまえどり」をする。</li> <li>・ 食材は最後まで使い切り、食べ残しをしない。生ごみは堆肥化等自己処理を心がける。</li> <li>・ 外食時は食べきれる量を注文し、食べきりを心がける。</li> <li>・ ごみとして排出する前に、修理、再利用、フリーマーケットやリサイクルショップ等不用品の再使用制度の活用を検討する。余った食材はフードドライブ等に寄付する。</li> <li>・ ごみの排出時は分別排出の決まりを守り、市の分別排出・収集へ協力する。特に雑がみは可燃ごみとして出さず、資源ごみとして出す。また、生ごみの水切り等により減量化し、収集の効率改善に協力する。</li> <li>・ 地域の清掃活動や集団回収、事業者が行うごみ減量・再資源化活動及び市が行う施策に協力する。</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らがごみの排出者であるとともに、消費者が排出するごみについても発生抑制が求められることを自覚し、ビジネススタイルの見直しを行う。</li> <li>・ 製品設計段階では、再生素材の使用、長寿命化、修理のしやすさ、リサイクルしやすい素材・構造を採用する。</li> <li>・ 製造段階においては、省エネルギー化、省資源化、ごみの発生抑制について配慮する。</li> <li>・ 販売段階においては、はかり売りや小盛り等での提供を推進し、過剰包装を廃止する。</li> <li>・ 製品の修理・回収サービス等の体制を充実させる。</li> <li>・ 自らの製品やサービスに関する環境への負荷について消費者に適切に情報を提供する。</li> <li>・ 市が行うごみ減量・再資源化施策に協力する。</li> </ul>
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国及び県と協力し、市民・事業者の行動を支援し、具体的な行動に結びつけていくことで、循環型社会の構築を目指す。</li> <li>・ 市民・事業者に対するごみの発生抑制や減量・再資源化のPRや啓発を行う。</li> <li>・ 児童・生徒等への環境教育の推進や市民・事業者への情報提供等に取り組む。</li> <li>・ ごみの排出基準、分別方法を定め、市民・事業者の協力のもと、その徹底を図る。</li> <li>・ 拠点回収等、各種再資源化事業を推進する。</li> <li>・ 市民団体や事業者の各種活動を支援するとともに協力体制づくりを行う。</li> <li>・ 安定的・効率的なごみ処理体制を整備する。</li> </ul>



## ごみを減らすための取り組み

### ●紙類の削減

紙類は可燃ごみの約30%(乾燥前、以下同じ)を占めており、1人1日当たりに換算すると約182g排出されています。このうち約13.8%に当たる25gを削減する必要があります。これは新聞紙に換算するとおよそ1枚分となります。

新聞紙1枚の重さ 軽量新聞用紙の重さ:46.2g/m<sup>2</sup>

新聞紙1枚の大きさ:545mm×820mm(JIS規格)=0.45 m<sup>2</sup>

したがって新聞紙1枚の重さは 46.2g/m<sup>2</sup>×0.45 m<sup>2</sup>≒20.79g



### ●プラスチック類の削減

プラスチック類は可燃ごみ組成のうち約19%を占めており、1人1日当たりに換算すると約117g排出されています。このうち約20.5%に当たる24gを削減する必要があります。これは500mlのペットボトルに換算するとおよそ1本分です(ペットボトル1本は20~25g)。



### ●食べ残し等の削減

食べ残し等のちゅう芥類は、可燃ごみの約43%を占めており、1人1日当たりに換算すると約264g排出されています。このうち15.1%に当たる40gを削減する必要があります。これはごはんに換算するとお茶碗1杯のおよそ4分の1となります(お茶碗1杯はおよそ150g)。



### ●木竹類の削減

木竹類は可燃ごみの約4%を占めており、1人1日当たりに換算すると約23g排出されています(割り箸1善はおよそ6g)。



### ●水切りの強化

水分は可燃ごみの半分近くを占めており、水切りなどにより簡単に削減することができます。ペットボトルのキャップの容量はおよそ5ml(5g)です。



### ●不燃ごみ・粗大ごみ等の削減

ものを長く、大切に使用することで、ごみとして排出することを減らします。

### ●事業系ごみの削減

生ごみの減量、食品ロスの削減、紙類の再資源化、自己処理等により事業系ごみを削減していく必要があります。

#### 4.4.4 数値目標を達成した場合のごみ排出量等の見込み

##### (1) ごみ排出量の見込み

本計画における数値目標を達成した場合のごみ排出量の推計結果を表 4-4-5、図 4-4-4 に示します。ごみの発生抑制・分別の徹底等に関する施策を展開していくことで、令和 22(2040)年度に 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量を 550g/人・日、ごみ総排出量を 1,058g/人・日にすることを目標とします。

表 4-4-5 ごみ排出量の見込み(目標達成時)

区分/年度	実績	推計				
	R6(2024)	R12(2030)	R17(2035)	R22(2040)	削減量	削減率
総排出量(t)	6,477	5,279	4,482	3,732	2,745	42.4%
生活系ごみ排出量(t)	4,529	3,764	3,207	2,674	1,855	41.0%
家庭系ごみ排出量(t)	3,563	2,842	2,377	1,939	1,624	45.6%
可燃ごみ排出量(t)	3,403	2,691	2,247	1,827	1,576	46.3%
不燃ごみ排出量(t)	44	32	25	20	24	54.5%
粗大ごみ排出量(t)	116	119	105	92	24	20.7%
資源ごみ排出量(t)	934	890	803	712	222	23.8%
集団回収量(t)	32	32	27	23	9	28.1%
事業系ごみ排出量(t)	1,948	1,515	1,275	1,058	890	45.7%
可燃ごみ排出量(t)	1,902	1,474	1,240	1,028	874	46.0%
不燃ごみ排出量(t)	10	8	7	6	4	40.0%
粗大ごみ排出量(t)	7	7	6	5	2	28.6%
資源ごみ排出量(t)	29	26	22	19	10	34.5%
1人1日当たり総排出量(g/人・日)	1,158	1,099	1,082	1,058	100	8.6%
1人1日当たり生活系ごみ排出量(g/人・日)	810	784	774	758	52	6.4%
1人1日当たり家庭系ごみ排出量(g/人・日)	637	592	574	550	87	13.7%
1人1日当たり事業系ごみ排出量(g/人・日)	348	316	308	300	48	13.9%

注)端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

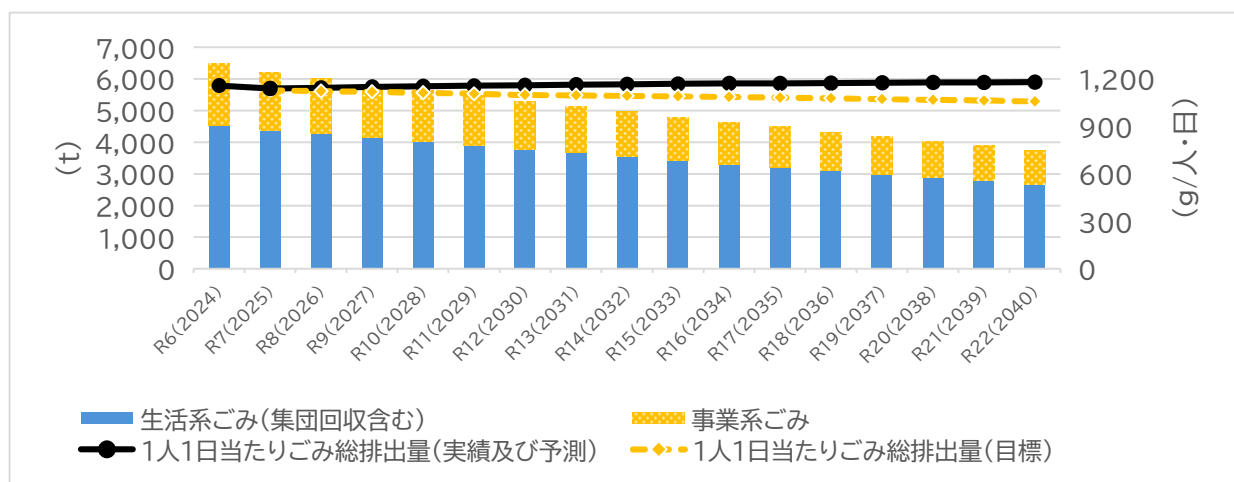


図 4-4-4 ごみ排出量の見込み(目標達成時)

## (2) リサイクル率の見込み(目標達成時)

リサイクル率については、ペーパーレスの普及やペットボトルの軽量化等による継続的な要因による変化もあることから、令和 7(2025)年度に前回基本計画の数値目標である 24%を達成することは困難な状況にありますが、分別の徹底や再資源化に関する施策を展開していくことで、令和 22(2040)年度に 23.5%の達成を目標とします。

表 4-4-6 リサイクル率の見込み(目標達成時)

(単位:%)

区分/年度	令和6(2024)年度 (実績)	令和17(2035)年度 (中間目標)	令和22(2040)年度 (最終目標)
リサイクル率	18.1	22.2	23.5

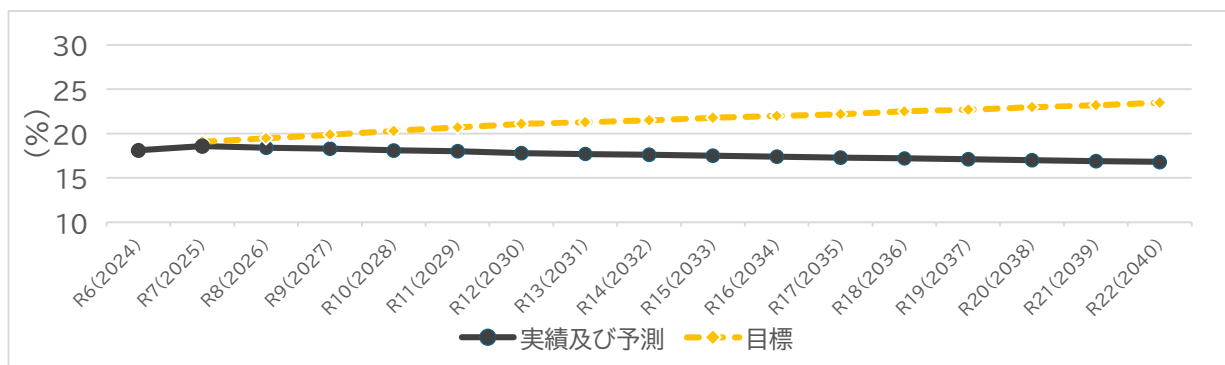


図 4-4-5 リサイクル率の見込み(目標達成時)

## (3) 最終処分量の見込み(目標達成時)

最終処分量については、再資源化に関する施策を展開していくとともに、令和 14(2032)年度の市原市新焼却施設稼働後は焼却効率の向上及び焼却残さの再資源化等により、最終処分量の大幅な削減を目指します。

表 4-4-7 最終処分量の見込み(目標達成時)

区分/年度	令和6(2024)年度 (実績)	令和17(2035)年度 (中間目標)	令和22(2040)年度 (最終目標)
最終処分量	645	171	153

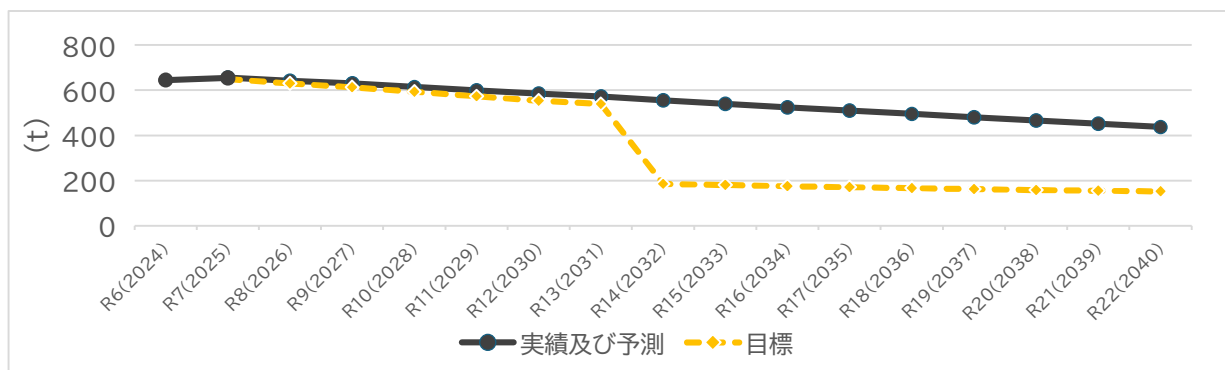


図 4-4-6 最終処分量の見込み(目標達成時)

#### 4.5 計画の進行管理

本計画を推進し、基本理念や3つの基本方針を実現していくためには、施策の実施状況や目標値の達成状況を把握・評価し、改善していくことが重要です。

本計画の施策の実施状況や数値目標の達成状況について、「Plan(計画)・Do(実施)・Check(評価)・Action(改善)」の考え方に基いて検証を行い、その検証結果を取り組みに反映していきます。

また、本計画の推進には市民・事業者との協働・連携が重要であるため、本計画について普及・啓発を積極的に行うとともに、多くの市民・事業者からごみの減量等に対する理解と協力が得られるよう働きかけを行います。

本計画の内容について、社会情勢や国の制度など、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、適宜見直すこととします。

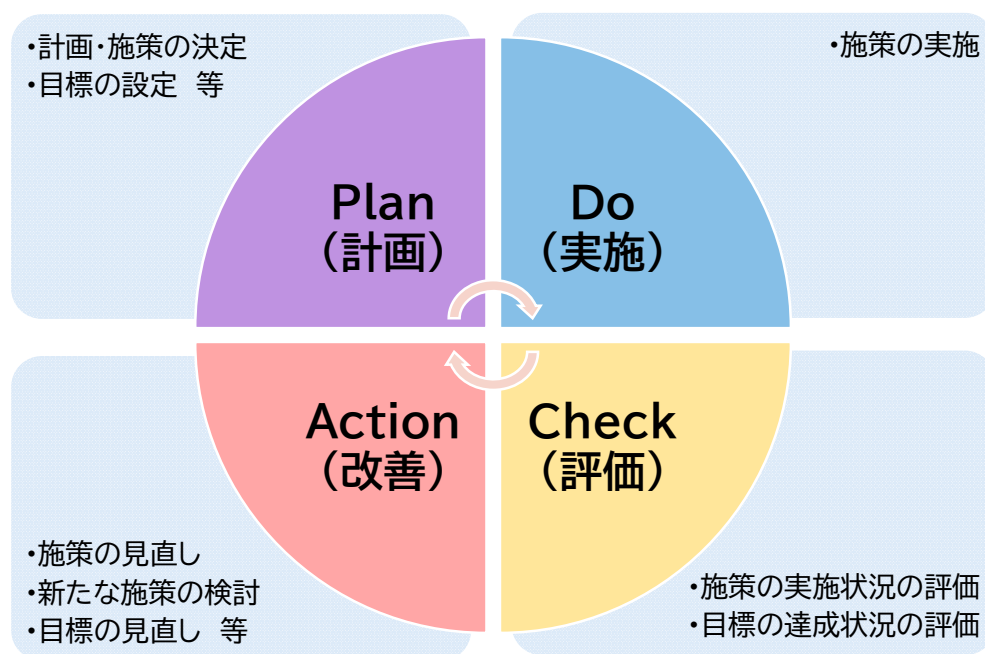


図 4-5-1 PDCAサイクルによる計画の進行管理

## 第5章 食品ロス削減推進計画

---

### 5.1 基本的事項

---

食品ロスとは、まだ食べることができるにも関わらず廃棄される食品のことで、本来食べられる食品が、生産・製造・流通・販売・消費の各段階において日常的に廃棄されています。

食品ロスの発生は、その生産から廃棄までの工程に用いられた多くの資源やエネルギーの無駄につながるため、食品ロスの削減により、家計負担や廃棄物処理に係る財政支出の軽減、さらには温室効果ガス排出量の削減といった効果が期待できます。

食品ロスの削減については、SDGsにおける目標 12「つくる責任、つかう責任」のターゲットの1つとなっており、令和 12(2030)年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減させることが盛り込まれており、国際的にも関心が高まっています。

そのような中、令和元(2019)年 10 月に食品ロス削減推進法が施行されるとともに、令和 2(2020)年 3 月には同法の規定に基づく食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が閣議決定され、食品ロス削減の推進の意義や基本的な方向などが定められました。

千葉県では、令和3(2021)年3月に千葉県食品ロス削減推進計画が策定され、家庭での食事や外食時に発生する食品ロスの削減を推進する「ちば食品ロス削減エコスタイル<sup>40</sup>」の普及啓発と、食品ロスの削減に積極的に取り組む団体を「ちば食品ロス削減協力店」として登録し、事業者と連携した普及啓発等を行っています。

本市では、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針及び千葉県食品ロス削減推進計画を踏まえて、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項の規定に基づき、食品ロス削減推進計画を本計画に内包して策定することで、本市における食品ロスの削減に向けて計画的に取り組みを進めます。

### 5.2 食品ロスに関する現状と課題

---

日本国内の食品ロス量は、令和 5(2023)年度では、家庭系食品ロスが約 233 万t、事業系食品ロスが約 231 万t、合計約 464 万tと推計されています(環境省・農林水産省推計)。

これを国民 1 人当たり換算すると、年間約 37kg、1 日当たりおにぎり 1 個分(約 102g)の食べ物が捨てられていることとなります。

家庭系食品ロスの主な発生要因は、食べ残し(約 97 万t)、過剰除去(約 36 万t)、直接廃棄(約 100 万t)となっています。

事業系食品ロスの主な発生元は、外食産業(約 66 万t)・食品小売業(約 48 万t)・食品卸売業(約 9 万t)・食品製造業(約 108 万t)となっており、主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では規格外品・返品・売れ残り、外食産業では作りすぎ・食べ残し等が挙げられます。

国の推計した食品ロス率等を基に千葉県において食品ロス量を試算した結果、令和 5(2023)年度では年間約 23.6 万tと推計されます。

国民 1 人 1 日当たりの食品ロス量(約 102g)と本市の令和 5(2023)年度の人口を基に本市の令和 5(2023)年度の食品ロス量を試算すると、約 588tもの食品ロスが発生していると推計されます。

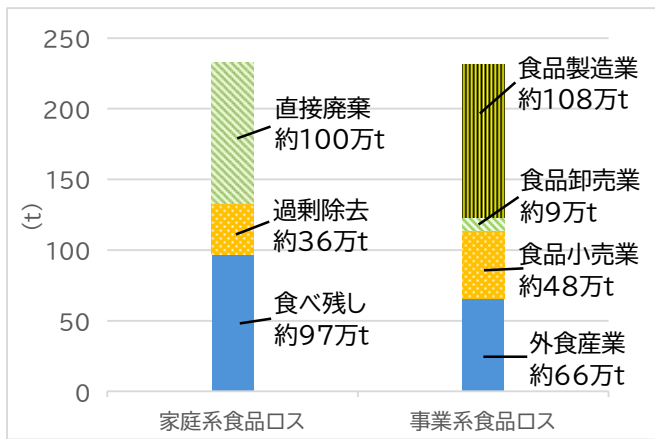
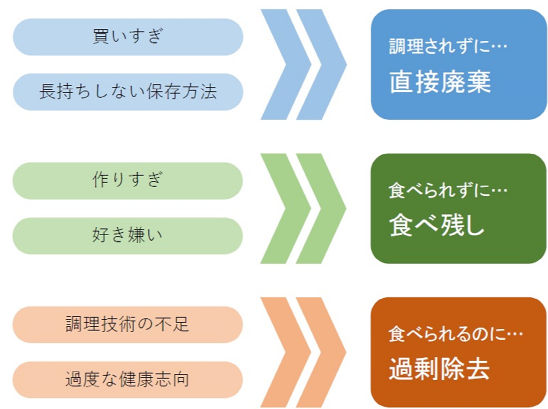


図 5-2-1 日本国内の食品ロス量推計



出典：環境省

図 5-2-2 家庭系食品ロスの発生要因

### 5.3 基本理念

食品ロス削減の推進は、ごみ処理基本計画の重点施策の1つであるため、食品ロス削減推進計画の基本理念は、ごみ処理基本計画の基本理念である「豊かな自然と調和した、協働で未来へつなぐ資源循環のまちづくり」と同様とします。

### 5.4 計画の目標

国においては、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針において、平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに家庭系食品ロスを半減させること、事業系食品ロスを60%削減させること、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%以上とすることという目標を設定しています。

本市においても、国の目標を踏まえ、食品ロスの削減及び市民・事業者等への普及啓発を推進することとします。

ただし、本計画策定にあたりごみ組成調査を実施していないため、食品ロス量の実態が把握できていないことから、今後、実態把握に向けた調査研究を進めていくものとします。

実施・検討する取り組み

- **家庭系食品ロスの削減に向けた取り組み**
  - 食品ロス削減に向けた行動の啓発(3切り(使い切り・食べきり・水切り)、消費期限と賞味期限についての正しい認識、冷蔵庫の整理整頓や在庫確認、計画的な食材の購入、てまえどりなど)
  - 食品ロス削減に係る小中学校や保育園等での教育の推進
  - 外食時における適量注文、3010(さんまるいちまる)運動、mottECOなど食べきりの推進
  - 「ちば食品ロス削減エコスタイル」の推進
  - フードバンク・フードドライブへの未利用食品の提供の呼びかけ
  
- **事業系食品ロスの削減に向けた取り組み**
  - 食品の流過程における3分の1ルール<sup>41</sup>や消費期限前の撤去などの商習慣の見直しの推進
  - 値引き、ポイント付与等の売り切るための取り組みの推進
  - 小盛メニューの導入や利用者の希望に沿った量の料理の提供、mottECOの実施など、宴会や外食時における食べ残し削減の推進
  - 「ちば食品ロス削減協力店」への登録推進
  - フードバンク・フードドライブへの未利用食品の提供の呼びかけ
  - フードシェアリング<sup>42</sup>アプリ等の活用推進
  - 食品ロス削減につながる先進的な取り組み事例の情報収集、周知



食品ロスを減らすために私たちにできること

消費者である私たちが、食品ロスの削減に向け、日々の生活の中でできることを少しずつ行動することは、とても大切なことです。

私たちの生活の中でできることはたくさんあります。まずは、できることから実践してみましょう。

すぐ食べるなら手前から  
**てまえどり**  
購入後にすぐ食べる食品は、商品棚の手前にある商品を選択しましょう。



食べ残しを減らす  
**3010 運動**  
会食時には、最初の30分、終わりの10分は料理を楽しむ時間として、食材の食べ残しを減らしましょう。



外食時の食べ残しは持ち帰り  
**mottECO**  
外食時には食べきれぬ量を注文し、食べ残してしまった場合はお店の方に確認のうえ持ち帰りましょう。



## 5.6 各主体に求められる役割と行動

### (1) 市民

食品ロスに関する知識や削減の必要性について理解を深め、日々の生活の中で食品ロスを削減するよう努める必要があります。また、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品・店舗を積極的に利用するなど、事業者の取り組みを支援することが求められます。

### (2) 事業者

食品の流通から販売までの食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を含め、事業活動における食品ロスを削減するよう努める必要があります。また、消費者に対して、自らの取り組みに関する情報提供や啓発を行うことが求められます。

### (3) 市

市民や事業者に向けた情報提供や啓発を行うことで自発的な行動を促し、食品ロスに係る施策を推進することが求められます。

## 5.7 推進体制

食品ロスは市民・事業者・関係団体・市など多様な主体が協働して取り組むべき課題であることから、市はこれらのネットワークの架け橋となる取り組みの推進に努めるものとします。

また、食品ロスの削減については、循環型社会形成推進基本法、食品リサイクル法、食育推進基本計画<sup>43</sup>、廃棄物処理法基本方針等多岐にわたる関連施策に位置付けられていることから、市は食品ロス削減推進計画を推進するため各種情報収集や、市内外の関連機関との連携に努めるものとします。



## 計ってみよう！家庭での食品ロス

家庭から発生する食品ロスを削減するためには、まずは、1人ひとりが日々の生活でどの程度食品ロスを出しているのかを認識することが重要です。

環境省では、日々の生活から発生している食品ロスの量を日記形式で記録するための、「7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」を作成しました。

記録することで、7日間で発生した食品ロスの量を把握できるだけでなく、食品ロスによる環境影響や、家庭への経済損失に換算することもできます。

ご家庭でも活用し、ぜひ食品ロス削減のきっかけとしてください。

「7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」のダウンロードははこちらから(環境省 HP)



- 1 知ろう! 食品ロスのこと ..... 2
- 2 見つけよう! あなたの家の食品ロス ..... 4
- 3 チャレンジ! 7日間ではどうなるかな? ..... 7
- 4 考えてみよう! ..... 15

食品ロスって何だろう?  
いっしょに考えてみよう!

## 第6章 生活排水処理基本計画

### 6.1 生活排水処理の現状及び課題

#### 6.1.1 生活排水処理の現状

##### (1) 生活排水の処理フロー

生活排水<sup>44</sup>はし尿と生活雑排水に区分され、本市の生活排水の処理は、合併処理浄化槽<sup>45</sup>・単独処理浄化槽<sup>46</sup>・衛生処理場・自家処理で行われており、公共下水道<sup>47</sup>は整備されていません。

し尿及び浄化槽汚泥は衛生処理場において処理されたのち、処理残さである脱水汚泥は民間事業者により、堆肥化または焼却処理されています。

一方で、単独処理浄化槽・し尿汲み取り・自家処理では、し尿は処理されるものの生活雑排水は未処理のまま公共用水域<sup>48</sup>に放流されています。

衛生処理場におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に当たっては、排出者から処理手数料を徴収しています。

図 6-1-1 に生活排水の処理フロー、表 6-1-1 に処理手数料を示します。

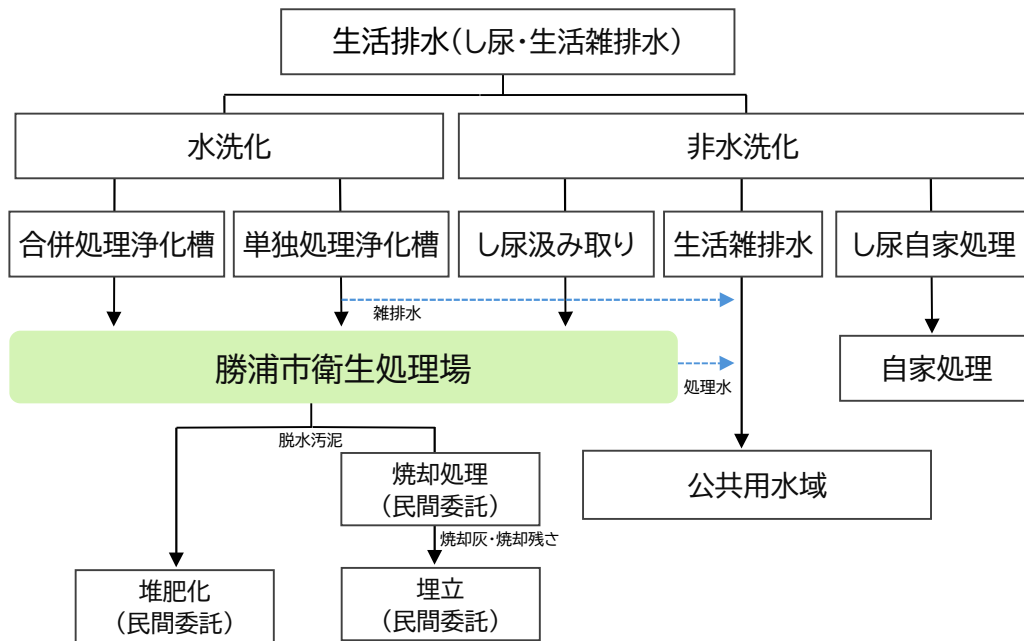


図 6-1-1 生活排水処理フロー

表 6-1-1 し尿等処理手数料

区分	処理手数料	備考
し尿汲み取り分	360円/36L	平成17(2005)年以前は300円/36L
浄化槽汚泥	180円/36L	平成17(2005)年以前は150円/36L

## (2) 生活排水の処理形態別人口と生活排水処理率の推移

本市における生活排水処理形態別の人口及び生活排水処理率を表 6-1-2 及び図 6-1-2 に示します。

汚水処理施設(公共下水道・合併処理浄化槽など)でし尿と生活雑排水を処理している人の割合である生活排水処理率について、令和 6(2024)年度においては 62.1%となっており、増加傾向にあるものの、国平均と比較すると 31.6 ポイント、県平均と比較すると 29.7 ポイント低くなっています。

表 6-1-2 生活排水の処理形態別の人口の推移

区分/年度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
計画処理区域内人口(人)	18,765	18,300	17,771	17,325	17,055	16,596	16,203	15,868	15,465	15,030
水洗化・生活雑排水処理人口(人)	8,232	8,259	8,333	8,399	8,507	8,735	8,884	9,055	9,193	9,331
コミュニティ・プラント人口(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口(人)	8,232	8,259	8,333	8,399	8,507	8,735	8,884	9,055	9,193	9,331
公共下水道人口(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業集落排水人口(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口(人) (単独処理浄化槽人口)	7,916	7,612	7,118	6,716	6,444	5,990	5,698	5,366	4,970	4,534
非水洗化人口(人)	2,617	2,429	2,320	2,210	2,104	1,871	1,621	1,447	1,302	1,165
し尿汲み取り人口(人)	2,274	2,086	1,984	1,874	1,768	1,535	1,290	1,131	995	869
自家処理人口(人)	343	343	336	336	336	336	331	316	307	296
生活排水処理率(%)	43.9%	45.1%	46.9%	48.5%	49.9%	52.6%	54.8%	57.1%	59.4%	62.1%

注)計画処理区域内人口は各年度 3 月末日時点の数値です。

出典:生活環境課

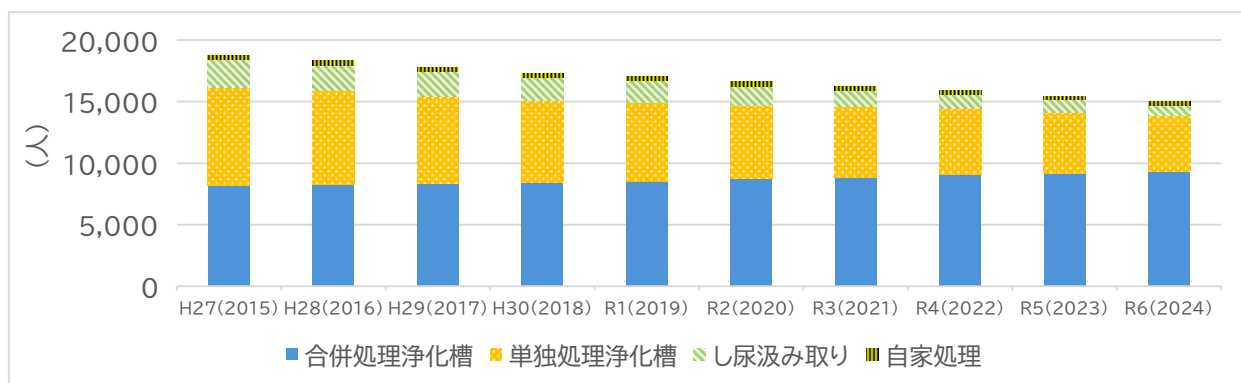


図 6-1-2 生活排水の処理形態別の人口の推移

## (3) 合併処理浄化槽の設置状況

合併処理浄化槽の設置基数の推移を表 6-1-3 に示します。

合併処理浄化槽の設置基数は全体で見ると 20 基から 30 基台の間で推移しており、単独処理浄化槽及びし尿汲み取りから合併処理浄化槽への転換を行う際の補助対象基数は 4 基から 6 基程度となっています。

表 6-1-3 合併処理浄化槽の設置状況

(単位:基)

区分/年度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
5人槽	14	28	24	16	24	30	26	33	27	26
7人槽	0	3	4	2	0	2	4	1	1	1
10人槽	0	1	1	2	1	0	0	2	1	1
その他(11人槽~)	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0
合計	14	32	29	20	26	33	31	36	29	28
うち補助対象	5	6	4	4	5	5	6	6	2	3

出典:生活環境課

(4) 生活排水処理施設の概要

許可業者により収集運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、衛生処理場に搬入され、処理されています。

表 6-1-4 に衛生処理場の概要を示します。

表 6-1-4 衛生処理場施設概要

施設名称	勝浦市衛生処理場
所在地	勝浦市部原2141番地
建設年度	着工 昭和55(1980)年11月 竣工 昭和57(1982)年3月
処理能力	40kℓ/日
処理方式	1)前処理 破砕機+し渣焼却(小型焼却炉) 2)一次処理 高負荷酸化処理方式 3)二次処理 活性汚泥・散水ろ床処理方式 4)汚泥処理 遠心脱水(分離液と脱水汚泥に分離)処理方式+脱水処理 5)脱臭処理 酸洗浄+アルカリ洗浄+活性炭吸着

(5) 処理処分の状況

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理処分の実績を表 6-1-5 及び図 6-1-3 に示します。

し尿処理量・浄化槽汚泥処理量ともに人口減少により減少傾向にあるものの、1人1日当たりの処理量は変化がありません。

処理後排出される脱水汚泥量は人口減少に伴い減少傾向にあります。脱水汚泥は委託業者により堆肥化及び焼却処理されています。

表 6-1-5 し尿及び浄化槽汚泥の処理処分の実績

区分/年度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
年間処理量(kℓ/年)	8,250	8,270	7,865	7,872	7,508	7,717	7,412	7,191	7,556	7,154
し尿(kℓ/年)	2,214	2,101	1,948	1,830	1,762	1,623	1,598	1,494	1,442	1,408
浄化槽汚泥(kℓ/年)	5,861	5,994	5,745	5,870	5,574	5,922	5,645	5,536	5,957	5,595
自家処理(kℓ/年)	175	175	172	172	172	172	169	161	157	151
1人1日当たりの処理量(ℓ/人・日)	1.20	1.24	1.21	1.24	1.20	1.27	1.25	1.24	1.33	1.30
脱水汚泥搬出量(t/年)	426	423	423	414	366	378	385	388	368	379
堆肥化(t/年)	119	136	138	130	106	94	99	95	68	63
焼却処理(t/年)	307	287	285	284	260	284	286	293	300	316

出典:一般廃棄物処理事業実態調査

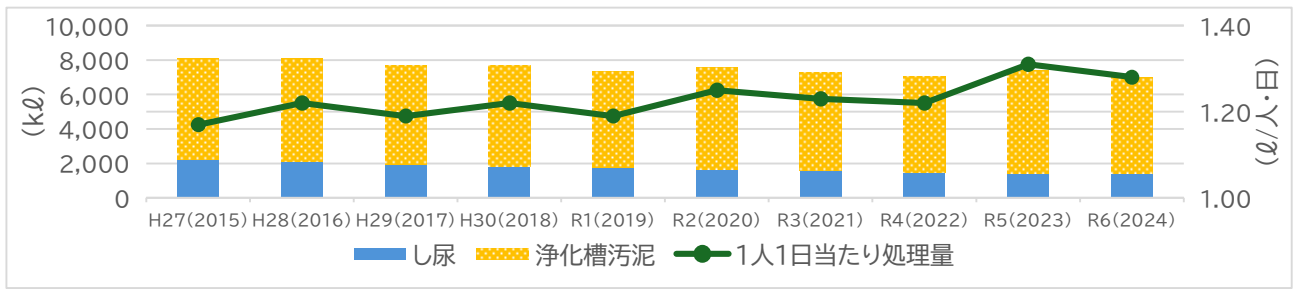


図 6-1-3 し尿及び浄化槽汚泥の処理処分の実績

(6) し尿処理経費

し尿処理経費の推移を表 6-1-6 及び図 6-1-4 に示します。

し尿処理経費は、竣工から 40 年以上経過する衛生処理場の老朽化に伴う維持補修工事や改修工事の影響もあり、1 億 5 千万円前後で推移しています。

1 人当たりの生活排水処理費用は増加傾向にあります。

表 6-1-6 し尿処理経費の推移

区分/年度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
処理費合計(千円)	154,618	158,652	163,903	192,681	139,231	151,087	171,592	167,534	196,371	166,541
処理・維持管理経費(千円)	154,359	158,478	162,522	191,252	138,930	150,734	164,714	167,197	149,426	153,377
建設改良費(千円)	0	0	972	0	0	0	6,600	0	46,592	12,870
その他(千円)	259	174	409	1,429	301	353	278	337	353	294
1人当たりの生活排水処理費用(円/人)	8,240	8,670	9,223	11,122	8,164	9,104	10,590	10,558	12,698	11,081
1kℓ当たりの生活排水処理費用(円/kℓ)	18,742	19,184	20,840	24,477	18,544	19,578	23,151	23,298	25,989	23,279

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

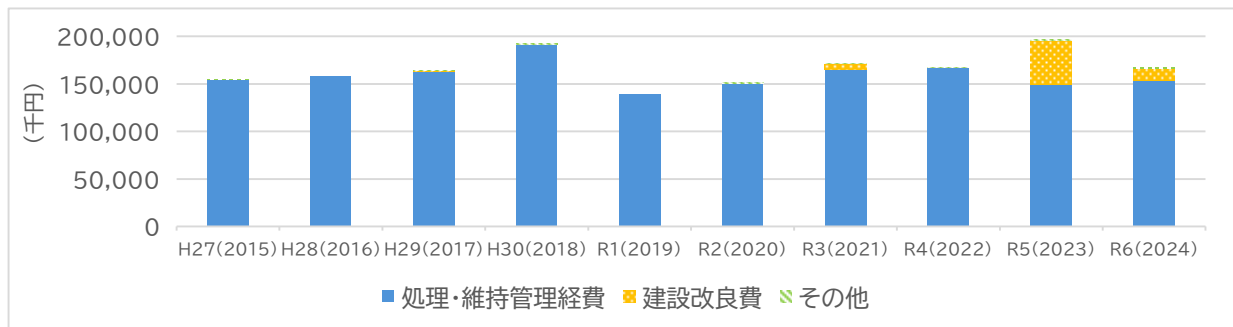


図 6-1-4 し尿処理経費の推移

## 6.1.2 生活排水処理状況の評価と課題の整理

### (1) 前回基本計画における数値目標の達成状況

前回基本計画において示されている数値目標(生活排水処理率)の達成状況を表 6-1-7 に示します。平成 28(2016)年度の間目標値(44%以上)は達成しており、令和 7(2025)年度の数値目標(60%以上)についても、令和 6(2024)年度の実績は 2.1 ポイント上回り、目標を達成しています。

表 6-1-7 前回基本計画における数値目標の達成状況(令和 6(2024)年度)

区分	生活排水処理率
前回基本計画目標値(令和7(2025)年度)	60%以上
R6(2024)年度実績	62.1%

### (2) 課題と対応策の整理

#### 1) 生活排水処理率の向上

令和 6(2024)年度における生活排水処理率の国平均(93.7%)、県平均(91.8%)に対し本市は 62.1%と低水準ではあるものの、前回基本計画の数値目標は達成している状況です。

しかし、浜勝浦川をはじめとした生活排水が流れ込む河川や水路では水質は芳しくなく、悪臭による苦情が寄せられることもあります。

単独処理浄化槽・し尿汲み取り便槽を設置している家庭では、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に排出されており、水質汚濁の要因となることから、単独処理浄化槽・し尿汲み取り便槽を設置している家庭に対し、合併処理浄化槽への設置替えについて啓発や支援策をさらに推進していく必要があります。

#### 2) 合併処理浄化槽の適正な維持管理

下水道と同程度の汚水処理性能を持つ浄化槽は、浄化槽法において、保守点検、清掃及び法定検査の実施が義務付けられており(休止しているものを除く)、正しい使い方と適正な維持管理を行えば、本来の機能を十分に発揮することができます。

しかし、使い方を誤ったり維持管理を適正に行わないと、浄化槽の性能が低下し、放流水の水質が悪化したり悪臭が発生してしまうこととなり、生活環境を悪化させる原因になってしまいます。

そのため、適正な維持管理方法について、啓発や指導を行う必要があります。

表 6-1-8 合併処理浄化槽の保守点検頻度

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	一 処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	四月
	二 処理対象人員が二一人以上五〇人以下の浄化槽	三月
活性汚泥方式		一週
回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式	一 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	一週
	二 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(一に掲げるものを除く)	二週
	三 一及び二に掲げる浄化槽以外の浄化槽	三月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA三三〇二)」に定めるところによるものとする。この場合において、一未満の端数は、切り上げるものとする。		

出典:浄化槽法施行規則

### 3) し尿及び浄化槽汚泥処理体制の課題

今後のし尿・浄化槽汚泥の処理については、人口減少の進行に伴い、し尿・浄化槽汚泥量の減少が見込まれ、それらの処理を行う衛生処理場は老朽化が進んでいる状況から、施設の更新や広域化について検討が必要です。

## 6.2 基本方針及び数値目標

### 6.2.1 基本方針

本市の生活排水処理の現状や課題、今後の生活排水処理人口の予測等を踏まえ、今後、本市が進めていくべき生活排水処理の基本方針を、以下のように設定します。

#### 基本方針Ⅰ 生活雑排水の適正処理の推進

公共用水域に未処理で放流されている生活雑排水を適正に処理するため、合併処理浄化槽の普及を推進します。併せて、設置されている浄化槽が処理能力を十分に発揮できるように、合併処理浄化槽の適正な使用方法及び維持管理について啓発を行い、公共用水域の水質改善を推進します。

#### 基本方針Ⅱ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥は、公衆衛生上の観点から安定的に処理する必要があります。今後の人口減少とそれに伴う収集量の減少を踏まえ、収集運搬体制の適正化を図り、老朽化が進む衛生処理場については広域処理を行います。

### 6.2.2 数値目標

基本方針に基づく施策推進の達成度を明確にするため、生活排水処理に係る達成すべき数値目標を表6-2-1のとおり設定します。

表 6-2-1 生活排水処理の目標

区分/年度	令和6(2024)年度 (実績)	令和17(2035)年度 (中間目標)	令和22(2040)年度 (最終目標)
生活排水処理率	62.1%	75%以上	80%以上

## 6.3 目標達成に向けた取り組み

### 6.3.1 具体的な施策の展開

生活排水処理に係る課題の解決と目標の達成を図るため、2つの基本方針ごとに、具体的な施策・取り組みを設定します。

#### 基本方針Ⅰ 生活雑排水の適正処理の推進



##### (1) 生活雑排水の適正処理に係る啓発の推進

公共用水域の水質保全への意識向上を図り、様々な媒体を通じて情報を発信することにより、普及啓発の強化に努めます。

##### (2) 合併処理浄化槽の転換推進

浄化槽法により、新たな住宅・事業所等の建設の際には合併処理浄化槽が設置されますが、単独処理浄化槽・し尿汲み取り便槽を設置している既存の住宅等については、合併処理浄化槽への転換により、公共用水域の水質の改善につながります。

広報誌やホームページ等を通じて情報を発信し、普及促進に努めるとともに、個人による合併処理浄化槽への転換に対し、設置費用の補助を継続していきます。

##### (3) 浄化槽の適正管理

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽を使用する市民については、浄化槽の定期的な保守点検・清掃・法定検査の実施について様々な媒体で啓発・指導することで、適正な管理が行われるよう推進します。

#### 基本方針Ⅱ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進



##### (1) 収集運搬

し尿汲み取り便槽や浄化槽を設置している家庭から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、今後も一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集運搬を行っていきませんが、将来的にし尿及び浄化槽汚泥の収集量が減少することを見込み、収集運搬体制の見直しについて検討することとします。

##### (2) 中間処理・最終処分

一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥は、これまで衛生処理場にて適正に処理を行い、堆肥化及び焼却処理を行ってきましたが、衛生処理場の老朽化が進んでいることから、夷隅環境衛生組合(いすみ市・大多喜町・御宿町)へのし尿等の処理受入について令和5(2023)年12月に申入れを行いました。

令和7(2025)年8月には夷隅環境衛生組合から令和8年度以降のし尿等の処理について受け入れるとの回答を得たことから、中間処理を夷隅環境衛生組合に委託することとします。

生活排水の処理主体を表6-3-1に示します。

表 6-3-1 生活排水の処理主体

処理	処理対象物	処理主体
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人・事業者等
単独処理浄化槽	し尿	個人・事業者等
収集・運搬	し尿及び浄化槽汚泥	許可業者
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	夷隅環境衛生組合
堆肥化・焼却処理	脱水汚泥・し渣	夷隅環境衛生組合・委託業者

(3) 災害時の対応

令和3(2021)年4月に勝浦市災害廃棄物処理計画を策定したことから、平時より発災からし尿の収集運搬、処理処分の流れを把握することで、災害時に適切な対応ができるよう努めます。

被災の初期段階では、上水道の被害で水洗トイレが使用できなくなる可能性が高く、また避難者の集中によりトイレが不足するなど、多くの仮設トイレが必要になると想定されることから、仮設トイレの設置等に関して迅速な対応が確保できるよう他市町村や災害支援協定締結事業者との連携を強化します。

6.3.2 将来推計

(1) 処理形態別人口の将来推計

6.2.2 で掲げた目標を達成した場合の処理形態別人口の将来推計を表 6-3-2 に示します。

人口減少に伴い、いずれの処理形態も減少傾向にあります。合併処理浄化槽の推進により生活排水処理率は増加する見込みです。

表 6-3-2 処理形態別人口の将来推計

区分/年度	実績	推計			
	R6(2024)	R12(2030)	R17(2035)	R22(2040)	増減
計画処理区域内人口(人)	15,030	13,155	11,320	9,666	-5,364
水洗化・生活雑排水処理人口(人)	9,331	9,186	8,577	7,806	-1,525
コミュニティ・プラント人口(人)	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口(人)	9,331	9,186	8,577	7,806	-1,525
公共下水道人口(人)	0	0	0	0	0
農業集落排水人口(人)	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口(人) (単独処理浄化槽人口)	4,534	3,233	2,263	1,543	-2,991
非水洗化人口(人)	1,165	736	480	317	-848
し尿汲み取り人口(人)	869	476	256	126	-743
自家処理人口(人)	296	260	224	191	-105
生活排水処理率(%)	62.1%	69.8%	75.8%	80.8%	18.7%

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理処分量の将来推計

し尿及び浄化槽汚泥の処理処分量の将来推計を図 6-3-1 に示します。

人口減少に伴い、処理量は減少傾向にあります。観光施設等からし尿が一定量排出されるため 1 人 1 日当たり処理量は微増すると予測されます。

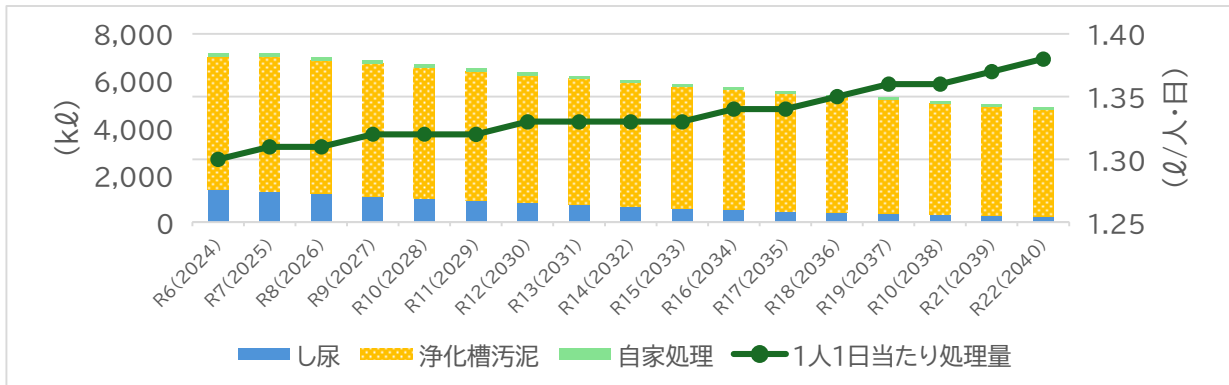


図 6-3-1 し尿及び浄化槽汚泥の処理処分量の将来推計

## 第7章 用語集

---

### 1 温室効果ガス

太陽からのエネルギーを熱として吸収し、地表や大気を暖める働きをする気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類等があり、産業革命以降、人の活動により温室効果ガス濃度が上昇したことが、地球温暖化の原因の1つとされている。

### 2 循環型社会

適正な3Rと処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

### 3 循環型社会形成推進基本法

平成12(2000)年6月に公布された法律で、循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、市町村、政府の役割が規定されたほか、循環的な利用が行われる物品と処分が行われる物品を「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促している。また、処理の優先順位(①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分)が初めて法定化された。

### 4 3R

廃棄物の「Reduce(リデュース:ごみの発生を減らすこと)」、「Reuse(リユース:使用済みの製品等を繰り返し使うこと)」、「Recycle(リサイクル:廃棄物を資源として再利用すること)」の略称であり、循環型社会を構築するための行動3原則として位置づけられている。

日本では循環型社会形成推進基本法において3Rの概念が明文化された。

### 5 食品ロス

まだ食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品のこと。また「食品ロスの削減」とは、まだ食べられる食品が廃棄されないようにする社会的な取り組みのこと。

### 6 マイクロプラスチック

5mm以下の微細なプラスチックを指し、もともと5mm以下のサイズの「1次マイクロプラスチック」と、もとは5mm以上の大きさだったものが破砕や劣化により5mm以下になった「2次マイクロプラスチック」に分類される。プラスチックに含まれている化学物質や、海洋などで吸着された化学物質が食物連鎖に入り込むことによる悪影響が懸念されている。

### 7 ゼロカーボンシティ

脱炭素社会に向けて、2050年までに二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出実質ゼロにすることを目指す地方自治体のことを表している。

### 8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1971年9月施行。廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法、処理施設、処理業の基準等を定めている。これまで数回に渡り大きな改正が行われ、適正処理や循環型社会の構築に向けた取り組みの推進が図られている。

### 9 一般廃棄物

一般の家庭から排出される廃棄物と、事業活動に伴って排出されるのうち、産業廃棄物以外のもの及び生活排水の総称のこと。

## 10 勝浦市総合計画

市政全般にわたる総合的な計画として、市の計画のなかでも最上位に位置づけられ、本市のまちづくりの指針となるもの。「安心して産み、育ち、暮らせる環境の実現」を目指し、「子どもの未来を拓く」「豊かな自然を活かす」「住みよさを実感できるまちづくり」の3つの方針のもと、計画最終年度である令和16(2034)年度に目指すべき将来都市像を「“豊かな自然”に抱かれて“心豊か”に過ごせるまち かつうら」と定め、その実現に向けて施策展開を図ることとしている。

## 11 勝浦市環境基本計画

「勝浦市環境基本条例」に基づいて策定する、環境施策の方向性を示す計画。現行計画は令和5(2023)年3月に策定し、計画期間は令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間である。「人と自然と資源が活きる 未来に向けた環境まちづくり」の基本理念の実現に向けて、本計画では「地球環境」、「自然環境」、「生活環境」、「循環型社会」、「環境保全行動」の5つの項目ごとに基本方針を設定し、施策を展開・推進していくこととしている。

## 12 食品ロス削減推進計画

「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年10月施行)」において地方自治体が定めるよう努めることとされている計画。食品ロスをなくすための取り組みや各主体の役割、連携協力等により、基本方針を定め、基本的施策を講じる。本市では、一般廃棄物処理基本計画に内包する。

## 13 二級河川

河川法に基づき都道府県知事が指定・管理する河川で、一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるもの。

## 14 準用河川

河川法の規定を準用し市町村長が指定・管理する河川で、一級河川及び二級河川以外の河川のうち公共の利害に重要な関係があるもの。

## 15 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として政府が定める行政目標。「環境基本法」に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。河川については同法に基づき利用目的ごとに河川を分類し、分類ごとにBOD(生物化学的酸素要求量)などの基準が設定されている。

## 16 BOD

Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)のことで、生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量を表すもの。河川の汚染度が進むほど値は高くなる。

## 17 最終処分場

生活環境の保全上支障の生じない方法で、廃棄物を適切に貯留し、かつ生物的・物理的・科学的に安定な状態にすることができる埋立地及び関連付帯設備を合わせた総体の施設のこと。

## 18 中間処理

収集、運搬や分別後のごみを破碎・圧縮・焼却・脱水等により減容する、再資源化や最終処分の前工程のこと。

## 19 流動床炉

焼却炉の底から熱風を送って砂を加熱し、高温の砂を空気で攪拌した中に破碎したごみを投入して燃やすす焼却炉のこと。

## 20 不燃残さ

収集した不燃ごみ等から、可燃物や資源物等を回収、除去した後の残さのこと。

## 21 集団回収

自治会、PTA、子ども会等で古紙類等の資源物を日時・場所を決めて回収し、資源回収業者に引き渡す活動のこと。

## 22 3成分

ごみの性状を把握するために、可燃ごみを水分、灰分、可燃分の3成分の構成比で示すもの。

## 23 容器包装

容器包装リサイクル法における「容器包装」とは、「商品の容器及び包装であって、商品が消費され、商品と分離された場合に不要になるもの」とされており、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、アルミ缶、スチール缶、紙パック、ダンボールの8品目が分別収集の対象となっている。

## 24 コンポスト容器

落ち葉や生ごみなどを土に接触させて、土中の微生物の働きにより堆肥化するために使用するバケツ状の容器のこと。

## 25 フードドライブ

家庭等にある未使用の缶詰やレトルト食品など保存可能な賞味期限内の食品を持ち寄り、フードバンク団体等を通じて福祉施設、子ども食堂や生活困窮者支援団体等に寄付する活動のこと。

## 26 拠点回収

公民館等の公共施設や、スーパーマーケット等、市民の使用頻度が高い施設を回収拠点とし、資源物を回収する方式のこと。

## 27 中継施設

近隣市町村に可燃ごみの処理を委託するにあたり効率的に搬出するため、市内で収集した可燃ごみをごみ収集車から大型のコンテナ等に積み替える施設のこと。

## 28 ウェルビーイング／高い生活の質

環境基本法第1条の規定にある環境政策の目指すところを現在の文脈において捉え直した、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民1人1人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上の向上」のこと。

ウェルビーイングとは、世界保健機関(WHO)において、肉体的にも、精神的にも、社会的にもすべてが満たされた状態のことと定義されている。

## 29 環境収容力

環境汚染物質の収容力を指し、その環境を損なうことなく、受け入れることのできる人間の活動又は汚染物質の量。

## 30 循環経済(サーキュラーエコノミー)

製品やサービスの生産段階から再資源化や再利用を前提に設計し、新たな資源の使用や消費を最小限に抑え、既存の資源の価値を最大化する経済システムのこと。

### 31 3R+Renewable

上記の 3R に、製品に使用する素材を、環境への負荷が大きいプラスチック製品から、バイオマス素材に替えるなど、再生可能な資源に切り替える取り組みを加えた考え方。

### 32 ワンウェイプラスチック

通常一度使用した後に、その役目を終えるプラスチックのこと。

### 33 バイオマスプラスチック

主に、植物など生物由来の有機物(バイオマス)を原料の一部に活用したプラスチックのこと。従来のプラスチックと比較し、焼却時の温室効果ガス排出量の削減効果等が見込まれる。

### 34 マイカトラリー

繰り返し使用可能な携帯用の箸・スプーン・フォーク等のこと。持ち歩き使用することで、ワンウェイプラスチックの使用を抑制することができる。

### 35 過剰包装

商品を保護する目的を超えて、必要以上にたくさんの包装資材(紙、プラスチック、発泡スチロール等)を使用したり、贈答品等において見た目を豪華にするために不必要な包装をしたりすること。

### 36 ちばプラごみ削減エコスタイル

千葉県が推進する、ごみを減らすために身の回りのできることを実践する「ちばエコスタイル」の取り組みの一環で、外出時の水分補給にはマイボトルを使用する、買い物にはマイバッグを持参し、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックをなるべくもらわないなど、プラスチックごみを減らすための取り組みのこと。

「ちばプラごみ削減パートナー登録制度」では、使い捨てプラスチックの使用削減やプラスチックリサイクルの推進等、取り組みを実践する事業者を登録し、県民等へ周知することにより、意識啓発・取り組みの推進を図っている。

### 37 不法投棄

山林、道路や公園等、ごみの排出場所として指定された場所以外にごみを捨てる行為のことで、廃棄物処理法第 16 条の規定に違反する行為のこと。

### 38 不法投棄監視員

市内各地域における廃棄物等の不法投棄の状況を的確に把握するとともに、不法投棄を未然に防止し、快適な生活環境を保全するために、市が 20 歳以上の市民の中から委嘱する者。定数は 12 名以内。

### 39 リチウムイオン電池

モバイルバッテリーや加熱式たばこ、コードレス掃除機など、身近な携帯型の電子機器の多くに使用される電池のことで、可燃ごみや不燃ごみなどとして廃棄してしまうことでごみ収集車やごみ処理施設でリチウムイオン電池が原因の火災が多く発生している。

### 40 ちば食品ロス削減エコスタイル

千葉県が推進する、ごみを減らすために身の回りのできることを実践する「ちばエコスタイル」の取り組みの一環で、家庭での食事の際や、レストランや宴会での食事の際に「食べきり」をすすめていくことで、食品ロスをできるだけ減らしていくための取り組みのこと。

「ちば食品ロス削減パートナー登録制度」では、規格外食品の活用や食べきりの推進等、取り組みを実践する事業者を登録し、県民等へ周知することにより、意識啓発・取り組みの推進を図っている。

#### 41 3分の1ルール

食品の流通において、小売店舗への納品期限を賞味期限の3分の1の時点、販売期限を3分の2の時点に設定する商習慣のこと。

賞味期限の3分の1以内で小売店舗に納品できなかったものは、賞味期限まで多くの日数を残すにも関わらず、行き場がなくなり廃棄となる可能性があるため、この商習慣の緩和は食品ロスの削減につながることを期待される。

#### 42 フードシェアリング

食品ロス削減に関する取り組みの1つで、何もしなければ廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組みのこと。

#### 43 食育推進基本計画

食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標について定めた計画のこと。第4次食育推進基本計画では、基本的な方針として3つの重点事項を掲げ、国民の健全な食生活の実現と環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、SDGsの考え方を踏まえながら、多様な関係者が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進することとしている。

#### 44 生活排水

日常生活に伴って家庭から出される排水で、トイレから排出されるし尿と、炊事、洗濯、風呂などで排出される生活雑排水を合わせたもの。

#### 45 合併処理浄化槽

し尿、生活雑排水等の汚水を処理するために設置される浄化施設のこと。

#### 46 単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化施設で、平成13(2001)年4月1日の浄化槽法改正により原則として新たな設置は不可となっている。

#### 47 公共下水道

主に市街地における雨水や汚水を地下に埋設した管渠で排除し、汚水については週末処理するもの、または流域下水道に接続するもので、設置及び管理は原則として市町村が行う。

#### 48 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域などの水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路などの水路(終末処理場の設置されていない下水道も含む)のこと。

## 第8章 資料集

### 8.1 ごみ処理の実績及び将来予測

#### 8.1.1 ごみ処理の実績

平成 27(2015)年度から令和 6(2024)年度までの 1 人 1 日当たりのごみ排出量(原単位)は以下のとおりです。

1 人 1 日当たりのごみ排出量の実績

区分/年度	単位	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365
計画収集人口	人	19,211	18,598	18,182	17,744	17,287	16,924	16,490	16,160	15,758	15,323
ごみ総排出量	g/人・日	1,073	1,126	1,147	1,123	1,082	1,066	1,154	1,090	1,152	1,158
生活系ごみ排出量	g/人・日	720	759	778	751	742	768	819	768	796	804
家庭系ごみ	g/人・日	541	590	611	590	578	604	654	600	626	637
可燃ごみ	g/人・日	512	561	578	558	542	564	621	567	598	608
不燃ごみ	g/人・日	8	9	9	9	8	8	8	8	7	8
その他ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	g/人・日	21	20	24	23	28	32	25	25	21	21
資源ごみ	g/人・日	1,260	1,146	1,109	1,041	1,040	1,016	996	989	983	934
びん	g/人・日	29	31	30	29	27	25	24	27	28	27
ペットボトル	g/人・日	25	21	21	21	23	23	21	23	22	23
古紙類	g/人・日	98	85	84	82	83	82	85	84	86	83
プラスチック製容器包装	g/人・日	22	25	25	24	25	26	28	28	29	29
その他製品プラスチック	g/人・日	5	7	7	6	7	8	7	6	5	7
集団回収	g/人・日	21	14	12	13	9	6	5	8	6	6
事業系ごみ排出量	g/人・日	331	352	356	360	332	291	329	315	349	348
可燃ごみ	g/人・日	314	330	339	342	318	277	319	305	342	340
不燃ごみ	g/人・日	3	3	2	2	3	2	2	2	2	2
粗大ごみ	g/人・日	6	5	2	3	3	2	2	2	1	1
資源ごみ	g/人・日	9	15	13	14	9	10	7	6	4	5

注)端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

#### 8.1.2 推計に当たって

トレンド法に用いられる推計式にはいくつかの種類がありますが、ここでは一般的なごみ処理基本計画などで用いられる「ごみ処理施設構造指針解説(社)全国都市清掃会議編」に示されている推計式を参考とし、適当と考えられる以下の 5 推計式を採用します。

令和 7(2025)年度以降のごみ排出量予測の算出にあたっては、平成 27(2015)年度から令和 6(2024)年度の原単位の実績を基に各推計式から推計を行います。

将来予測に用いる推計式

No	式名	式の形	特徴
1	一次傾向式 (直線回帰)	$y=ax+by = a x + by=ax+b$	最も基本となる式であり、傾きが一定で直線的に推移する式。直線的に増加又は減少することから、長期の予測では不自然な傾向となってしまうこともあり、予測値の妥当性を判断する必要がある。
2	二次傾向式 (放物線回帰)	$y=ax^2+bx+cy = a x^2 + b x + cy=ax^2+bx+c$	実績が緩やかな曲線を描く場合は、ある程度正確であるが、増減を繰り返す場合や、増加の後には減少になる場合などは傾向が極端に出る。
3	一次指数式 (指数関数)	$y=aebxy = a e^{[b x]}y=aebx$	実績値にばらつきが少ない場合に良く適合する式であり、多くの場合において実績値の増減率が徐々に大きくなることから、長期的な予測をする場合は、予測値の妥当性について判断する必要がある。
4	べき曲線式 (累乗回帰)	$y=axby = a x^b y=axb$	一次指数式と同様に、徐々に増減率が大きくなっていく式であるが、推計式の特性上、実績値が減少傾向となっている場合には推計結果が得られないことがある。
5	ロジスティック式 (S字曲線)	$y=K1+ae^{-bxy} = \frac{K}{1+a e^{-[b x]}}y=1+ae^{-bxK}$	生物の個体数の変化を表すモデルとして考案された式であり、成長曲線とも呼ばれる。一般的に、飽和値 $k$ はその環境下で存在できる最大値を示す定数であり、 $y$ が増加するにつれ、増加率は抑制され、最終的には飽和値に収束していく。

注)a, b, cは実績値から定められる係数、yは人口又はごみ量等、xは時間係数

8.1.3 ごみ排出量の見込み(現状の傾向が継続した場合)

	単位	実績										予測												備考				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度		R19年度	R20年度	R21年度	R22年度
計画収集人口	人	19,211	18,598	18,182	17,744	17,287	16,924	16,490	16,160	15,758	15,323	15,015	14,643	14,271	13,899	13,527	13,155	12,788	12,421	12,054	11,687	11,320	10,989	10,658	10,327	9,996	9,666	総合計画推計値
ごみ総排出量	t	7,541	7,646	7,610	7,273	6,849	6,584	6,943	6,432	6,644	6,477	6,243	6,114	5,999	5,848	5,709	5,570	5,443	5,284	5,141	4,995	4,857	4,710	4,574	4,438	4,309	4,159	
	g/人・日	1,073	1,126	1,147	1,123	1,082	1,066	1,154	1,090	1,152	1,158	1,139.1	1,143.9	1,148.5	1,152.7	1,156.3	1,160.0	1,162.9	1,165.5	1,168.5	1,171.0	1,172.3	1,174.3	1,175.8	1,177.4	1,177.8	1,178.8	
生活系ごみ	t	5,211	5,254	5,245	4,939	4,749	4,787	4,962	4,575	4,629	4,529	4,422	4,338	4,262	4,159	4,065	3,969	3,881	3,772	3,672	3,569	3,471	3,366	3,271	3,174	3,081	2,974	
	g/人・日	741	774	790	763	751	775	824	776	803	810	806.9	811.6	816.0	819.8	823.3	826.6	829.2	832.0	834.6	836.7	837.8	839.2	840.8	842.1	842.1	842.9	
家庭系ごみ	t	3,802	4,011	4,056	3,817	3,655	3,732	3,938	3,537	3,613	3,563	3,483	3,426	3,374	3,302	3,236	3,167	3,103	3,022	2,948	2,869	2,797	2,717	2,644	2,569	2,499	2,416	
	g/人・日	541	591	611	589	578	604	654	600	626	637	635.5	641.0	646.0	650.9	655.4	659.6	663.0	666.6	670.0	672.6	675.1	677.4	679.7	681.5	683.1	684.8	
可燃ごみ	t	3,598	3,811	3,837	3,612	3,427	3,487	3,739	3,346	3,451	3,403	3,309	3,257	3,209	3,141	3,080	3,016	2,957	2,880	2,809	2,735	2,667	2,591	2,521	2,450	2,383	2,304	過去3年間の原単位の平均を維持
	g/人・日	512	561	578	558	542	564	621	567	598	609	603.9	609.4	614.5	619.3	623.8	628.0	631.8	635.2	638.4	641.2	643.7	646.0	648.1	649.9	651.5	652.9	
不燃ごみ	t	59	62	62	56	52	48	47	45	43	44	41	39	37	36	34	32	30	29	28	26	25	24	23	22	21	20	
	g/人・日	8.3	9.1	9.3	8.6	8.2	7.8	7.8	7.7	7.5	7.9	7.4	7.3	7.1	7.0	6.9	6.7	6.6	6.5	6.4	6.2	6.1	6.0	5.9	5.8	5.7	5.6	1次指数式
粗大ごみ	t	145	138	157	149	176	197	152	146	119	116	133	130	128	125	122	119	116	113	111	108	105	102	100	97	95	92	
	g/人・日	20.1	20.8	23.6	22.9	27.6	32.0	25.2	24.9	20.3	21.0	24.2	24.3	24.5	24.6	24.7	24.8	24.9	25.1	25.2	25.3	25.4	25.5	25.7	25.8	26.0	26.1	ロジスティック式
資源ごみ	t	1,260	1,146	1,109	1,041	1,040	1,016	996	989	983	934	902	876	853	823	796	770	747	720	695	672	647	623	601	580	558	535	
	g/人・日	179	169	167	160	164	164	166	168	170	167	164.6	163.9	163.3	162.3	161.2	160.4	159.6	158.8	158.0	157.5	156.2	155.4	154.5	153.9	152.5	151.6	
びん	t	206	211	199	185	172	156	146	160	161	150	139	134	128	123	118	112	108	103	98	94	89	85	81	78	74	71	
	g/人・日	29	31	30	29	27	25	24	27	28	27	25.4	25.0	24.6	24.2	23.8	23.4	23.0	22.7	22.3	22.0	21.6	21.3	20.9	20.6	20.3	20.0	1次指数式
ペットボトル	t	172	141	143	134	144	141	130	137	130	126	124	120	117	113	109	106	103	99	97	94	91	87	84	82	79	76	
	g/人・日	25	21	21	21	23	23	21	23	22	23	22.5	22.4	22.3	22.3	22.2	22.2	22.1	22.0	22.0	21.9	21.8	21.7	21.7	21.6	21.6	21.5	ロジスティック式
古紙類	t	690	577	560	529	520	505	512	493	497	461	443	428	415	399	385	371	358	344	331	318	306	294	282	271	261	249	
	g/人・日	98	85	84	82	83	82	85	84	86	83	80.8	80.0	79.3	78.6	77.9	77.2	76.5	75.9	75.2	74.5	73.9	73.3	72.6	72.0	71.4	70.7	ロジスティック式
プラスチック製容器包装	t	154	172	164	153	157	162	167	162	164	159	160	159	158	155	152	150	148	145	141	138	135	132	129	125	122	118	
	g/人・日	22	25	25	24	25	26	28	28	29	29	29.2	29.6	30.1	30.5	30.8	31.2	31.5	31.9	32.1	32.4	32.6	32.9	33.1	33.3	33.3	33.5	ロジスティック式
その他の製品プラスチック	t	38	45	43	40	47	52	41	37	31	38	36	35	35	33	32	31	30	29	28	28	26	25	25	24	22	21	
	g/人・日	5.4	6.6	6.5	6.2	7.4	8.4	6.8	6.3	5.4	6.8	6.5	6.5	6.6	6.5	6.5	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.3	6.3	6.2	6.2	6.2	べき曲線式
集回収量	t	149	97	80	81	54	39	28	49	33	32	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	26	25	24	23	
	g/人・日	21.2	14.3	12.1	12.5	8.5	6.3	4.7	8.3	5.7	5.7	6.8	6.8	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	べき曲線式
事業系ごみ	t	2,330	2,392	2,365	2,334	2,100	1,797	1,981	1,857	2,015	1,948	1,821	1,776	1,737	1,689	1,644	1,601	1,562	1,512	1,469	1,426	1,386	1,344	1,303	1,264	1,228	1,185	
	g/人・日	331	352	356	360	332	291	329	315	349	348	332.3	332.3	332.6	332.9	333.0	333.4	333.7	333.5	333.9	334.3	334.5	335.1	334.9	335.3	335.7	335.9	
可燃ごみ	t	2,205	2,238	2,253	2,214	2,012	1,714	1,920	1,800	1,975	1,902	1,774	1,731	1,693	1,646	1,603	1,560	1,522	1,475	1,433	1,390	1,351	1,309	1,271	1,232	1,197	1,155	
	g/人・日	314	330	340	342	318	278	319	305	342	340	323.7	323.9	324.2	324.4	324.7	324.9	325.2	325.4	325.7	325.9	326.2	326.4	326.7	326.9	327.2	327.5	ロジスティック式
不燃ごみ	t	18	19	13	12	16	11	9	9	9	10	9	9	9	8	8	8	8	7	7	7	7	7	6	6	6	6	
	g/人・日	2.6	2.8	2.0	1.9	2.5	1.8	1.5	1.5	1.6	1.8	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	過去3年間の原単位の平均を維持
粗大ごみ	t	41	35	15	18	17	13	11	10	7	7	8	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	5	5	5	5	
	g/人・日	5.8	5.2	2.3	2.8	2.7	2.1	1.8	1.7	1.2	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	過去3年間の原単位の平均を維持
資源ごみ	t	66	100	84	90	55	59	41	38	24	29	30	29	28	28	26	26	25	24	23	23	22	22	21	21	20	19	
	g/人・日	9.4	14.7	12.7	13.9	8.7	9.6	6.8	6.4	4.2	5.2	5.5	5.4	5.4	5.5	5.3	5.4	5.3	5.3	5.2	5.4	5.3	5.5	5.4	5.6	5.5	5.4	
再資源化量	t	1,740	1,597	1,520	1,448	1,411	1,338	1,248	1,286	1,218	1,172	1,160	1,126	1,097	1,061	1,026	994	964	929	899	870	839	810	782	756	729	700	
リサイクル率	%	23.1%	20.9%	20.0%	19.9%	20.6%	20.3%	18.0%	20.0%	18.3%	18.1%	18.6%	18.4%	18.3%	18.1%	18.0%	17.8%	17.7%	17.6%	17.5%	17.4%	17.3%	17.2%	17.1%	17.0%	16.9%	16.8%	
最終処分量	t	773	754	760	703	743	742	726	691	725	645	656	642	630	614	599	585	572	555	540	524	510	495	480	466	452	437	
最終処分率	%	10.3%	9.9%	10.0%	9.7%	10.8%	11.3%	10.5%	10.7%	10.9%	10.0%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	過去3年間の処分率の平均を維持

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

8.1.4 ごみ排出量の見込み(目標を達成した場合)

	単位	実績										予測												備考				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度		R19年度	R20年度	R21年度	R22年度
計画収集人口	人	19,211	18,598	18,182	17,744	17,287	16,924	16,490	16,160	15,758	15,323	15,015	14,643	14,271	13,899	13,527	13,155	12,788	12,421	12,054	11,687	11,320	10,989	10,658	10,327	9,996	9,666	
ごみ総排出量	t	7,541	7,646	7,610	7,273	6,849	6,584	6,943	6,432	6,644	6,477	6,188	6,004	5,840	5,645	5,460	5,279	5,133	4,956	4,795	4,633	4,482	4,323	4,174	4,027	3,890	3,732	
	g/人・日	1,073	1,126	1,147	1,123	1,082	1,066	1,154	1,090	1,152	1,158	1,129.1	1,123.4	1,118.1	1,112.7	1,105.9	1,099.4	1,096.7	1,093.2	1,089.8	1,086.1	1,081.8	1,077.8	1,073.0	1,068.4	1,063.3	1,057.8	
生活系ごみ	t	5,211	5,254	5,245	4,939	4,749	4,787	4,962	4,575	4,629	4,529	4,383	4,260	4,150	4,017	3,890	3,764	3,664	3,542	3,429	3,314	3,207	3,094	2,990	2,885	2,787	2,674	
	g/人・日	741	774	790	763	751	775	824	776	803	810	799.7	797.1	794.5	791.8	787.9	783.9	782.8	781.3	779.4	776.9	774.1	771.4	768.6	765.4	761.8	757.9	
家庭系ごみ	t	3,802	4,011	4,056	3,817	3,655	3,732	3,938	3,537	3,613	3,563	3,422	3,306	3,198	3,075	2,958	2,842	2,757	2,656	2,561	2,466	2,377	2,284	2,197	2,111	2,030	1,939	
	g/人・日	541	591	611	589	578	604	654	600	626	637	624.4	618.6	612.3	606.1	599.1	591.9	589.1	585.8	582.1	578.1	573.7	569.4	564.8	560.0	554.9	549.6	
可燃ごみ	t	3,598	3,811	3,837	3,612	3,427	3,487	3,739	3,346	3,451	3,403	3,248	3,137	3,033	2,914	2,802	2,691	2,609	2,513	2,422	2,332	2,247	2,158	2,074	1,992	1,914	1,827	
	g/人・日	512	561	578	558	542	564	621	567	598	609	592.6	586.9	580.6	574.3	567.5	560.5	557.4	554.2	550.5	546.7	542.3	538.0	533.2	528.4	523.1	517.9	
うち削減量	生ごみ削減	g/人・日										11.3	22.5	33.9	45.0	56.3	67.5	74.4	81.0	87.9	94.5	101.4	108.0	114.9	121.5	128.4	135.0	(主な取り組み例)
	食品ロス削減	g/人・日										2.5	5.0	7.5	10.0	12.5	15.0	16.5	18.0	19.5	21.0	22.5	24.0	25.5	27.0	28.5	30.0	水切りの推進
	分別徹底	g/人・日										4.2	8.3	12.5	16.7	20.8	25.0	27.5	30.0	33.0	35.0	38.0	40.0	43.0	45.0	48.0	50.0	プラスチック・紙類の分別徹底
	使い捨てプラスチック削減	g/人・日										1.2	2.5	3.8	5.0	6.3	7.5	8.3	9.0	10.0	11.0	11.0	12.0	13.0	14.0	14.0	15.0	マイバッグ・マイボトル等推進
	紙類の削減	g/人・日										0.7	1.3	2.0	2.7	3.3	4.0	4.4	4.8	5.2	5.6	6.0	6.4	6.8	7.2	7.6	8.0	ペーパーレス化の推進
	リユースの推進	g/人・日										0.3	0.5	0.8	1.0	1.3	1.5	1.7	1.8	2.0	2.1	2.3	2.4	2.6	2.7	2.9	3.0	不用品のリユース推進
	その他	g/人・日										0.3	0.7	1.0	1.3	1.7	2.0	2.2	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0	非居住者の適正排出推進
	不燃ごみ	t	59	62	62	56	52	48	47	45	43	44	41	39	37	36	34	32	31	29	28	26	25	24	23	22	21	20
	g/人・日	8.0	9.0	9.0	9.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	7.4	7.3	7.1	7.0	6.9	6.7	6.6	6.5	6.4	6.2	6.1	6.0	5.9	5.8	5.7	5.6	
粗大ごみ	t	145	138	157	149	176	197	152	146	119	116	133	130	128	125	122	119	117	114	111	108	105	102	100	97	95	92	
	g/人・日	20.0	21.0	24.0	23.0	28.0	32.0	25.0	25.0	20.0	21.0	24.2	24.3	24.5	24.6	24.7	24.8	24.9	25.1	25.2	25.3	25.4	25.5	25.7	25.8	26.0	26.1	
資源ごみ	t	1,260	1,146	1,109	1,041	1,040	1,016	996	989	983	934	924	918	917	908	899	890	876	856	839	820	803	784	767	749	733	712	
	g/人・日	179	169	167	160	164	164	166	168	170	167	168.6	171.8	175.5	178.9	182.0	185.4	187.1	188.9	190.6	192.2	193.8	195.5	197.2	198.7	200.4	201.9	
びん	t	206	211	199	185	172	156	146	160	161	150	139	134	128	123	118	112	108	103	98	94	89	85	81	78	74	71	
	g/人・日	29	31	30	29	27	25	24	27	28	27	25.4	25.0	24.6	24.2	23.8	23.4	23.0	22.7	22.3	22.0	21.6	21.3	20.9	20.6	20.3	20.0	
ペットボトル	t	172	141	143	134	144	141	130	137	130	126	128	129	131	132	132	133	132	130	128	126	125	122	121	119	117	115	
	g/人・日	25	21	21	21	23	23	21	23	22	23	23.4	24.2	25.1	26.0	26.8	27.7	28.2	28.6	29.2	29.6	30.1	30.5	31.1	31.5	32.1	32.5	
古紙類	t	690	577	560	529	520	505	512	493	497	461	454	450	447	441	436	431	423	412	403	392	384	374	365	356	348	338	
	g/人・日	98	85	84	82	83	82	85	84	86	83	82.9	84.2	85.6	87.0	88.3	89.7	90.3	90.9	91.5	92.0	92.7	93.3	93.9	94.5	95.2	95.7	
プラスチック製容器包装	t	154	172	164	153	157	162	167	162	164	159	167	170	175	179	181	183	183	183	181	180	179	177	175	173	170	168	
	g/人・日	22	25	25	24	25	26	28	28	29	29	30.4	31.9	33.6	35.2	36.6	38.2	39.2	40.3	41.2	42.2	43.1	44.1	45.0	45.9	46.6	47.5	
その他の製品プラスチック	t	38	45	43	40	47	52	41	37	31	38	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	25	23	23	22	
	g/人・日	5.0	7.0	7.0	6.0	7.0	8.0	7.0	6.0	5.0	7.0	6.5	6.5	6.6	6.5	6.5	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.3	6.3	6.2	6.2	6.2	
うち可燃ごみ分別による草加分	紙類	g/人・日										4.2	8.3	12.5	16.7	20.8	25.0	27.5	30.0	33.0	35.0	38.0	40.0	43.0	45.0	48.0	50.0	
	紙類	g/人・日										2.5	5.0	7.5	10.0	12.5	15.0	16.5	18.0	19.8	21.0	22.8	24.0	25.8	27.0	28.8	30.0	
	プラスチック類	g/人・日										1.7	3.3	5.0	6.7	8.3	10.0	11.0	12.0	13.2	14.0	15.2	16.0	17.2	18.0	19.2	20.0	
集団回収量	t	149	97	80	81	54	39	28	49	33	32	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	26	25	24	23	
	g/人・日	21.2	14.3	12.1	12.5	8.5	6.3	4.7	8.3	5.7	5.7	6.8	6.8	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	
事業系ごみ	t	2,330	2,392	2,365	2,334	2,100	1,797	1,981	1,857	2,015	1,948	1,805	1,744	1,690	1,628	1,570	1,515	1,469	1,414	1,366	1,319	1,275	1,229	1,184	1,142	1,103	1,058	
	g/人・日	331	352	356	360	332	291	329	315	349	348	329.4	326.3	323.6	320.9	318.0	315.5	313.9	311.9	310.5	309.2	307.7	306.4	304.4	303.0	301.5	299.9	
可燃ごみ	t	2,205	2,238	2,253	2,214	2,012	1,714	1,920	1,800	1,975	1,902	1,758	1,699	1,646	1,585	1,529	1,474	1,429	1,377	1,330	1,283	1,240	1,194	1,152	1,110	1,072	1,028	
	g/人・日	314	330	340	342	318	278	319	305	342	340	320.7	317.9	315.2	312.4	309.7	306.9	305.4	303.8	302.3	300.7	299.2	297.6	296.1	294.5	293.0	291.5	
不燃ごみ	t	18	19	13	12	16	11	9	9	9	10	9	9	9	8	8	8	8	7	7	7	7	7	6	6	6	6	
	g/人・日	2.6	2.8	2.0	1.9	2.5	1.8	1.5	1.5	1.6	1.8	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	
粗大ごみ	t	41	35	15	18	17	13	11	10	7	7	8	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	5	5	5	5	
	g/人・日	5.8	5.2	2.3	2.8	2.7	2.1	1.8	1.7	1.2	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	
資源ごみ	t	66	100	84	90	55	59	41	38	24	29	30	29	28	28	26	26	25	24	23	23	22	22	21	21	20	19	
	g/人・日	9.4	14.7	12.7	13.9	8.7	9.6	6.8	6.4	4.2	5.2	5.5	5.4	5.4	5.5	5.3	5.4	5.3	5.3	5.2	5.4	5.3	5.5	5.4	5.6	5.5	5.4	
再資源化量	t	1,740	1,597	1,520	1,448	1,411	1,338	1,248	1,286	1,218	1,172	1,182	1,168	1,161	1,146	1,129	1,114	1,095	1,066	1,043	1,018	995	971	948	925	904	877	
リサイクル率	%	23.1%	20.9%	20.0%	19.9%	20.6%	20.3%	18.0%	20.0%	18.3%	18.1%	19.1%	19.5%	19.9%	20.3%	20.7%	21.1%	21.3%	21.5%	21.8%	22.0%	22.2%	22.5%	22.7%	23.0%	23.2%	23.5%	
最終処分量	t	773	754	760	703	743	742	726	691	725</																		

## 8.2 生活排水処理の実績及び将来予測

---

### 8.2.1 将来予測の方法

---

生活排水処理人口及び生活排水処理量の将来予測は、以下の手順により行いました。

- ①生活排水未処理人口(単独処理浄化槽人口、し尿汲み取り人口及び自家処理人口)について、平成 27(2015)年度から令和 6(2024)年度までの計画人口における各処理人口の割合の実績を基に、ごみ処理と同様にトレンド法により推計を行い、得られた値を人口に乗じて各処理人口とする。
- ②計画人口から①の各処理人口を除いた残りを合併処理浄化槽人口とする。
- ③処理量については、し尿処理、浄化槽汚泥処理及び自家処理における原単位について 5 種推計を行い、算出した原単位を人口に乗じて得られた額を各処理量とする。

8.2.2 生活排水処理の実績及び将来予測

区分	単位	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	根拠	
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040		
生活排水処理人口の見込み (現状の傾向が継続した場合)	計画人口	人	18,765	18,300	17,771	17,325	17,055	16,596	16,203	15,868	15,465	15,030	15,015	14,643	14,271	13,899	13,527	13,155	12,788	12,421	12,054	11,687	11,320	10,989	10,658	10,327	9,996	9,666	勝浦市総合計画推計値
	水洗化・生活排水処理人口	人	8,232	8,259	8,333	8,399	8,507	8,735	8,884	9,055	9,193	9,331	9,378	9,367	9,337	9,286	9,214	9,126	9,024	8,905	8,772	8,627	8,467	8,322	8,168	8,003	7,828	7,646	人口差引き
	合併処理浄化槽人口	人	8,232	8,259	8,333	8,399	8,507	8,735	8,884	9,055	9,193	9,331	9,378	9,367	9,337	9,286	9,214	9,126	9,024	8,905	8,772	8,627	8,467	8,322	8,168	8,003	7,828	7,646	
	水洗化・生活排水未処理人口	人	10,533	10,041	9,438	8,926	8,548	7,861	7,319	6,813	6,272	5,699	5,637	5,276	4,934	4,613	4,313	4,029	3,764	3,516	3,282	3,060	2,853	2,667	2,490	2,324	2,168	2,020	
	単独処理浄化槽人口	人	7,916	7,612	7,118	6,716	6,444	5,990	5,698	5,366	4,970	4,534	4,495	4,227	3,972	3,730	3,501	3,283	3,077	2,882	2,697	2,521	2,355	2,204	2,061	1,926	1,797	1,676	1次指数式
	し尿汲み取り人口	人	2,274	2,086	1,984	1,874	1,768	1,535	1,290	1,131	995	869	846	759	679	608	544	486	434	388	346	308	274	245	218	194	173	153	1次指数式
	自家処理人口	人	343	343	336	336	336	336	331	316	307	296	296	290	283	275	268	260	253	246	239	231	224	218	211	204	198	191	過去3年間の傾向を維持
	生活排水処理率	%	43.9	45.1	46.9	48.5	49.9	52.6	54.8	57.1	59.4	62.1	62.5	64.0	65.4	66.8	68.1	69.4	70.6	71.7	72.8	73.8	74.8	75.7	76.6	77.5	78.3	79.1	
	水洗化率	%	86.1	86.7	86.9	87.2	87.7	88.7	90.0	90.9	91.6	92.2	92.4	92.8	93.3	93.6	94.0	94.3	94.6	94.9	95.1	95.4	95.6	95.8	96.0	96.1	96.3	96.4	
	年間処理量	kℓ/年	8,250	8,270	7,865	7,872	7,508	7,717	7,412	7,191	7,556	7,154	7,177	7,013	6,909	6,720	6,548	6,421	6,270	6,084	5,917	5,794	5,643	5,483	5,377	5,230	5,101	4,977	
	し尿処理量	kℓ/年	2,214	2,101	1,948	1,830	1,762	1,623	1,598	1,494	1,442	1,408	1,300	1,200	1,101	1,003	913	827	750	674	606	544	487	437	391	348	313	276	
	浄化槽汚泥処理量	kℓ/年	5,861	5,994	5,745	5,870	5,574	5,922	5,645	5,536	5,957	5,595	5,726	5,665	5,663	5,576	5,498	5,461	5,390	5,284	5,189	5,132	5,041	4,935	4,878	4,778	4,687	4,603	
	自家処理量	kℓ/年	175	175	172	172	172	172	169	161	157	151	151	148	145	141	137	133	130	126	122	118	115	111	108	104	101	98	
	1人1日当たりの処理量	ℓ/人・日	1.20	1.24	1.21	1.24	1.20	1.27	1.25	1.24	1.33	1.30	1.31	1.31	1.32	1.32	1.33	1.34	1.34	1.34	1.34	1.36	1.36	1.37	1.38	1.39	1.39	1.41	
1人1日当たりのし尿処理量	ℓ/人・日	2.66	2.76	2.69	2.68	2.72	2.90	3.39	3.62	3.96	4.44	4.21	4.33	4.43	4.52	4.60	4.66	4.72	4.76	4.80	4.84	4.86	4.89	4.91	4.92	4.94	4.95	ロジスティック式	
1人1日当たりの浄化槽汚泥処理量	ℓ/人・日	0.99	1.03	1.02	1.06	1.02	1.10	1.06	1.05	1.15	1.11	1.13	1.14	1.16	1.17	1.18	1.20	1.21	1.22	1.23	1.25	1.26	1.27	1.29	1.30	1.31	1.33	1次傾向式	
1人1日当たりの自家処理量	ℓ/人・日	1.39	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	べき曲線式
合併処理浄化槽設置基数 (実績・目標)	合併処理浄化槽設置基数(補助)	基	5	6	4	4	5	5	6	6	2	3	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	補助対象設置基数(平均4基+目標2基)
	5人槽	基	5	6	3	3	5	5	6	6	2	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	6~7人槽	基	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	8~10人槽	基	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	浄化槽人口	人	25	30	22	25	25	25	30	30	10	20	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	5人槽:5人、6-7人槽:7人、8-10人槽:10人で計上
	合併処理浄化槽設置基数(補助外)	基	9	26	25	16	21	28	25	30	27	25	27	26	25	25	24	23	23	22	21	21	20	19	19	18	18	17	過去3年間の傾向維持
	5人槽	基	9	22	21	13	19	25	20	27	25	24	25	24	23	23	22	21	21	20	19	19	18	17	17	16	16	15	過去3年間の傾向維持
	6~7人槽	基	0	3	3	2	0	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	過去3年間の傾向維持
	8~10人槽	基	0	1	1	1	1	0	0	2	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	過去3年間の傾向維持
	11~20人槽	基	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	過去3年間の傾向維持
21~30人槽	基	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	過去3年間の傾向維持	
31~50人槽	基	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	過去3年間の傾向維持	
51人槽以上	基	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	過去3年間の傾向維持	
浄化槽人口	人	45	141	136	89	125	169	158	162	142	127	142	137	132	132	127	122	122	117	112	112	107	102	102	97	97	92	5人槽:5人、6-7人槽:7人、8-10人槽:10人で計上	
生活排水処理人口の見込み (目標達成時)	計画処理区域内人口	人										15,015	14,643	14,271	13,899	13,527	13,155	12,788	12,421	12,054	11,687	11,320	10,989	10,658	10,327	9,996	9,666		
	水洗化・生活排水処理人口	人										9,388	9,387	9,367	9,326	9,264	9,186	9,094	8,985	8,862	8,727	8,577	8,442	8,298	8,143	7,978	7,806		
	合併処理浄化槽人口	人										9,388	9,387	9,367	9,326	9,264	9,186	9,094	8,985	8,862	8,727	8,577	8,442	8,298	8,143	7,978	7,806		
	水洗化・生活排水未処理人口	人										5,627	5,256	4,904	4,573	4,263	3,969	3,694	3,436	3,192	2,960	2,743	2,547	2,360	2,184	2,018	1,860		
	単独処理浄化槽人口	人										4,487	4,210	3,947	3,697	3,459	3,233	3,019	2,815	2,622	2,438	2,263	2,104	1,953	1,809	1,672	1,543		
	し尿汲み取り人口	人										844	756	674	601	536	476	422	375	331	291	256	225	196	171	148	126		
	自家処理人口	人										296	290	283	275	268	260	253	246	239	231	224	218	211	204	198	191		
	生活排水処理率	%										62.5	64.1	65.7	67.1	68.5	69.8	71.1	72.3	73.5	74.7	75.8	76.8	77.9	78.9	79.8	80.8		
	水洗化率	%										92.4	92.9	93.3	93.7	94.1	94.4	94.7	95.0	95.3	95.5	95.8	96.0	96.2	96.4	96.5	96.7		
	年間処理量	kℓ/年										7,171	7,001	6,891	6,694	6,517	6,383	6,223	6,033	5,858	5,726	5,569	5,402	5,286	5,133	4,996	4,864		
	し尿処理量	kℓ/年										1,297	1,195	1,093	992	900	810	729	652	580	514	455	402	351	307	268	228		
	浄化槽汚泥処理量	kℓ/年										5,723	5,658	5,653	5,561	5,480	5,440	5,364	5,255	5,156	5,094	4,999	4,889	4,827	4,722	4,627	4,538		
	自家処理量	kℓ/年										151	148	145	141	137	133	130	126	122	118	115	111	108	104	101	98		
	1人1日当たりの処理量	ℓ/人・日										1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.33	1.33	1.33	1.33	1.33	1.34	1.34	1.35	1.36	1.36	1.37	1.38	
1人1日当たりのし尿処理量	ℓ/人・日										4.21	4.33	4.43	4.52	4.60	4.66	4.72	4.76	4.80	4.84	4.86	4.89	4.91	4.92	4.94	4.95			
1人1日当たりの浄化槽汚泥処理量	ℓ/人・日										1.13	1.14	1.16	1.17	1.18	1.20	1.21	1.22	1.23	1.25	1.26	1.27	1.29	1.30	1.31	1.33			
1人1日当たりの自家処理量	ℓ/人・日										1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40		

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

# 勝浦市一般廃棄物処理基本計画

令和 8(2026)年 3 月

発 行 千葉県勝浦市役所

○ごみ・食品ロス担当：清掃センター施設係  
〒299-5226 千葉県勝浦市串浜 1936-18  
電 話 0470-73-2370  
e-mail shisetsu-sei@city-katsuura.jp

○生活排水担当：生活環境課環境保全係  
〒299-5292 千葉県勝浦市新官 1343-1  
電 話 0470-62-5094  
e-mail hozen-k@city-katsuura.jp